

竹富町
地域福祉計画
地域福祉活動計画



©ピカリヤ〜

竹富町自殺対策計画
竹富町再犯防止推進計画

ゆいまーるの心でつなぐ
共生と支え合いのまち

2026～2029

あいさつ

「竹富町地域福祉計画・地域福祉活動計画」 策定にあたって



本計画の策定にあたり、ご挨拶を申し上げます。

日頃より、本町の福祉行政ならびに地域福祉活動に対し、町民の皆様の多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本町ではこの度、令和8年度から令和11年度までを期間とする「竹富町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

現在、私たちの社会は、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、社会的孤立やひきこもり、認知症、ヤングケアラーといった、既存の制度だけでは解決が困難な複雑・複合的な課題に直面しています。このような中、住み慣れた島で誰もが自分らしく安心して暮らし続けるためには、公的な支援（公助）の充実のみならず、住民同士の支え合い（互助・共助）がこれまで以上に重要となっています。

沖縄には、古くから「ゆいまーる」という、困ったときにはお互いさまという美しい助け合いの精神が息づいています。本計画では、この精神を現代社会に合わせて継承・発展させ、子どもから高齢者、障がいのある方もない方も、誰もが役割を持ち、共に支え合う『ゆいまーるの心で、誰ひとり取り残されない福祉の島をつくる』を基本理念に掲げました。

本計画の実効性を高めるためには、行政と地域住民、福祉関係団体が、手を取り合い、一丸となって歩みを進めていくことが不可欠です。町民一人ひとりが地域に関心を持ち、小さな「あいさつ」や「声掛け」から始まる絆の輪を、島々に広げていただくことを切に願っております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆様、ならびに熱心にご審議をいただきました策定委員会委員の皆様に対し、深く感謝申し上げ、巻頭の挨拶といたします。

令和8年3月

竹富町長 前泊 正人

この度の「竹富町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

竹富町社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉を推進する中核的な組織として、誰もが安心して地域で暮らすことができる“福祉のまちづくり”を基本理念とし、活動しています。



全ての町民が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、これまで以上に住民同士が思いやりをもち、共に支え合い、自立した生活ができる地域社会の創造に向けた取り組みを進めていく必要があります。

この度策定した「竹富町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域福祉計画においては町が主体となり、行政の責務として地域福祉を推進するための基本的な方向性や施策、制度的な支援の仕組みを整え、竹富町社会福祉協議会がその主たる任を負う地域福祉活動計画は、住民や地域団体、ボランティアなどが連携しながら、住民主体の地域福祉活動を進めるための実践的な行動計画として、行政・住民・福祉事業者・関係機関が一体となって「誰ひとり取り残さない」地域福祉の実現を共通の目的とし、それぞれが、それぞれの役割を補完し合ながら一体的となって推進していくものであり、地域での実践と支え合いを広げることで、竹富町全体で地域共生社会の実現を目指すものであります。

結びに、今後4年間の地域福祉活動の指針となるこの度の「竹富町地域福祉計画・地域福祉活動計画」が、住民皆さまにとって、より身近で、より実効性のある計画として親しまれることを期待すると同時に、竹富町社会福祉協議会の活動に対し、より一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、あいさつといたします。

令和8年3月

竹富町社会福祉協議会 会長 花城正美

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の社会的背景と趣旨	3
2. 計画の目的と性格	4
3. 計画の法的根拠と位置づけ	5
4. 対象範囲と計画期間	8
5. 計画の策定体制と住民参加のプロセス	9
6. 計画策定の経緯とスケジュール	10
第2章 竹富町の地域福祉の現状と課題	11
1. 各種データで見る現状	13
2. 竹富町の地域特性と福祉資源	23
3. 住民の意識・地域意見	35
4. 地域福祉課題の整理	43
第3章 基本理念・基本目標	45
1. 計画の基本理念	47
2. 将来像(めざす姿)	47
3. 計画の基本目的と目票(3本柱)	48
4. 重点的に取り組む課題	48
5. 施策の体系	49
第4章 施策の展開方針	51
1. 施策展開の基本的考え方	53
基本目標1 誰もが安心して暮らせる地域共生のしくみづくり	54
基本目標2 地域特性にあった持続可能な支援体制づくり	56
基本目標3 支え合いの担い手を広げるしくみづくり	58
第5章 地域福祉推進の仕組みと連携態勢	61
1. 地域福祉推進の基本的考え方	63
2. ゆいまーる連携体制	63
3. 行政と社会福祉協議会の役割分担	65
4. 相談支援体制の整備	66
5. PDCA サイクルによる推進と情報公表	70

第 6 章 評価とアセスメント	71
1. 評価とアセスメントの目的	73
2. 評価の枠組み	73
3. 指標の設定と進捗管理（アウトカム・プロセス評価）	75
4. 評価結果の公表と住民参加	75
竹富町自殺対策計画	77
1. 自殺対策計画策定の背景	79
2. 現状と課題	80
3. 計画の基本方針	81
4. 基本施策	84
5. 施策の体系	84
6. 目標値の設定	85
7. 基本施策の推進	85
竹富町再犯防止推進計画	93
1. 計画策定の背景	95
2. 現在の状況	96
3. 計画の基本方針	97
4. 基本施策	97
5. 施策の体系	98
6. 基本施策の推進	98
資料	101
1. 用語解説	103
2. 竹富町地域福祉計画・活動計画策定委員会設置要綱	112
3. 竹富町地域福祉計画・活動計画策定委員名簿	114
4. 竹富町地域福祉計画・活動計画の策定経過	115

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の社会的背景と趣旨

(1) 計画策定の社会的背景

① 複雑化、複合化する生活課題

全国的に、人口減少や少子高齢化の進行、高齢者世帯の増加を背景として、地域における住民同士の支え合いの力が低下していることが懸念されています。

こうした中で、人々が抱える生活課題は複雑化・複合化しており、公的福祉サービスにつながりにくい新たな社会問題が顕在化しています。

たとえば、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、高齢の親が無職の子どもを支える「8050問題」、介護と子育てが同時に発生する「ダブルケア」、子どもが日常的に家事や介護を担う「ヤングケアラー」などです。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、観光業を中心とした地域経済に深刻な影響を与えるとともに渡航の制限などで、生活の不安や精神的ストレスを抱える人々の増加につながりました。その結果、社会との接点を失い孤立する人が増え、さらなる課題を生む要因ともなっています。

② これまでの枠組みを超えた「地域共生社会」の推進

従来の公的な福祉制度では、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など対象ごとに支援が展開されてきました。しかし、課題の複合化・複雑化に対応するためには、制度や分野を超えて、多様な主体がつながり合いながら地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現が不可欠です。

「地域共生社会」とは、制度や分野の縦割りを見直すとともに、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりや地域団体が地域課題を「我が事」として捉え、世代や立場を越えてつながることで、暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことです。国においても、その推進が重要施策として位置づけられています。

(2) 計画策定の趣旨

竹富町は、大小16の島々から成り、うち9つの有人島には、それぞれ独自の自然・文化・生活様式があります。町の人口は減少と高齢化が進行し、医療・介護・子育て・就労環境において島ごとに格差が生じやすいという課題を抱えています。

一方で、住民が古くから育んできた「ゆいまーる（助け合い）」の精神は、現代の地域福祉においても大きな力を発揮できる資源です。本計画は、この精神を基盤に、行政・

住民・福祉事業者・関係機関が一体となって「誰ひとり取り残さない」地域福祉を実現することを趣旨としています。

2. 計画の目的と性格

(1) 計画の目的

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、竹富町における地域福祉を計画的かつ体系的に推進するために策定するものです。

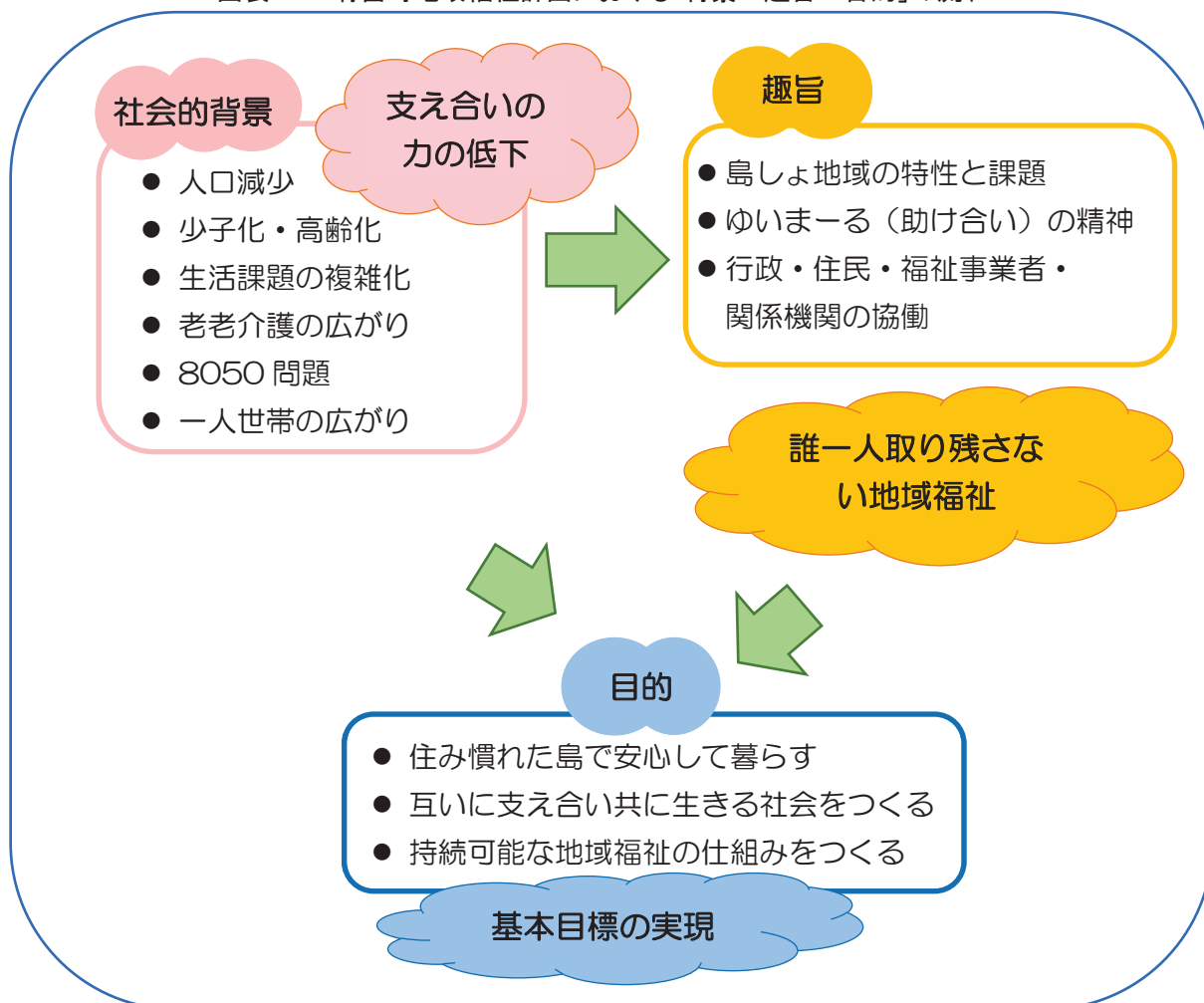
その目的は、町民一人ひとりが住み慣れた島で安心して暮らし、互いに支え合いながら共に生きる社会を実現することにあります。

竹富町に根付く「ゆいまーる」の伝統を現代的な地域福祉の視点で再構築し、制度的な支援と住民主体の活動を両輪として、持続可能な地域福祉の仕組みを築くことを目指します。

そのために本計画は、以下の三つを基本目的として掲げます。

- (1) 誰もが安心して暮らせる地域共生のしくみづくり
- (2) 地域特性にあった持続可能な支援体制づくり
- (3) 支え合いの担い手を広げるしくみづくり

図表 1-1 竹富町地域福祉計画における「背景→趣旨→目的」の流れ



(2) 計画の性格(地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係)

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉計画」と、住民が中心となって策定する「地域福祉活動計画」の 2 つを一体的に策定したものです。

地域福祉計画は、町が主体となり、行政の責務として地域福祉を推進するための基本的な方向性や施策を示すものです。一方、地域福祉活動計画は、住民や地域団体、ボランティアなどが連携しながら、住民主体の地域福祉活動を進めるための実践的な行動計画です。竹富町では、竹富町社会福祉協議会がその役割を担います。

両計画は、いずれも「誰ひとり取り残さない」地域福祉の実現を共通の目的とし、役割を補完し合いながら一体的に推進していきます。行政が制度的支援の仕組みを整え、社会福祉協議会と地域住民が地域での実践と支え合いを広げることで、竹富町全体で地域共生社会の実現をめざします。

このため本計画では、行政が行う施策と社会福祉協議会が担う取組をそれぞれ明示し、相互に連携しながら PDCA サイクルによる継続的な点検・評価を行う仕組みを整えます。

3. 計画の法的根拠と位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「社会福祉法」第107条（市町村地域福祉計画）の規定に基づき策定するものです。同条は、市町村に対して地域福祉の推進に関する基本的事項を一体的に定める計画の策定に努めることを求めています。

竹富町においても、この規定に則り、高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者などを含むすべての住民を対象とした包括的な地域福祉の推進方針を示すものとして本計画を位置づけます。

また、従来「任意」とされてきた計画は、平成 29 年の法改正により「努力義務」とされ、制度や分野を超えた地域共生社会の実現に向けて、市町村における計画的な取り組みが一層求められるようになっていきます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、竹富町の最上位計画である「竹富町総合計画」と整合を図りながら、福祉分野における各種個別計画との連携を重視しています。具体的には、以下の関連計画との相互補完を図り、町全体の福祉施策を総合的かつ一体的に推進します。

- (1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」
- (2) 「障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」
- (3) 「子ども・子育て支援事業計画」
- (4) 「ぱいぬ島健康プラン21」
- (5) 「竹富町地域防災計画」

また、国が進める「重層的支援体制整備事業」や「地域共生社会の実現」に向けた施策との関係も踏まえています。生活困窮や孤立、多問題世帯など、既存制度だけでは十分に対応できない課題に対しても柔軟に取り組めるよう、地域全体で支える仕組みづくりをすすめます。

(3) 本計画と同時に策定する 2 つの計画

さらに、本計画の策定に合わせて同じく「努力義務」となっている次の 2 つの法令に基づく計画も策定します。

1. 「自殺対策基本法」第 13 条（市町村自殺対策計画）

この法令に基づいて「竹富町自殺対策計画」を策定します。

町民一人ひとりのいのちと生活を守るため、自殺の未然防止、孤立防止、こころの健康づくり、相談支援体制の充実などを、地域福祉の施策と一体的に推進していきます。

2. 「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条（地方再犯防止推進計画）

この法令に基づいて、刑余者や非行経験者などが地域において安心して生活できるよう、就労支援・居住支援・相談支援などを体系的に推進する「竹富町再犯防止推進計画」を策定します。

福祉と司法が連携し、地域の中で再び社会とつながる機会を保障することで、再犯防止と社会的包摂を両立させることを目的とします。

これにより、本計画策定に当たっては、「地域福祉計画・活動計画」「自殺対策計画」「再犯防止推進計画」の三計画を一体的に策定し、福祉・保健・医療・教育・司法・防災などの各分野を横断的に結びつけながら、「誰ひとり取り残さない」福祉の島づくりを目指します。

地域住民のいのちと暮らしを守るため、自殺の未然防止、再犯防止、孤立防止、相談支援体制の充実などを地域福祉の施策と一体的に推進していきます。

さらに本計画は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえています。特に「すべての人に健康と福祉を（目標 3）」「質の高い教育をみんなに（目標 4）」「住み続けられるまちづくりを（目標 11）」「平和と公正をすべての人に（目標 16）」などに関連が深く、竹富町の島しょ特性に即した地域福祉の推進は、持続可能な社会づくりの一環を担うものです。

図表 1-2 竹富町地域福祉計画・活動計画に関連が深い国連の持続可能な開発目標（SDGs）



図表 1-3 竹富町地域福祉計画・活動計画の位置づけ

国
○社会福祉法 ○介護保険法 ○児童福祉法 ○障害者総合支援法 ○健康増進法
○生活困窮者自立支援法

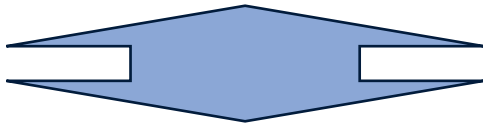
竹富町総合計画第5次基本構想・第10次基本計画

【本計画】
竹富町地域福祉計画・活動計画

地域福祉計画【公の計画】 地域福祉活動計画【民間の計画】

支援 ←

沖縄県
■沖縄県地域福祉支援計画



子ども・子育て支援事業計画

障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

ばいぬ島健康プラン
21

その他関連計画
■竹富町地域防災計画 など

4. 対象範囲と計画期間

(1) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、竹富町に居住するすべての町民を基本とします。あわせて、町内に一定期間滞在し就労・就学・生活する方や、観光関連事業に従事する労働者、外国人住民なども含め、地域で生活する多様な人々を対象とします。これにより、町に関わるすべての人が安全・安心を実感できる地域福祉の実現を目指します。

計画の対象とする分野は、社会福祉法に基づく地域福祉全般であり、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、生活困窮者支援、健康づくり、防災・減災に関連する支援など多岐にわたります。既存の個別計画に位置づけられた取組と有機的に連携し、分野横断的な課題にも対応する包括的な枠組みとします。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度までの 4 年間とします。これは「竹富町第 11 次総合計画（仮称）」や高齢者・障がい者・子育てなどの関連個別計画の期間と整合を図るためであり、毎年度の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

図表 1-4 計画の期間

	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度	令和 12 (2030) 年度
基本構想 基本計画	第 10 次基本計画					第 11 次
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 (自殺対策計画) (再犯防止推進計画)	竹富町地域福祉計画・活動計画 竹富町自殺対策計画 竹富町再犯防止推進計画					第 2 期
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第 10 次・9 期	第 11 次・10 期			第 12 次・ 11 期	
障がい者計画及び障がい 者福祉計画・障がい 児福祉計画	第 7 期・3 期	第 8 期・4 期			第 9 期・5 期	
ぱいぬ島健康プラン 21	第 3 次（令和 7 年度～18 年度）					
子ども・子育て支援 事業計画	第 3 期					第 4 期

5. 計画の策定体制と住民参加のプロセス

(1) 計画の策定体制

本計画は、竹富町の将来を見据えた地域福祉の指針として、町が主体となり策定するものです。策定にあたっては、庁内関係部署による連携体制を整えるとともに、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療・介護・障がい・子育てなどの関係機関や民間団体との協議を重ねました。さらに、福祉専門職や学識経験者からの助言を得て、客観的な視点を取り入れました。

その結果を「竹富町地域福祉計画・活動計画策定委員会」に反映しながら審議を行いました。

図表1-5 計画策定の体制

所 属	担 当
竹富町福祉支援課	介護保険、生活保護、再犯防止、地域包括支援センター
竹富町子ども未来課	子ども・子育て、障がい福祉、自殺防止
竹富町健康づくり課	食育、健康増進、成人保健、母子保健
竹富町防災危機管理課	防災
竹富町社会福祉協議会	民生委員、児童委員、サロン活動、ボランティア

(2) 住民参加のプロセス

本計画では、住民参加を重視し、町民アンケート調査の実施や、5地域で行われた高齢者ゆんたく会で出た意見、地域ごとの課題や住民の声を幅広く収集しました。また、広く地域福祉に関わっている組織や団体に「ヒアリング」を行いました。

策定過程においては、これらの意見や提案を整理・分析し、計画の方向性に反映させることで、町の実情に即した現実的かつ将来を見据えた内容としました。今後も、計画の推進段階において、住民・関係団体・行政が協働しながら、PDCA サイクルに基づく点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 1-6 計画策定における住民参加と反映のプロセス

区 分	内 容	ポイント
住民参加の方法	町民アンケート調査の実施 (返信 406 通/発送 987 通)	住民の意識・ニーズを把握
	関係組織・団体へのヒアリング(33 団体)	広範な視点を取り入れる
	令和 6 年度高齢者ゆんたく会(5 地区)、子育て世代ゆんたく会(6 地区)で出された課題の検討	地域ごとの課題や住民の声を収集
意見の整理と分析	アンケート・ヒアリング・懇談会の意見や提案を整理・分析	多様な声を計画に反映
計画への反映	地域の実情に即した現実的かつ将来を見据えた内容に修正	現実性と将来性の両立
今後の進め方	計画推進において住民・関係団体・行政が協働	協働体制を強化
	PDCA サイクルに基づく点検・評価	継続的改善
	必要に応じた見直し	柔軟な計画修正

6. 計画の策定体制、経緯とスケジュール

本計画の策定にあたっては、町民の皆さんの声を反映することを重視しました。

令和7年度に竹富町福祉支援課を中心に関係課、竹富町社会福祉協議会、地域団体等による「地域福祉計画・活動計画策定事務局会議」を立ち上げ、住民アンケート調査や関係者へのヒアリング調査を実施し、令和6年度に実施された地域別の町長ゆんたく会で出された声も含めて現場の意見や課題をもとに、行政・社協などが協働して検討を進めました。

令和7年10月には、竹富町長及び竹富町社会福祉協議会長からの諮問を受け、学識経験者、福祉関係者、地域代表などで構成する「竹富町地域福祉計画・活動計画策定委員会」を設置しました。委員会では、地域福祉計画の基本理念や基本目標、施策体系、地域福祉活動計画の方向性などについて、段階的に審議を行いました。

策定委員会での検討結果をもとに計画案を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、町民の皆さんの意見を反映した上で、令和8（2026）年3月中に最終計画を策定・公表します。

策定に至る主な経緯とスケジュールは以下のとおりです。

図表 1-7 計画策定の主な経緯・スケジュール

年 月	主な取組内容	担当・関係機関
令和7年5月	策定方針の決定、事務局設置	福祉支援課・社協
令和7年6月～8月	住民アンケート調査の実施・集計	事務局
令和7年8月～9月	関係団体へのヒアリング調査	事務局
令和7年10月	第1回策定委員会(計画構成・課題整理・理念・目標・施策方針案の検討)	策定委員会
令和7年12月	第2回策定委員会(施策の体系・展開方針・地域福祉増進の仕組みと連携体制・評価とアセスメントの検討)	策定委員会
令和7年12月	パブリックコメント実施	事務局
令和8年1月	第3回策定委員会計画(計画のとりまとめ、関係課協議)	策定委員会
令和8年2月	竹富町地域福祉計画・活動計画答申	竹富町・社協
令和8年3月	計画策定・公表	竹富町・社協

第2章

竹富町の地域福祉の現状と課題

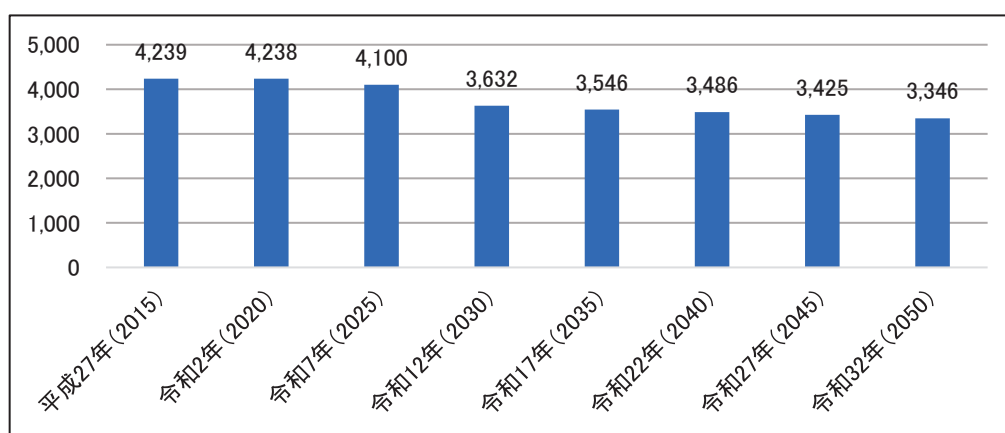
第2章 竹富町の地域福祉の現状と課題

1. 各種データで見る現状

(1) 人口・世帯構造

竹富町の人口は、令和2（2020）年までは増加していましたが、令和7（2025）年以降は緩やかな減少傾向で推移すると予測されます。令和12（2030）年の3,632人から令和32（2050）年には3,346人となり、20年間で約8%の減少が見込まれています。

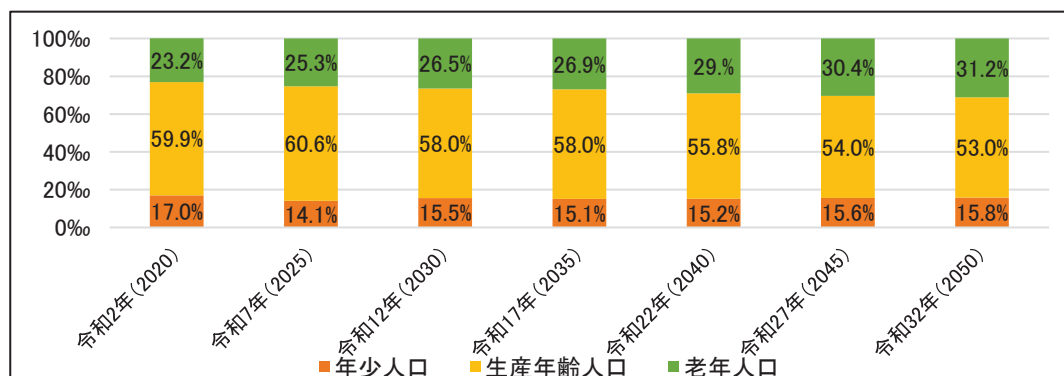
図表 2-1 竹富町の人口推移(2025年までは実数 2030年以降は推計) (単位:人)



資料:竹富町人口動態と社会保障・人口問題研究所

令和7（2025）年から令和32（2050）年にかけて、竹富町の人口構成は大きく変化する見込みです。年少人口は減少傾向が続き、特に令和17（2035）年には15.1%まで減少する見込みです。また、生産年齢人口も持続的に減少しており、地域の労働力確保に課題が生じる可能性があります。老年人口は緩やかに増加し、高齢化率は令和2（2020）年の23.2%から令和32（2050）年には31.2%に達すると推計されています。これにより、医療・介護・地域福祉の需要が高まることが予想され、地域包括ケア体制の充実や世代間の支え合いが一層重要になります。

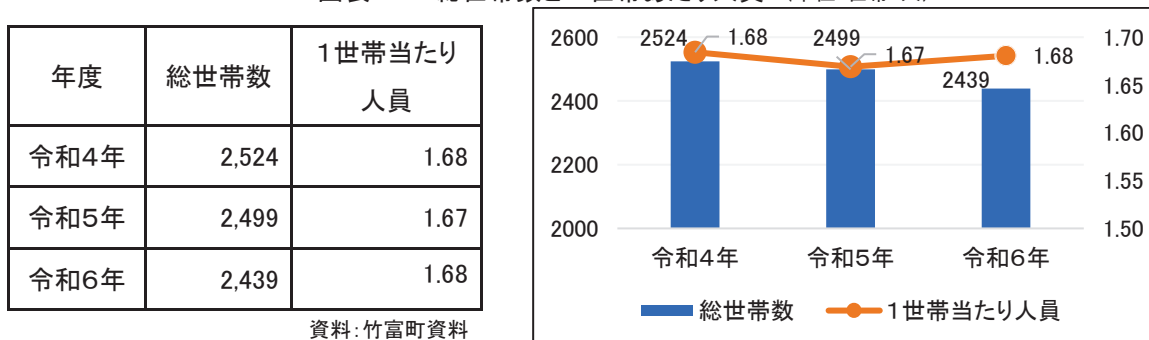
図表 2-2 年齢3区分人口割合の推移(2025年までは実数 2030年以降は推計) (単位:%)



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

竹富町の世帯数はこの3年間で減少傾向にあります。一方世帯構造を見ると1世帯当たり人員には大きな変化は見られません。

図表 2-3 総世帯数と1世帯あたり人員（単位：世帯・人）



図表 2-4 複数世代同居世帯数の推移（単位：世帯）

令和5（2023）年度に60世帯であった複数世代同居世帯は、令和6年に50世帯へと減少し、令和7年7月時点でも50世帯と横ばいの状況が続いています。

年度	複数世代同居世帯数
令和5年	60
令和6年	50
令和7年(7月)	50

資料：竹富町資料 令和7年7月現在

一方令和7（2025）年5月時点で、町の単身世帯数は467世帯であり、総世帯数2,549世帯に対する単身世帯率は18.3%となっています。内訳を見ると、男性が262世帯、女性が205世帯で、男性単身世帯がやや多い傾向です。

また、全国の単身世帯率は令和5年時点で34.0%と過去最高を記録しており、これと比較すると町の単身世帯率は約15ポイント低く、相対的に家族同居世帯が多い地域であることがうかがえます。

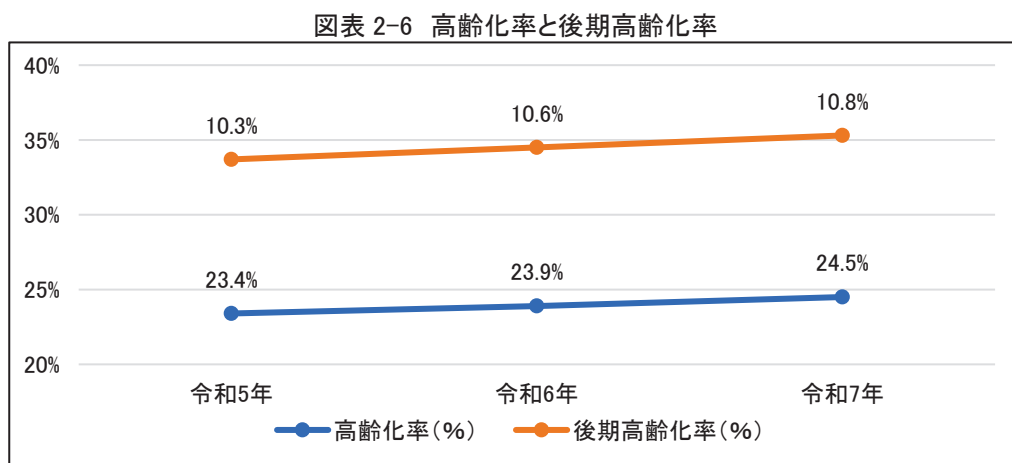
図表 2-5 単身世帯数の内訳（単位：世帯・%）

男性の単身世帯数	女性の単身世帯数	単身世帯数合計	世帯総数	単身世帯率
262	205	467	2,549	18.3%

資料：竹富町資料 令和7年5月現在

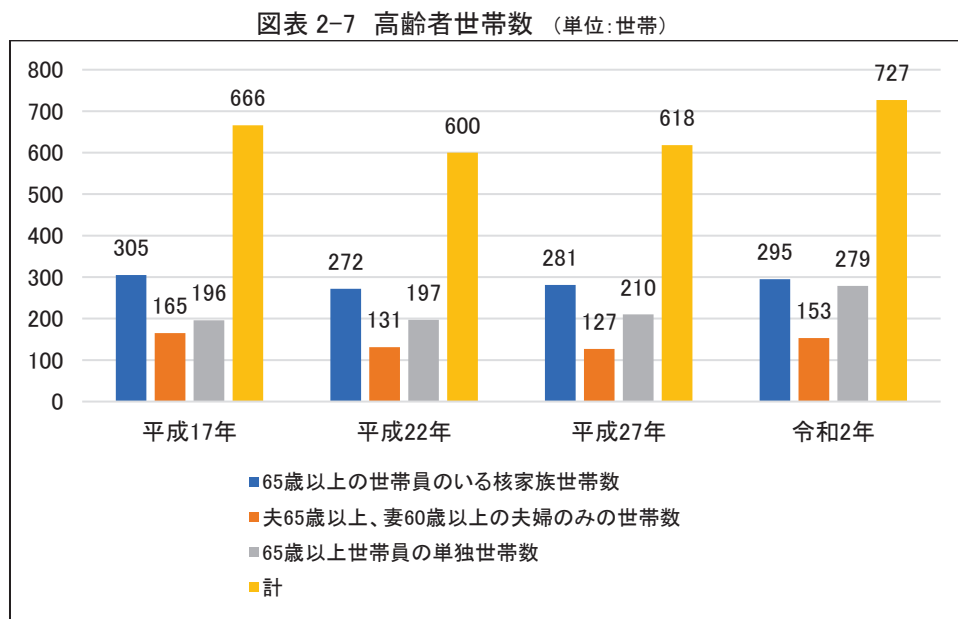
(2) 高齢者の状況

令和5（2023）年から令和7（2025）年にかけて、町の高齢化率は23.4%から24.5%へと上昇しており、着実に高齢化が進行しています。また後期高齢化率も、10.3%から10.8%へと増加しています。今後は、後期高齢者の生活支援や医療・介護ニーズへの対応を強化するとともに、前期高齢者の社会参加や健康づくりを促進することで、地域全体の福祉力を高めていく必要があります。



資料:福祉支援課

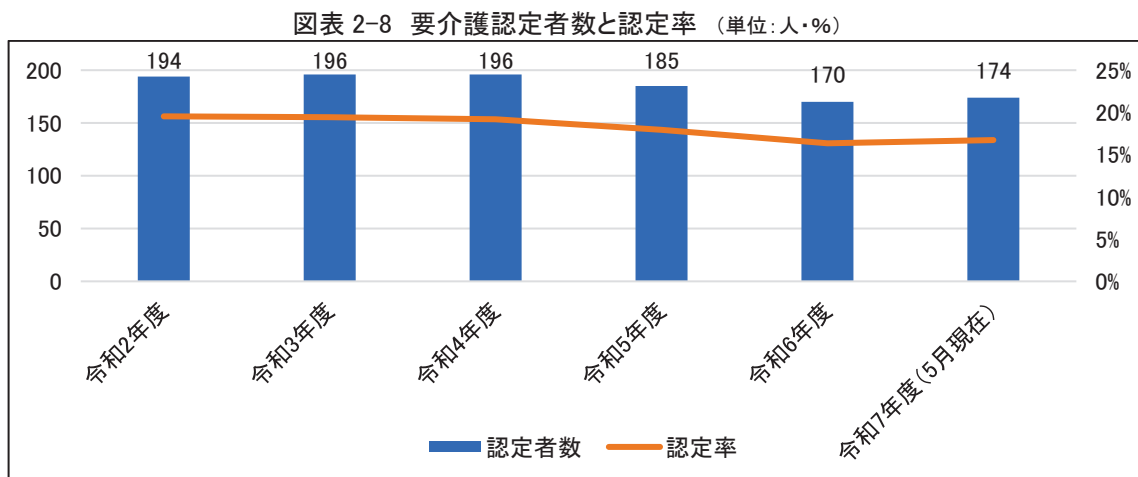
竹富町における高齢者世帯数は、平成17（2005）年から令和2（2020）年にかけて増加傾向にあるといえます。特に、65歳以上の世帯員による単独世帯は、平成17（2005）年の196世帯から令和2（2020）年には279世帯へと約1.4倍に増加しています。地域の福祉施策や見守り体制の整備において、単身高齢者への支援強化が求められています。



資料:E-STAT 政府統計

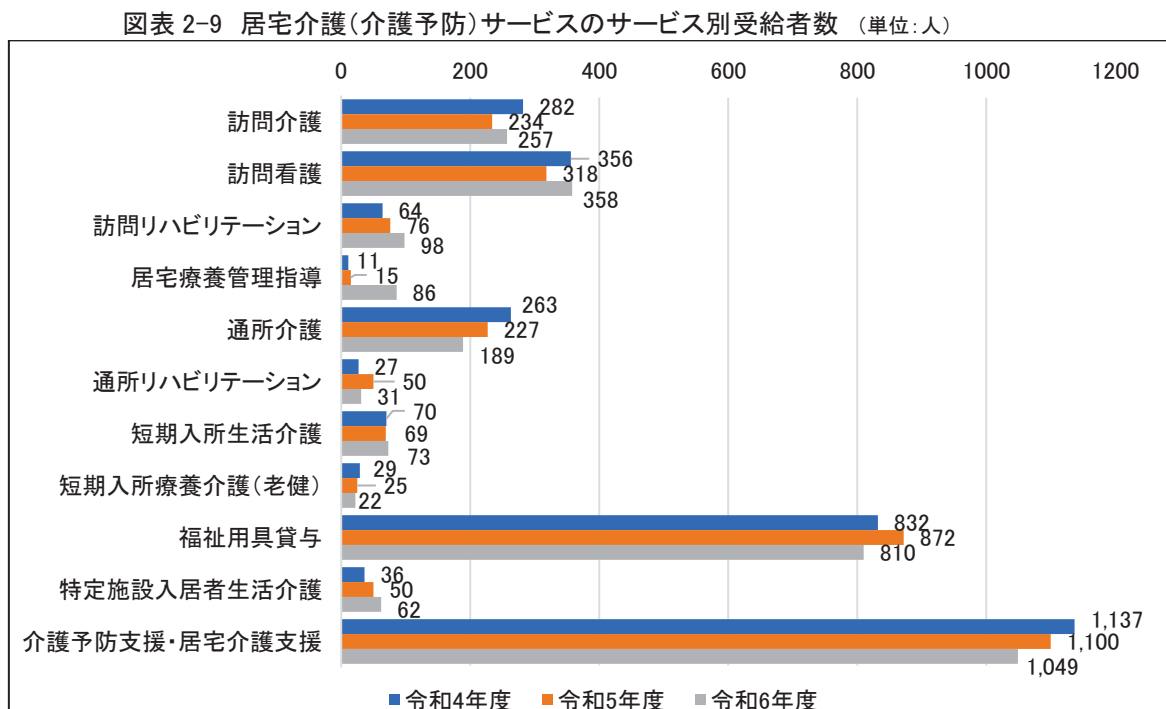
令和2（2020）年度から令和7（2025）年度（5月現在）にかけて、介護保険の認定者数は194人から174人へと減少しており、認定率も19.5%から16.7%へと低下しています。特に令和5年度から令和6年度にかけては、認定者数が185人から170人へと15人減少し、認定率も1.6ポイント低下しています。

この傾向は、コロナ禍における有効期間の延長など申請状況の変化が影響していると考えられます。また地域での介護予防活動の成果と捉えることもできます。



資料：福祉支援課

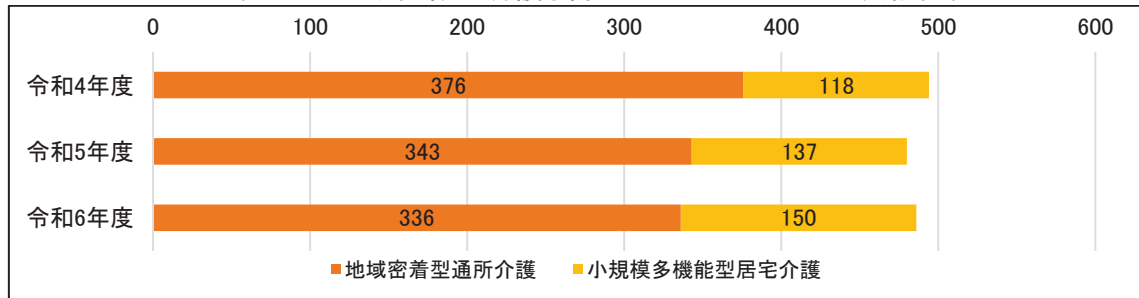
令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけて、訪問系サービス（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ）は全体的に利用者数が増加傾向にあり、在宅支援のニーズが高まっていることがうかがえます。一方、通所介護は年々減少しています。また、居宅療養管理指導は令和6（2024）年度に急増しています。



資料：福祉支援課

一方地域密着型通所介護の受給者数は3年間で約40人の減少となっています。小規模多機能型居宅介護の受給者数は年々増加しており、令和4（2022）年度の118人から令和6（2024）年度には150人へと約27%の増加となっています。

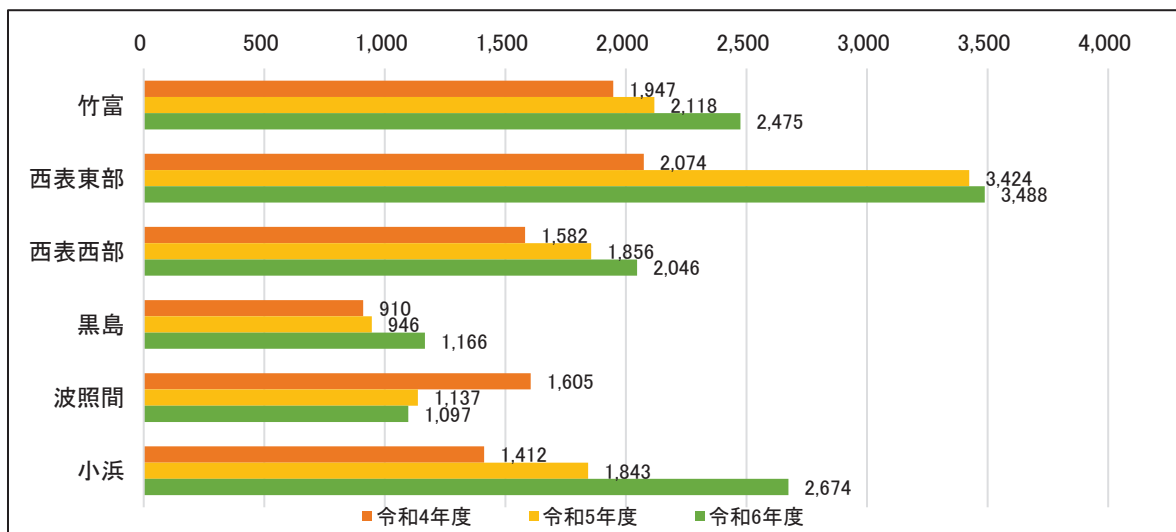
図表 2-10 地域密着型(介護予防)サービスのサービス別受給者数 (単位:人)



資料: 福祉支援課

令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけて、配食サービスの利用件数は多くの地域で継続的に増加しています。全体では3年間で約3,400件の伸びが見られ、高齢者の在宅支援ニーズが高まっていることがうかがえます。一方波照間地域では件数の減少がみられ、地域ごとの伸び幅にも差があります。

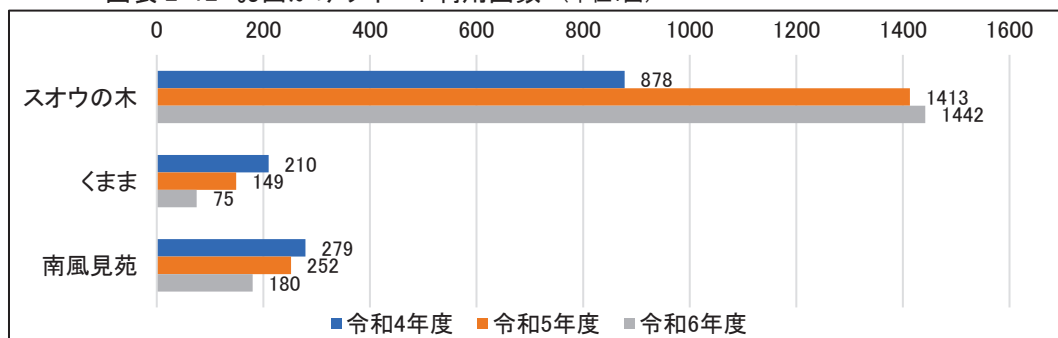
図表 2-11 配食サービスの実績 (単位:食)



資料: 福祉支援課

お出かけサポートの利用回数は、スオウの木（西表東部）が急増する一方、くまま（小浜）と南風見苑（西表西部）では減少しています。

図表 2-12 お出かけサポート利用回数 (単位:回)

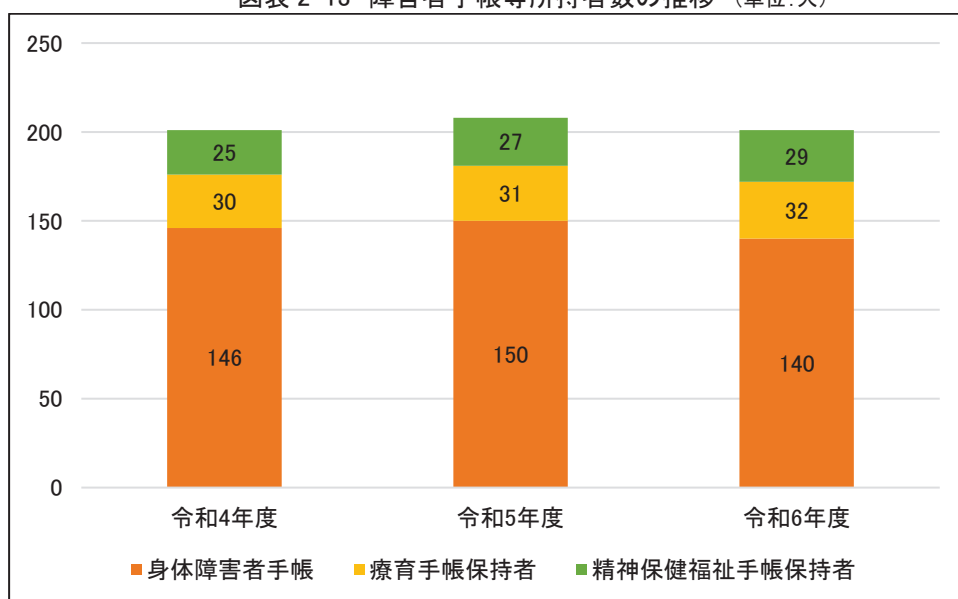


資料: 福祉支援課

(3) 障がい者の状況

令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけて、身体障害者手帳の保持者数は146人から140人へと減少しています。令和5年度には一時的に150人まで増加しましたが、令和6（2024）年度には再び減少に転じており、制度変更や更新状況、転出入の影響などが考えられます。療育手帳保持者数は年々増加しており、令和4年度の30人から令和6（2024）年度には32人となっています。精神保健福祉手帳の保持者数も増加傾向にあり、令和4（2022）年度の25人から令和6（2024）年度には29人となっています。

図表 2-13 障害者手帳等所持者数の推移（単位：人）

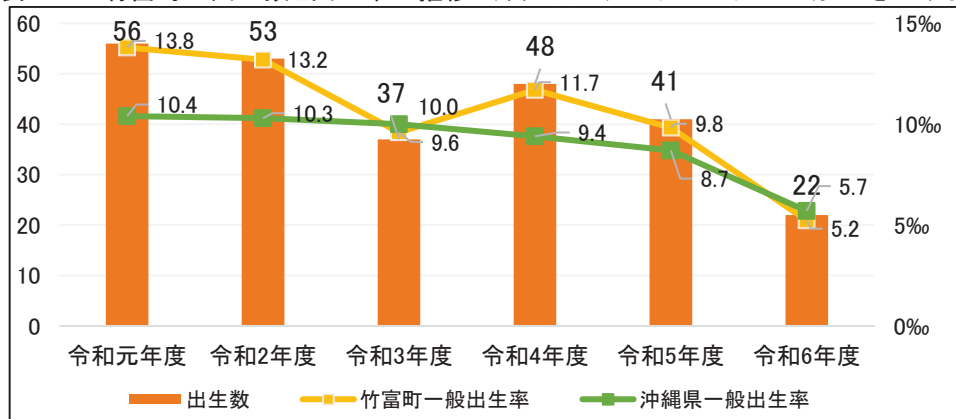


資料：こども未来課

(4) 子ども・子育ての状況

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけて、竹富町では出生数が年間40人前後で推移しており、令和4(2022)年度には48人と一時的に増加したものの、令和5(2023)年度には再び41人、令和6(2024)年度には22人に減少しています。出生数は全体としては減少傾向にあるといえます。

図表 2-14 竹富町の出生数と出生率の推移 (単位:人・%)※‰(パーミル)は1000分の1を1とする単位



資料:こども未来課

一方で、転出・転入の動きは年々活発化し、令和5(2023)年度には転出者数が742人、転入者数が706人と、いずれも過去3年間で最多となっています。特に転出数が転入数を上回っており、純移動では36人の流出超過となっています。

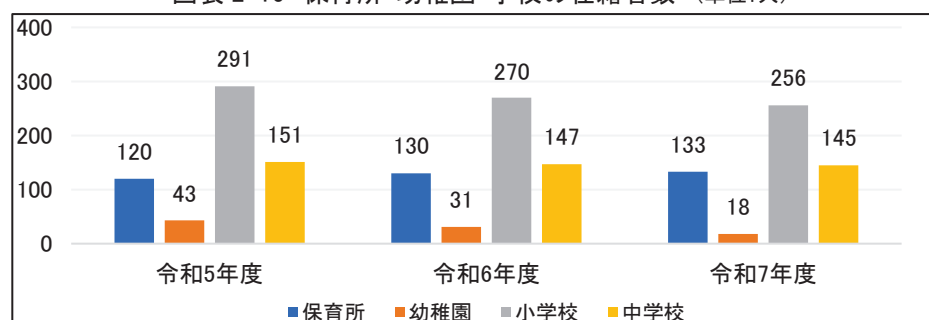
図表 2-15 出生数・転出数・転入数の推移 (単位:人)

年度	出生数	転出数	転入数
令和3年	37	564	561
令和4年	48	598	586
令和5年	41	742	706

資料:こども未来課

令和5(2023)年度から令和7(2025)年度にかけて、保育所の在籍者数は120人から133人へと増加しており、特に令和6(2024)年度以降は増加傾向が続いています。一方で、幼稚園の在籍者数は令和5(2023)年度の43人から令和7(2025)年度には18人へと大きく減少しています。小学校・中学校の在籍者数も年々減少しています。母数が少ないため、保育所や幼稚園の在籍者数の増減は年度の出生数に大きく影響されます。

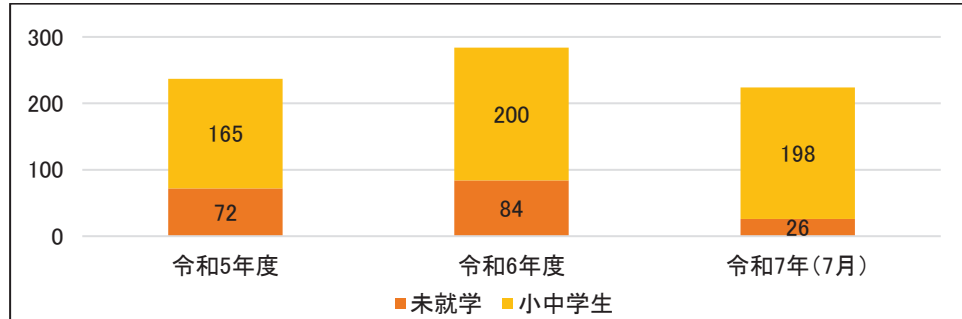
図表 2-16 保育所・幼稚園・学校の在籍者数 (単位:人)



資料:こども未来課

子育て支援事業の利用件数は増加傾向にあると考えられます。令和6（2024）年度には累計で284件と最も多い利用件数を記録しました。令和7（2025）年度も7月までに未就学児の利用件数が26件、小中学生の利用件数は198件あり、年度合計では令和6年度を上回る予想です。

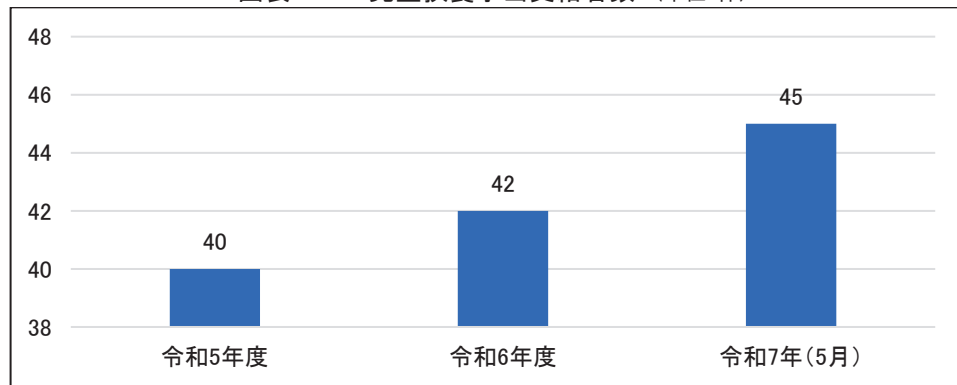
図表 2-17 子育て支援事業（単位：件）



資料：こども未来課

児童扶養手当の受給者数は年々増加しており、ひとり親世帯の増加が背景にあります。

図表 2-18 児童扶養手当受給者数（単位：件）



資料：こども未来課

虐待件数は3年間横ばいです。不登校件数はこの3年間で増加傾向にあります。

図表 2-19 不登校件数（単位：件）

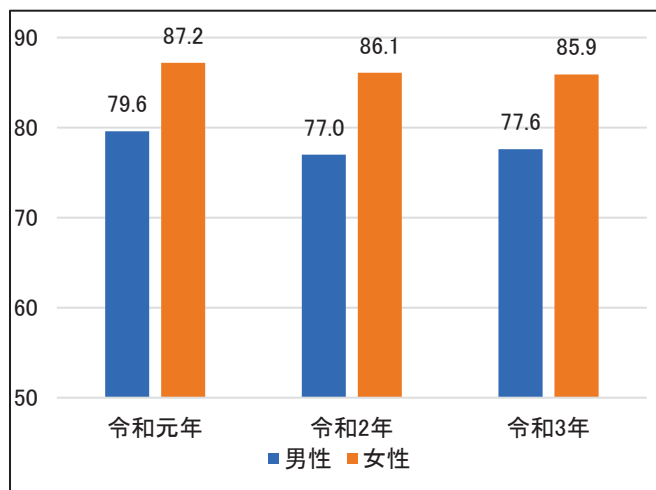
年度	不登校件数
令和4年	15
令和5年	19
令和6年	20

資料：竹富町教育委員会

(5) 健康づくりの状況

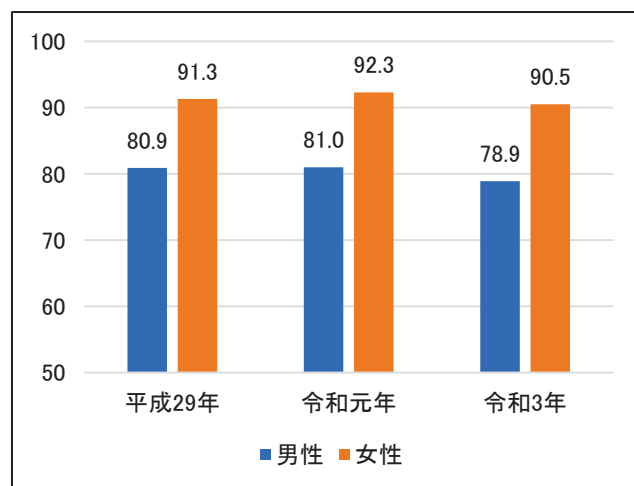
健康寿命では、男女とも全国の平均を下回っています。平均寿命、健康寿命とも女性の方が男性よりも長くなっています。

図表 2-20 健康寿命 (単位:歳)



資料:健康づくり課

図表 2-21 平均寿命 (単位:歳)



資料:健康づくり課

特定健康診査受診率 (国保加入 40~74 歳) は 60%弱で横ばい状態が続いています。

図表 2-22 特定健康診査受診率

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
58.8%	59.2%	57.3%

資料:健康づくり課

(6) 生活保護の状況

この 3 年間で生活保護の受給者数は微増・微減を繰り返しています。町の総人口が令和 7 年 3 月時点で 4,100 人であることを踏まえると、生活保護受給率は約 0.98% となります。一方全国の保護率は令和 7 年 3 月末で 1.62%とされています。全国と比較すれば、町の保護率は全国平均を下回っており、相対的に生活保護制度の利用者が少ないといえます。

図表 2-23 生活保護の受給者数 (単位:人)

年度	人数
令和 4 年度	38
令和 5 年度	43
令和 6 年度	40

資料:福祉支援課

(7) 防災対策の状況

竹富町の令和6年度の広域避難訓練の参加者数は、571人でした。
公民館単位での訓練参加者では黒島の150人が群を抜いて多くなっています。

図表 2-24 広域避難訓練参加者数 (単位:人)

団体名	参加人数
黒島公民館	150
古見公民館	10
美原公民館	15
上原公民館	30
住吉公民館	30
浦内公民館	30
黒島保育所	16
波照間保育所	16
西表保育所	32
竹富町立黒島小中学校	38
竹富町立波照間小中学校	70
竹富町立西表小中学校	45
竹富町立白浜小学校	24
竹富町立船浮小中学校	15
船浮公民館	30
千立公民館自主防災会	20
合計	571

資料:防災危機管理課

2.竹富町の地域特性と福祉資源

各地域の特徴や現状把握を行い、福祉資源と合わせてマップに起こし見える化を行いました。見える化することにより、共通点や強化したい点（地域課題）なども見えてきました。



地図上のマークの種類

 ヘリポート	 公民館・自治会館	 スーパー・商店
 駐在所	 郵便局	 通いの場
 学校	 診療所	 ガソリンスタンド

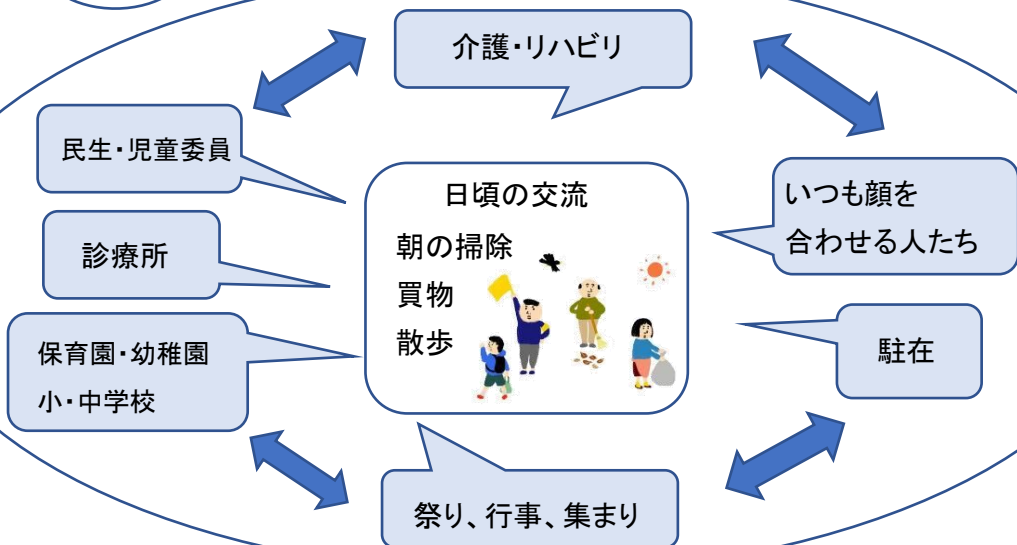
助けあい・見守り・支え合える地域

住民同士の
繋がりが豊か



島の中でのつながり

島で最期まで幸せに
暮らしたい



竹富島 の地域特性と福祉資源



いくつになっても
地域住民すべての人が
役割を持って祭りに関わる



祭りの中に生活がある
公民館を中心とした強い繋がり



《地域の特徴・強み》

- ・神行事がとても多い。西屋敷、東屋敷、仲筋の部落ごとの結束が強く、月1回部落会議を行っている。
- ・景観を守るため、まちなみ条例を制定し取り組んでいる。
- ・石垣島から一番近いこともあり観光業が盛ん。
- ・いきいき百歳体操(通いの場)は、サロンの中で実施しており送迎もあるので高齢になっても継続して参加できる。
- ・集落支援員が配置されており、住民にも役割が浸透しているため多様なニーズに対応する体制が構築できている。
(まちなみ保存の取組、公民館支援、島民の支援 等)
- ・竹富島に駐在所はなく、小浜駐在所が兼務している。

全体	325人	要介護認定者	21人
65歳以上	109人	要支援認定者	6人
75歳以上	70人	65歳以上単身世帯	45世帯
生産年齢人口	170人	高齢化率	33%
年少人口	46人	※令和7年9月末現在	

地域の行事

- ・種子取祭(旧暦9月~10月甲申より9日間)
- ・豊年祭(旧暦6月~7月頃)
- ・公民館の祭事、行事 ・春、秋の大掃除

【配食サービス】

- ・ほっともつと (月・水・木・土・日) ・内盛商店(火・金)
- ・まごころ弁当 (月・水・木・土) ・百果報(木)

【通いの場】

●サロン

- ・ほほえみの会 (月1回・第3木曜日 10時~)
- ・まーまーず(毎週木曜<第3木曜を除く>10時~)

●いきいき百歳体操

まーまーず内で実施

●古謡の会

毎月10日と25日に開催

●老人クラブ



【ケア会議等で把握した強み・課題】

- 集落支援員が常駐しており、高齢者の日常生活での困りごとなど可能な範囲で対応してくれている。
(庭の掃除や木の剪定なども)
- 月1回住民主体の座談会が行われている。座談会から有償ボランティア「しむあーし」や、お泊りサービス「あうしょーら」が誕生した。

【デイサービス】・さみん (月・火・水・金)

【お出かけサポート】

なし 住民・集落支援員など臨機応変に対応

【有償ボランティア】

・しむあーし

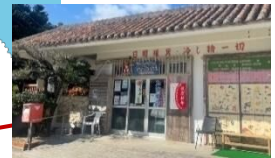
【お泊りサービス】

・あうしょーら

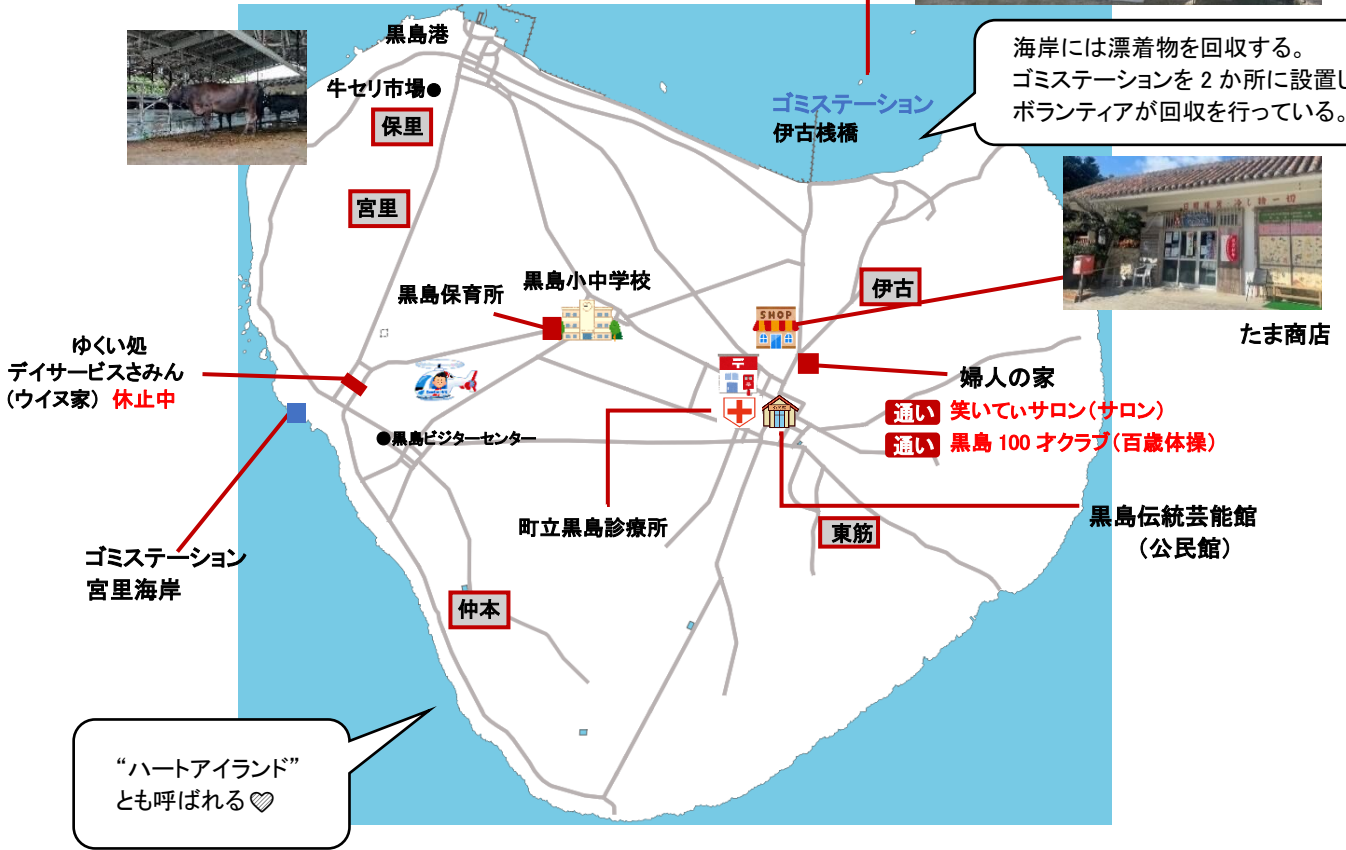
黒島の地域特性と福祉資源



海岸には漂着物を回収する。ゴミステーションを2か所に設置し、ボランティアが回収を行っている。



たま商店



“ハートアイランド”
とも呼ばれる♡

全体	219人	要介護認定者	10人
65歳以上	64人	要支援認定者	2人
75歳以上	28人	65歳以上単身世帯	35世帯
生産年齢人口	121人	高齢化率	29%
年少人口	34人	※令和7年9月末現在	

《地域の特徴・強み》

- ・畜産が盛ん。人口に対し牛の数は約10倍(3000頭以上)。
- ・セリは2か月に1度開催。
- ・年に1回開催の『牛まつり』では観光客も多く訪れる。
- ・黒島に駐在所はなく、西表大原駐在所が兼務している。
- ・子どもから高齢者まで地域のみんが集える笑いていサロンがある。
- ・黒島複合型施設建設予定。

【通いの場】

- サロン**
笑いていサロン(毎週火曜9時～)
- いきいき百歳体操**
100オクラブ(婦人の家・毎週木曜10時半～)
- 老人クラブ**



【地域の行事】

- ・旧正月の大綱引き(旧暦1月1日)
- ・牛まつり(2月最終日曜日)
- ・豊年祭(旧暦6月～)

【お出かけサポート】

なし

【配食サービス】

- ・ふうがある(火・木・土)
- ・かふう(月・水・金)

【ケア会議等で把握した強み・課題】

- 高齢者が体調を崩した時や認知症になった場合、地域の手を借りながらも生活できる人はいるが、現状では家族で見ることが難しく島外の施設に入所してしまうことが多い。
- 高齢者が少なくなっている。
- お出かけサポートのニーズは高いがそれに対応するものがない。
- 配食サービス週5回のニーズがあったため、1事業所追加。
- デイサービスの再開を希望する声がある。

小浜島 の地域特性と福祉資源

祭事では、八重山織の着物を着用。
織物、料理等の様々な伝統行事が受継がれている。



全体	764人	要介護認定者	14人
65歳以上	138人	要支援認定者	9人
75歳以上	63人	65歳以上単身世帯	68世帯
生産年齢人口	523人	高齢化率	18%
年少人口	103人	※令7年9月末現在	

《地域の特徴・強み》

- ・農業が盛んな地域、特にサトウキビ畑が多い。
- ・地域祭行事は多く、中でも『結願祭』には観光客も多く訪れる。
- ・祭行事の多い地域のため、地域住民同士のつながりは強い。
- ・集落支援員を2024年1月より配置している。

【通いの場】

●サロン

- ・うふたき会 小浜ばあちゃん合唱団(KBG84)
(毎月1回10時～)

●いきいき百歳体操

- ちゅらさん会(小浜公民館で毎週土曜10時～)

●老人クラブ



【地域の行事】

- ・豊年祭(旧暦6月～7月頃)
- ・結願祭(旧暦8月～9月頃)
- ・細崎ハーリー
- ・カジマヤー

【お出かけサポート】

くまま:平日のみ

【デイサービス】

- ・くまま(月・水・金)

【配食サービス】

ていーだ食堂(月・火・水・木・金・土)

【ケア会議等で把握した課題】

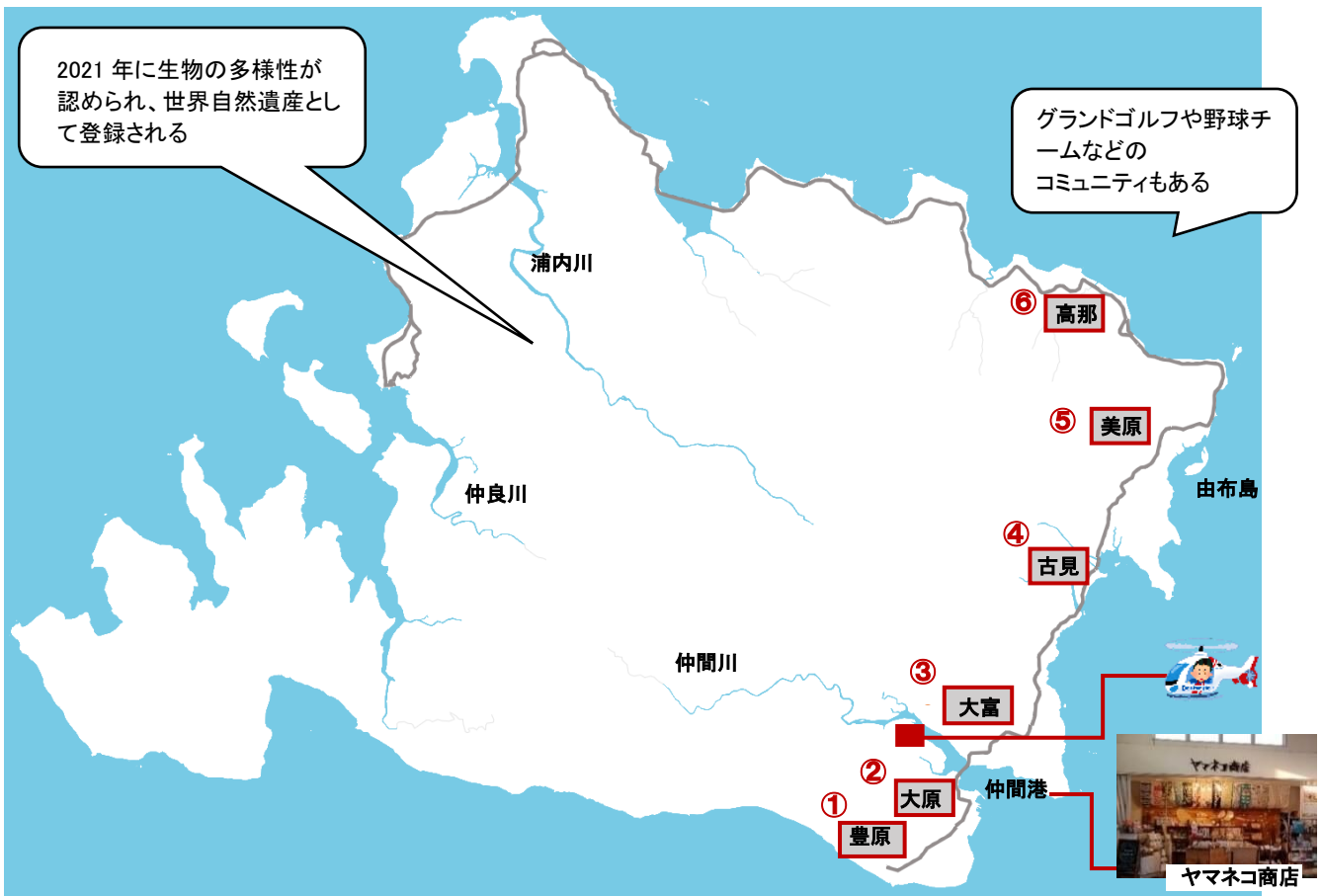
- 介護人材や通いの場のボランティアがいない事が課題。その為、介護職員初任者研修を実施。

西表島東部の地域特性と福祉資源

東部地区はさらに
豊原・大原・大富・古見・美原・高那と
6つに地域に分けられる(参照)

2021年に生物の多様性が認められ、世界自然遺産として登録される

グランドゴルフや野球チームなどのコミュニティもある



《地域の特徴・強み》

- ・観光業と農業、畜産が盛ん。かぼちゃ「こふき」はブランド化されている。
- ・住民主体のデイサービスである通所型サービスB(なかよし会)があり要支援者や事業対象者が通っている。
- ・地域にある共同作業所「スオウの木」は、港のヤマネコ商店の運営とそこで作られた民芸品などを販売している。
- ・2025年から「みんなの居場所」開所。

全体	877人	要介護認定者	25人
65歳以上	221人	要支援認定者	18人
75歳以上	85人	65歳以上単身世帯	86世帯
生産年齢人口	530人	高齢化率	25%
年少人口	126人		

※令和7年9月末現在

【地域の行事】

- ・豊年祭、結願祭(古見地区) ・大原祭(大原地区)
- ・入植祭(豊原地区・大富地区) ・移転祭(美原地区)

【デイサービス】

- ・さみん
(月・火・木)

【お出かけサポート】

- ・スオウの木
平日のみ

【通いの場】

●サロン

- ・大原ばいぬサロン(月1回第2水曜日13時半～)
- ・あしながおばさんの会(月1回第2月曜日10時～)
- ・大富ふれあいサロン(月1回第3水曜日13時半～)
- ・こみゆサロン(月1回第2水曜日10時～)
- ・白ゆり会(月2回第2・4土曜日14時～)

●いきいき百歳体操

- ・さんクラブ豊原(豊原開拓の里で毎週土曜14時～)
- ・大原百歳体操(大原公民館で毎週金曜10時半～)
- ・大富すいよう会(大富公民館で毎週水曜13時半～)
- ・古見いきいきクラブ(古見の浦の里で毎週木曜14時半～)
- ・美原粋生き生クラブ(美原公民館で毎週日曜14時～)

●その他

リッカリカゆんたく(住民主体)

●老人クラブ

- ・豊原老人クラブ ・大原老人クラブ
- ・大富老人クラブ

【配食サービス】

- ・ほっともっと(木・土)
- ・みんなの居場所(水)
- ・南の島のテイクアウト食堂あい(木・金・土)
- ・花ずみ(月・金)11月で終了

【タケトミゲンキアッププログラム】

短期集中予防サービスC型(通所型) ・1名(大富)

【ケア会議等で把握した課題】

- ちょっとした困りごとを住民同士で助け合えるシステムが欲しい。
- 訪問型サービスをもっと利用したいという人が多い。
- 通所型デイサービスの通所回数を増やしたいという声あり。

西表島東部の集落

① 豊原



- 通い さんクラブ豊原(百歳体操)
- 通い 白ゆり会

② 大原



玉盛スーパー



③ 大富



④ 古見

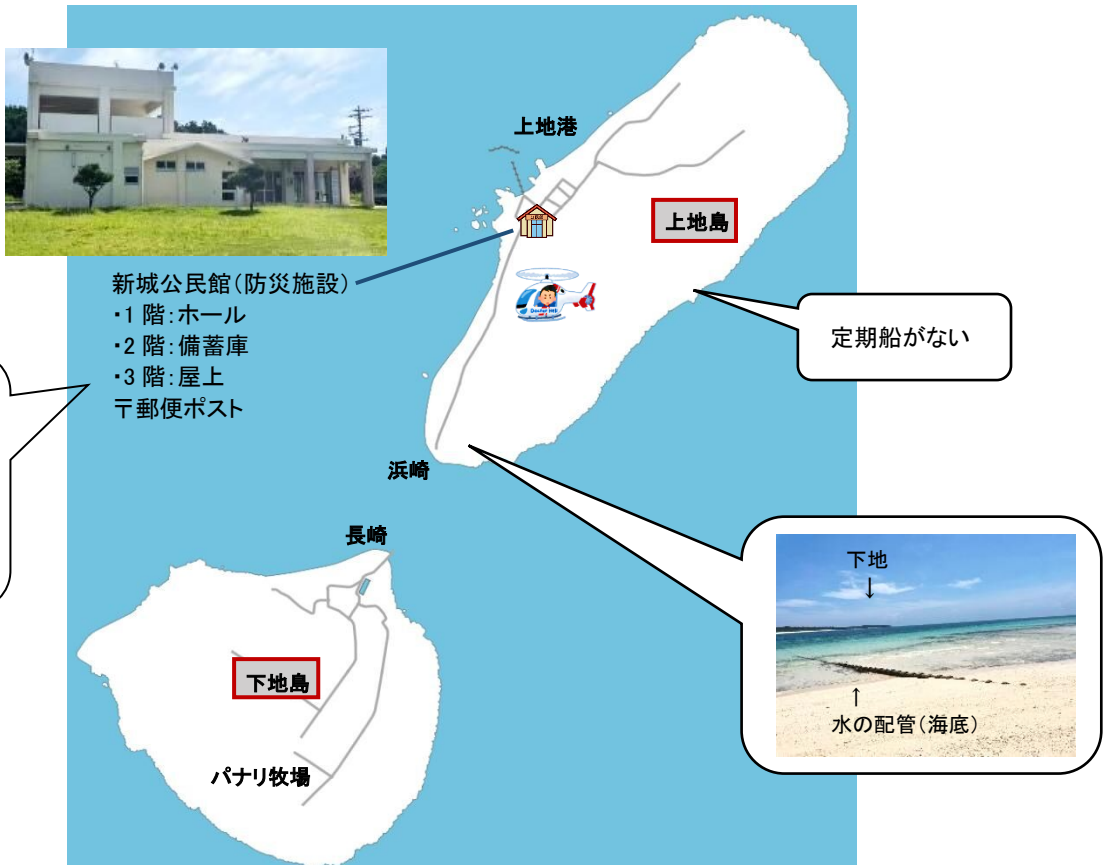


⑤ 美原



- 大原地区には、港や出張所、診療所、郵便局等がある。
- 学校は、大原小、大原中
- スーパーは大原
- 共同売店は大富
- デイサービスはゆくい処で実施。
- 東部複合型福祉施設に子育て支援センターがあり、子ども達が集まる。
- みんなの居場所施設内で就労継続支援事業所「スオウの木」が活動している。

新城島 の地域特性と福祉資源



一週間に2~3回郵便が大原から運ばれてくる

全体	10人	要介護認定者	0人
65歳以上	5人	要支援認定者	1人
75歳以上	4人	65歳以上単身世帯	5世帯
生産年齢人口	5人	高齢化率	50%

※令和7年9月末現在

《地域の特徴・強み》

- ・上地(かみじ)、下地(しもじ)の2つの島からなり、「パナリ」と呼ばれている2つの島の間は干潮時には、徒歩で渡ることができる。上地島は集落があるが、下地島は集落がなく牧場が広がっている。
- ・家の掃除のため、定期的に島に帰ってくる方が多い。
- ・小豊年祭は約100人程、大豊年祭は約500人程、新城島にルーツのある方が戻ってくる。

【通いの場】

なし

【地域の行事】

・小豊年祭 ・大豊年祭 ・結願祭 ・節祭

【お出かけサポート】

なし。住民同士で必要な時に対応。

【ケア会議等で把握した課題】

- 新城緊急連絡先として携帯番号が記載されているが、誰の電話番号なのか分からないので要更新。
- ヘリ要請も到着に約1時間かかる。
- 蓄電池と、防災備蓄(水・食料)を設置。

【配食サービス】

なし

西表島西部 の地域特性と福祉資源

西部地区はさらに、上原(船浦・上原・中野・住吉・浦内)西表(干立・祖納・白浜・船浮)の9つの地域に分けられる(参照)

昔からその地域で生活する方も多く祭・行事がとて盛ん。

西部地区では、日本救急システム(JEMS)が常駐しており、緊急時対応をしている。



《地域の特徴・強み》

- ・観光業、農業が盛ん。
- ・祖納・干立地区の大きな祭事では、普段交流がない住民も参加し地域全体で取り組んでいる。
- ・西表西部地区全体でヘルスマイトによる介護予防やイベントがある。
- ・“ニコニコ応援隊” ヘルスマイト、地域の方が協働して高齢者や子どもの栄養普及や食育活動を行っている。

【地域の行事】

- ・デンサ節大会 ・白浜ハーリー
- ・豊年祭(旧暦6月～7月頃)
- ・節祭(旧暦9月～11月頃)

【お出かけサポート】

南風見苑:平日のみ

全体	1494人	要介護認定者	40人
65歳以上	340人	要支援認定者	9人
75歳以上	133人	65歳以上単身世帯	143世帯
生産年齢人口	953人	高齢化率	23%
年少人口	201人	※令和7年9月末現在	

【ケア会議等で把握した課題】

- 集落支援員を干立・祖納・白浜地区に1名、船浮地区に1名配置。該当地区での生活援助等を行なっている。
- 上原地区でいきいき百歳体操の場所が変わってから参加できなくなった方(後期高齢者が多い)もいたので、南風見苑でも行うようにした。
- 船浮地区にも配食サービス開始。

【配食サービス】

- ・南風見苑(月・火・水・木・金)
- 白浜・船浮
- ・屋良商店(月・水・金)

【デイサービス】

- 南風見苑(月・火・水・木・金)

【通いの場】

●サロン

- ・結の会 <祖納・干立>
(月1回第3木曜日10時～)
- ・人生ゆいまーるの会<白浜>
(月1回日曜日10時半～)

●いきいき百歳体操

- ・にこにこ会(上原複合型施設で毎週水曜10時～)
- ・野椰子の会(干立公民館で毎週火曜10時～)
- ・しらさぎ会(祖納公民館で毎週火曜10時～)
- ・千鳥会(白浜公民館で毎週金曜10時～)

●老人クラブ

- ・上原老人クラブ ・干立老人クラブ
- ・祖納老人クラブ ・白浜老人クラブ



ゲートボール大会は9～10回/年開催。グランドゴルフも行うなど、定期的に活動している。

西表島西部 の集落

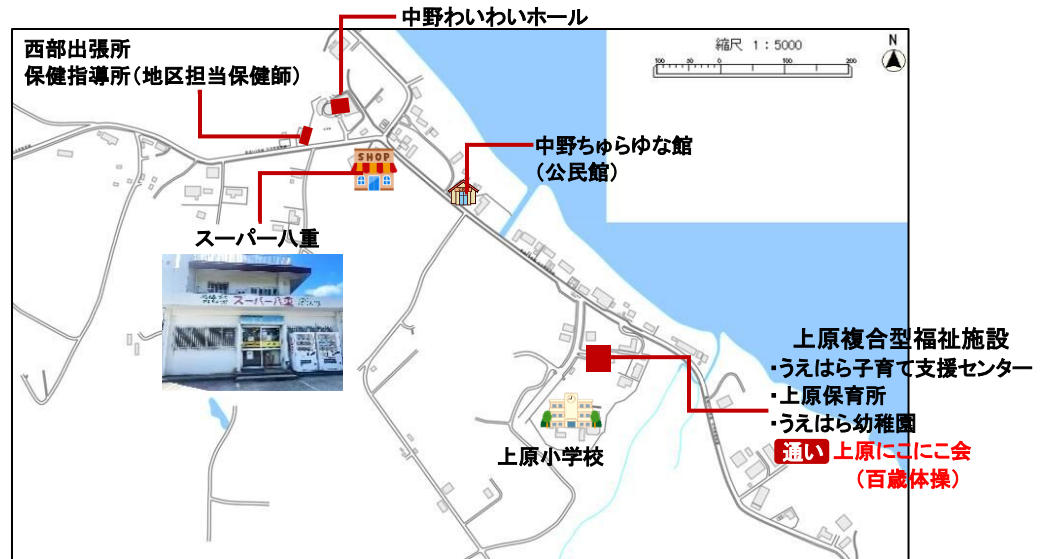
⑥ 船浦



⑦ 上原



⑧ 中野



⑨ 住吉



⑩ 浦内



⑪千立



自然資源活用型交流促進施設(公民館)

- 通り しらさぎ会(百歳体操)
- 通り 結の会

⑫祖納



⑬白浜



⑭船浮




- 祖納地区に、郵便局、診療所
- 学校は、船浦中、上原小、西表小中、白浜小、船浮小中がある。
- 日用品の買い物などは川満スーパー、スーパー八重、星砂スーパー、屋良商店などがある。
- 西部地区に特別養護老人ホーム南風見苑があり、島外の入居者もいる。
- 上原複合型福祉施設にうえはら幼稚園、上原保育所、子育て支援センターがある。

鳩間島 の地域特性と福祉資源

地域おこし協力隊が常駐しており、島の行事の手伝いや困りごとに臨機応変に対応している。



 基本的に月に1回八重山病院から医師による往診がある
(コミュニティーセンターで実施)

全体	57人	要介護認定者	2人
65歳以上	18人	要支援認定者	0人
75歳以上	10人	65歳以上単身世帯	9世帯
生産年齢人口	32人	高齢化率	31%
年少人口	7人	※令和7年9月末現在	

《地域の特徴・強み》

- ・人口70人弱ほどの小さな島。風向きが北に変わると船が欠航になり、特に冬は島から出られなくなることが多い。
- ・ほとんどの住宅は港近くにあり、歩いて移動できる距離であるが、送迎が必要な時は住民同士で対応している様子。
- ・学校は県内外からの子どもの受け入れを行っており、つばさ寮で生活している生徒もいる。

【通いの場】

●いきいき百歳体操

- 鳩間島コミュニティーセンターで不定期開催
- ・リハビリテーション専門職派遣を年2回実施。
- ・保健師と栄養士からの健康講話を年1回実施。



【地域の行事】

- ・鳩間音楽祭 ・結願祭 ・豊年祭
- ・8月10日の鳩間の日 ・秋の音楽祭

【配食サービス】

なし

【ケア会議等で把握した課題】

- 配食サービスが鳩間はない。
- 配食サービスに相当するような地理的条件に合った食事のサービスがあるとよい。

【お出かけサポート】

なし。住民同士で適宜対応している。

波照間島 の地域特性と福祉資源

診療所×すむづれの家×地域
強い連携！！



「すむづれの家」が運営している売店(あがでぐに)では、島のおじい、おばあの作った民具等も販売している。



共同売店や地域行事で自然な見守り

全体	446人	要介護認定者	14人
65歳以上	136人	要支援認定者	6人
75歳以上	58人	65歳以上単身世帯	68世帯
生産年齢人口	242人	高齢化率	30%
年少人口	68人	※令和7年9月末現在	



今も色濃く遺る組で
キビ刈りを行う
ゆいまーの風景

《地域の特徴・強み》
 ・農業(サトウキビ・もちきびなど)が盛ん。
 ・小規模多機能型居宅介護事業所「すむづれの家」がある
 ・空港からの送迎バスが運行開始。

【地域の行事】
 ・豊年祭(旧暦6月～7月頃) ・ムシャーマ(旧暦7月14日)

【タケトミゲンキアッププログラム】
 短期集中予防サービスC型(通所型)・5名

【ケア会議等で把握した課題】
 ○北部落でいきいき百歳体操を行っているため、北部落周辺の方しか参加していなかったため、保健センターでの体操が開始された。

- 【通いの場】
 ●サロン
 ・すむづれの家 ・ハイビスカスは～もに～(休止中)
 ●いきいき百歳体操
 ・フコンの会(北部落会館で毎週月曜 10時～)
 ・波照間水曜会(保健センターで毎週水曜 10時～)
- 【配食サービス】
 すむづれの家(月・火・水・木・金)
- 【お出かけサポート】
 なし。現在は「すむづれの家」が、臨機応変に高齢者の送迎対応をしている。

3. 住民の意識・地域意見

(1) 住民アンケート調査結果の特徴

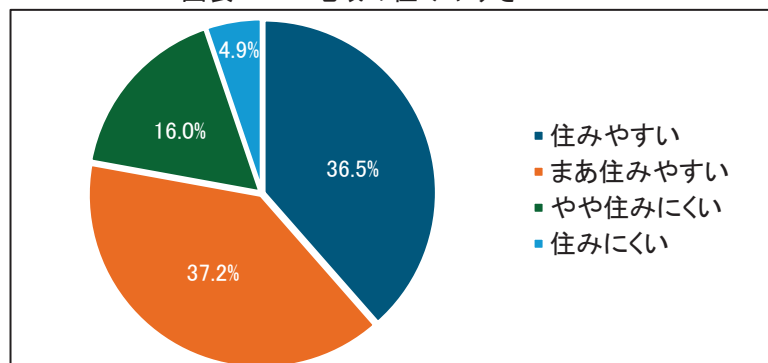
○調査の概要

- ◆調査地域・・・竹富町全域
- ◆調査対象・・・18歳以上85歳以下の町民
- ◆調査期間・・・令和7年5月～7月
- ◆調査件数・・・987件
- ◆回収結果・・・406件（回収率41.1%）

○あなたは現在住んでいる地域を住みやすいと感じていますか。

住民の7割以上が「住みやすい」「まあ住みやすい」と回答しており、地域の生活環境に対する満足度は高い傾向が見られます。一方で「住みにくい」と感じている方も一定数いらっしゃるため、個別の課題を把握することが求められます。

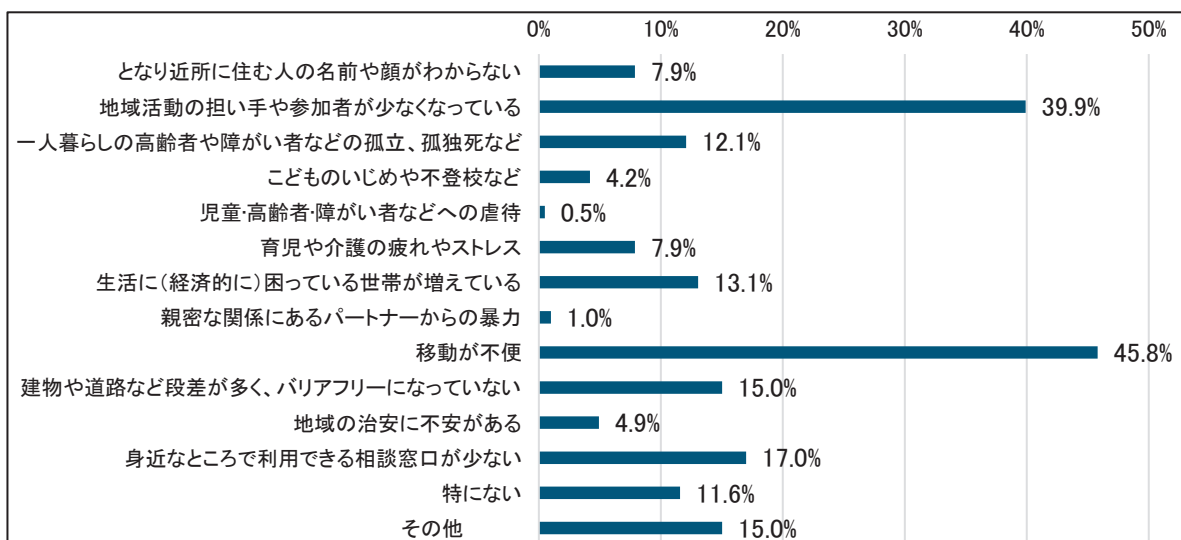
図表 2-25 地域の住みやすさ



○あなたはお住まいの地域で、どのような問題があると思いますか。

「移動が不便」と「地域活動の担い手不足」の回答が顕著に多く、生活支援・交流促進等の強化が必要です。

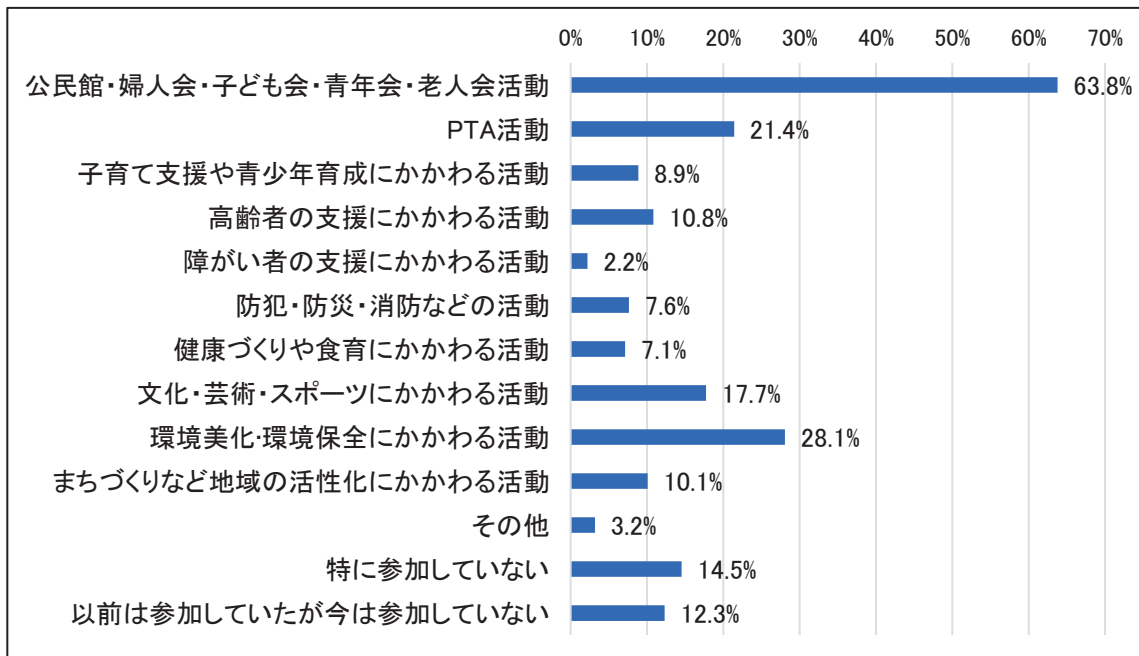
図表 2-26 居住地域の問題点



○あなたはどのような地域活動やボランティア活動に参加していますか。

「公民館活動」「環境美化」「PTA活動」などが多く、地域活動への関心は高い一方で、「参加していない」「以前は参加していたが今はしていない」との回答も一定数あり、継続的な参加促進が課題です。

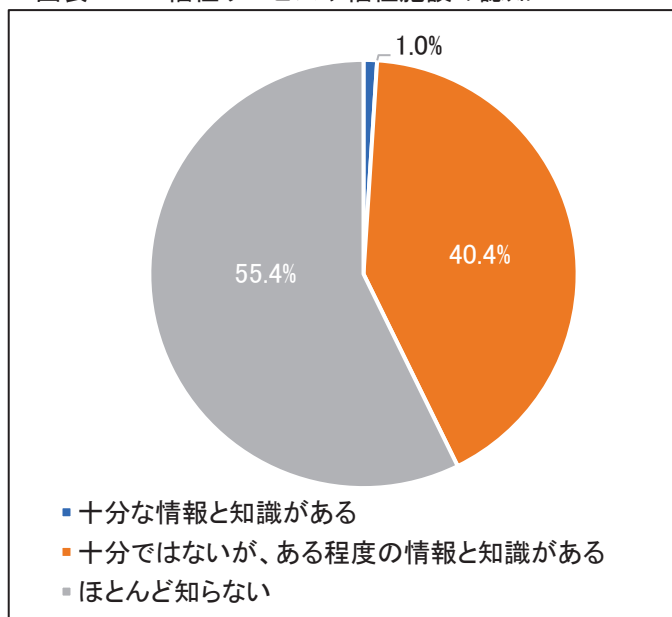
図表 2-27 地域活動やボランティア活動への参加



○竹富町の福祉サービスや福祉施設などについてどの程度知っていますか。

「ほとんど知らない」と回答した方が55.4%と過半数を占めており、住民の間で福祉サービスに関する情報が十分に行き渡っていない状況がうかがえます。今後は、広報手段の見直しや、生活に密着した情報提供の工夫が求められます。

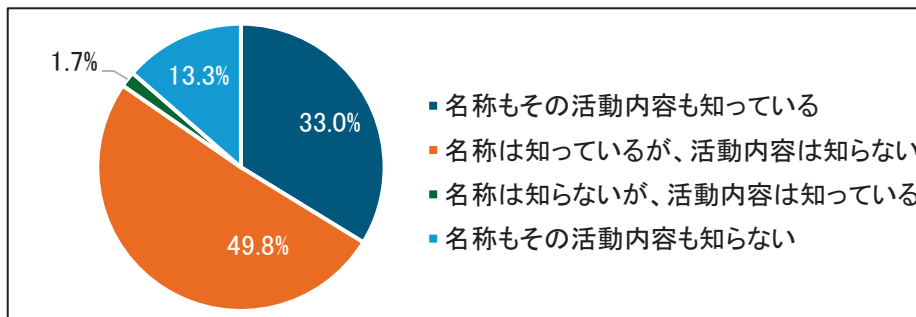
図表 2-28 福祉サービスや福祉施設の認知



○あなたは民生委員・児童委員をどの程度知っていますか。

「名称は知っているが、活動内容は知らない」との回答が49.8%と最多であり、名称の認知は進んでいるものの、具体的な活動内容の理解には課題が残っています。活動の見える化や、住民との接点を増やす工夫が必要です。

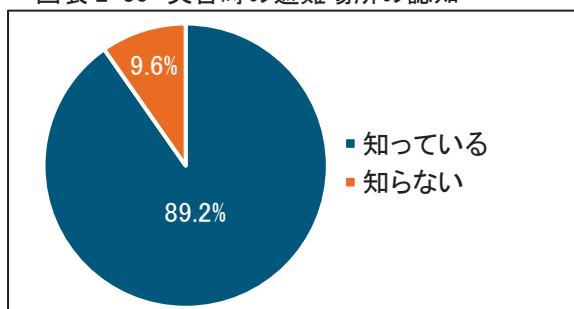
図表 2-29 民生委員・児童委員の認知



○あなたは災害時の避難場所を知っていますか。

避難場所を「知っている」と回答した方が約9割と非常に高い認知度を示しています。これは町の防災広報が一定の成果を上げていることを示唆しています。一方で、「知らない」「無回答」の方も約1割おり、一人も残さない情報伝達の工夫が課題です。

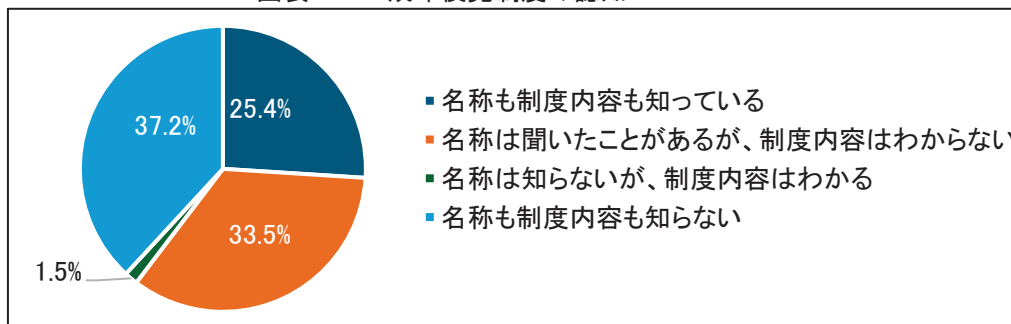
図表 2-30 災害時の避難場所の認知



○あなたは、成年後見制度を知っていますか。

「名称も制度内容も知らない」との回答が約4割を占めており、制度の認知度は依然として低い状況です。高齢化が進む中、判断能力が低下した際の支援制度として成年後見制度の理解促進が急務です。

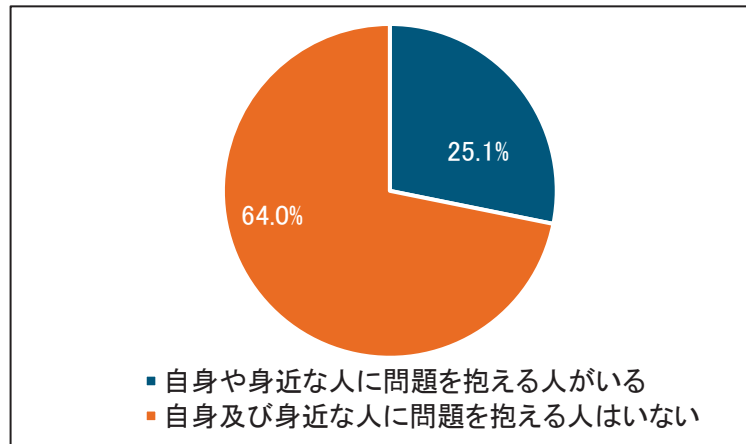
図表 2-31 成年後見制度の認知



○ あなたの周囲に生活困窮者と思われる人がいますか。

「自身や身近な人に問題を抱える人がいる」との回答が約 25%あり、一定の支援ニーズが存在しています。生活困窮は表面化しにくい課題であるため、早期発見と支援につながる相談体制の整備が重要です。

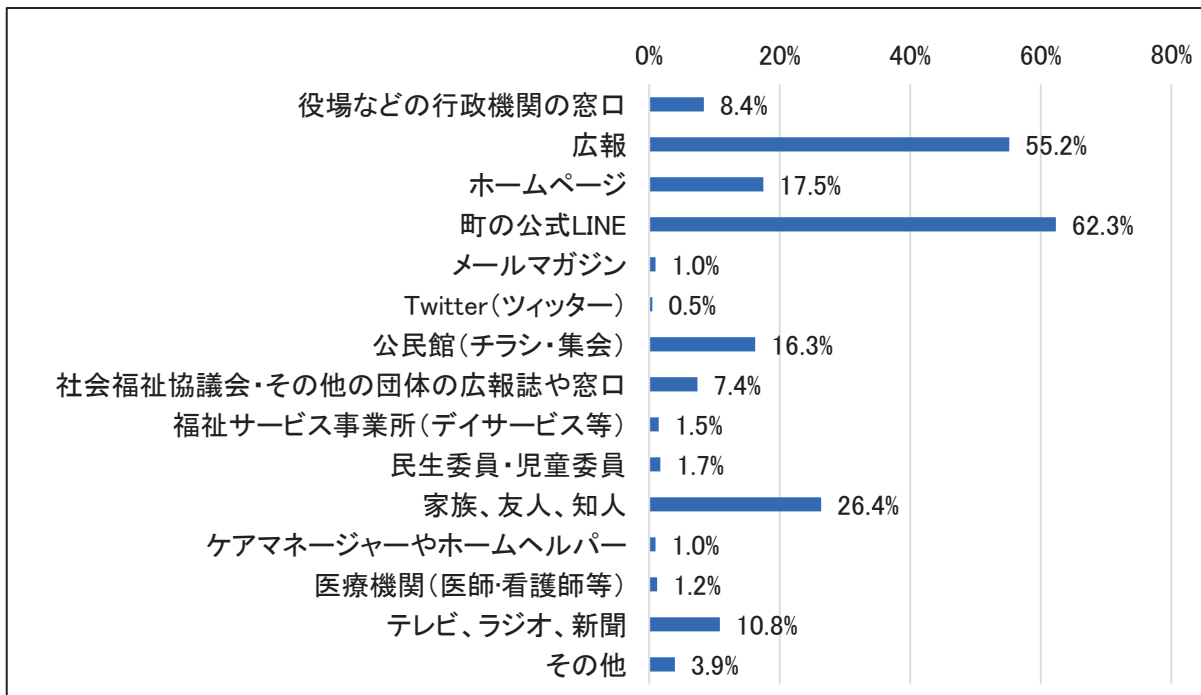
図表 2-32 生活困窮者の認知



○竹富町からの情報などを、主にどこから入手していますか。

「町の公式 LINE」「広報」「家族・知人」などが上位を占めており、デジタルと人づての情報伝達が共存している様子が見えます。

図表 2-33 町の情報入手方法



(2) 令和6年度町長ゆんたく会で出された意見・要望

竹富町では、町長が町内各地区を訪問し、地域住民との懇談を通じて、暮らしや福祉に関する意見や提案を直接伺う「町長ゆんたく会」を開催しています。

令和6年度には、子育て世代ゆんたく会（6地区）および高齢者ゆんたく会（5地区）が実施され、島の実情に即した幅広い要望が寄せられました。これらの声は、ライフステージや生活課題の違いを超えて、「安心して暮らせる島」「支え合える地域社会」への共通の願いが示されており、今後の地域福祉施策を検討する上で貴重な指針となります。

① 子育て世代ゆんたく会で出された意見・要望

令和6年度の子育て世代ゆんたく会は、西表東部・西表西部・竹富・小浜・黒島・波照間の6地区で開催されました。出産・医療・教育・交通・住宅など、子育てを取り巻く環境に関する課題が多く挙げられました。特に、島内の保育・医療体制整備や人材確保の困難さ、交通や通信の不便さ、住宅確保の難しさなど、離島ならではの制約が共通課題として浮かび上がっています。

一方で、地域での支え合いや子どもの育ちを守る意識も強く、若い世代の定住や地域活動への参加を支援する仕組みづくりが求められています。

図表 2-34 令和6年度子育て世代ゆんたく会での住民からの要望・提言(全地区共通)

テーマ	主な課題・意見	町への要望・方向性
妊娠・出産・健診	妊婦健診・出産時の負担が大きい 島内の医療体制が脆弱	助産師派遣、診療所での簡易健診実施などの要望、島内の医療アクセスの改善
保育・子育て支援	保育士不足や短い保育時間が共通課題	「こども誰でも通園制度」導入、延長・休日保育の検討
ファミサポ・一時預かり	サポーター不足で利用しづらい	報酬改善、オンライン研修導入、補助制度拡充
教育・学び	教員不足や習い事スペースが不足	オンライン授業支援、複合施設に学習スペース整備
交通・通信	船便やバス便が少なく、通信環境も不安定	町営船・巡回バス見直し、通信インフラ改善要請
住宅・定住	若者・子育て世代の住宅確保が困難	空き家改修、町営住宅・リフォーム助成の柔軟化
防災・安全	外灯不足、危険箇所が多い	防犯灯・通学路整備、時報運用見直し
地域誇り・文化	若者が「帰りたい」と思える環境づくりが必要	文化体験・地域活動支援、地域誇りの醸成

図表 2-35 令和6年度子育て世代ゆんたく会の島・地区別の特徴的な課題・要望(抜粋)

島・地区	特徴的な意見・課題	主な要望・提案
西表東部	出産などの負担が大きく、夜間移動困難	夜間タクシー協定、宿泊補助、横断歩道設置など安全対策強化
西表西部	保育入所時期や放課後支援の改善を希望	ファミサポ報酬改善、入所通知の早期化、居場所づくり
竹富	保育士不足と住宅難が深刻	給食体制・住宅整備の改善、保育士確保
小浜	公園・通信など生活基盤の整備要望	自動運転バス導入検討、船賃補助、通信改善
黒島	医療・住宅・教育環境の整備を要望	厚生室宿泊活用、Wi-Fi整備、こども園化
波照間	インフラ老朽化と医療アクセスが課題	巡回歯科、港トイレ修繕、防災無線改善

② 高齢者ゆんたく会で出された意見・要望

令和6年度には、黒島・古見・美原・上原・波照間の5地区で町長と地域の高齢者が懇談する「高齢者ゆんたく会」が開催されました。

ゆんたく会では、日常生活支援から医療・交通・防災・人材確保に至るまで、多岐にわたる要望が寄せられました。特に、買い物や外出支援の強化、見守り体制の整備、交通手段の確保など、生活に密着した支援を求める声が多く見られました。

図表 2-36 令和6年度高齢者ゆんたく会での住民からの要望・提言

地区	主な要望・提案
黒島 (令和6年9月24日)	高齢者の日常生活困りごとへの支援
	高齢者移動支援と荷物などの配送支援
	貨物船の増便
	船賃の町外学生割が可能か(町外生徒との交流)
	島立の前に町内体験活動(自分の島以外の体験)
古見 (令和6年9月25日)	高齢者の見守り体制強化
	公共交通の利便性改善
	集落支援員の配置と役割拡充
美原 (令和6年9月26日)	買い物弱者対策(移動販売や配送支援)
	高齢者サロンの場づくり支援
	医療体制の安定確保
上原 (令和6年10月1日)	高齢者の外出機会を増やす支援
	防災時の要配慮者避難体制強化
	町内での健康づくり活動の充実
波照間 (令和6年10月3日)	船便の安定確保と医療搬送支援
	高齢者の生活支援(掃除・ごみ出しなど)
	集落支援員や地域人材の育成

(3) 各種団体ヒアリングの結果と意見

本計画の策定にあたり、町内で福祉・子育て・健康づくり・地域活動などに関わる団体に対してヒアリングを実施し、33団体から回答を得ました。対象は、介護・障がい福祉事業所、保育所・子育て支援機関、医療・健康づくり機関、防災団体、地域サロンや住民団体など多岐にわたります。

ヒアリングでは、現在の活動内容や課題、町や社会福祉協議会への要望などを伺い、竹富町の地域福祉を考えるうえでの基礎資料としました。

図表 2-37 ヒアリング実施団体一覧

担当課	団体名	担当課	団体名	
福祉支援課	住民主体通所型サービス B(なかよし会)	こども未来課	竹富保育所	
	共同作業所スオウの木		黒島保育所	
	社会福祉法人借生会(南風見苑)		大原保育所	
	すむづれの会		波照間保育所	
	合同会社くまま		やまねこ子育て支援センター	
	うふたき会		小浜ちゅらさん子育て支援センター	
社会福祉協議会	ほほえみの会(竹富)		ベスマ子育て支援センター(波照間)	
	まーまーず(竹富)		NPO やいま竹富町ファミサポセンター	
	黒島笑(ばら)いティーサロン		竹富町母子保健推進員	
	大富ふれあいサロン		健康づくり課	竹富診療所
	あしながおぼさんの会(西表東部)			小浜診療所
	大原ぱいぬサロン			大原診療所
	こみゆサロン(古見・美原・由布島)			西表西部診療所
	西表西部結の会(祖納・干立)	波照間診療所		
	ハイビスカスは～もに～(波照間)	食生活改善推進員協議会		
通所介護(さみん)	防災危機管理課	日本救急システム株式会社(JEMS)		
		消防団大原分団		

図表 2-37 に示すとおり、福祉支援課、こども未来課、健康づくり課、防災危機管理課、社会福祉協議会の所管団体を中心に、福祉に関わる幅広い主体から意見を聴取しました。

各分野において、多彩な団体が継続的に活動を展開していますが、多くの団体が共通して「担い手不足・人材確保の難しさ」「参加者数の減少」「情報発信の不足」「参加者層の偏りや固定化」といった課題を挙げています。あわせて、役場や社会福祉協議会に対しては「制度の調整役」「現場支援者」「情報発信者」としての多面的な役割への期待が寄せられています。

特に、交通・施設・人材などの地域資源に制約があるという離島地域ならではの課題への対応に加え、情報発信や連携体制の不十分さも課題として浮かび上がっており、柔軟かつ機動的な対応が求められています。

今後は、各団体との対話を継続し、支援の優先順位や実現可能性を共有することで、持続可能な地域福祉体制の構築につなげていくことが重要です。

図表 2-38 ヒアリング結果と意見・要望

分野	現在行われている活動内容	課題だと考えている内容	役場・社協への要望
子ども・子育て支援分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てサロン(月1~2回)、親子交流イベント、絵本読み聞かせ ● 育児相談、保護者同士の交流支援 ● 地域の保育所・学校との連携イベント 	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者の固定化、新規参加者が少ない ● 0~2歳児の保護者の孤立感 ● 情報発信手段が限られており、周知が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援センターの機能強化(広報・相談) ● ファミリーサポート事業の仲介支援 ● 保育所・幼稚園との連携促進 ● 若年層向けの地域イベント企画支援
高齢者・介護福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ● サロン活動(健康体操、趣味活動、食事会) ● 見守り訪問、配食サービス ● 民生委員との連携による個別支援 ● ボランティア体験の場づくり ● 波照間島「すむづれの会」による小規模多機能型居宅介護、配食、移送、地域交流イベント 	<ul style="list-style-type: none"> ● サロン運営の担い手不足(高齢化) ● 外出機会の減少、交通手段の確保が困難 ● 認知症や独居高齢者への対応力のばらつき ● リハビリ用品・用具の不足 ● 介護職員確保が特に困難、急な退職時の代替体制がない 	<ul style="list-style-type: none"> ● サロン活動への運営支援(送迎・人材・資金) ● 高齢者施設の再整備(特養の統合・移転など) ● お出かけ支援の交通調整(船・バスの便) ● 地域包括支援センターとの連携強化 ● リハビリ施術者の派遣や備品整備支援 ● 小規模多機能型施設の設立支援や住民主体モデル(すむづれ方式)の展開
地域交流分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 多世代交流イベント、季節行事、趣味講座 ● 地域食堂、子ども食堂の運営 ● 地域団体との協働による場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催頻度の維持が困難(人手・資金不足) ● 若年層の参加が少ない ● 会場確保や交通手段の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合施設・公民館の利用調整支援 ● 地域支援員の増員・活動支援 ● 地域行事への広報・交通支援 ● 若年層との交流促進(保育所・学校との橋渡し)
障がい福祉・生活困窮者支援など	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の居場所づくり、就労支援 ● 生活困窮者への相談支援、食料提供 ● 地域団体との連携による支援体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象者の把握が難しい(潜在的ニーズ) ● 支援者側の専門性・継続性の確保 ● 情報共有の仕組みが不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者の育成と継続的なフォロー体制 ● 地域包括・社協・行政との情報連携体制の整備 ● 制度の柔軟な運用と相談対応の強化

4. 地域福祉課題の整理

前項までの統計データ、住民アンケート、子育て世代・高齢者ゆんたく会での意見、各種団体ヒアリングの結果を踏まえ、竹富町の地域福祉課題を次の3つの柱に整理します。

(1) 地域のつながりと地域特性にあった福祉の確保

- 過疎化・高齢化の進行により、地域の支え合いの担い手が減少し、介護事業サービスや地域サロン・交流行事の継続が困難になっています。
特に若年層や子育て世代の減少が著しく、ボランティアや地域活動の中心層が高齢化し、「活動を続けたくても続けられない」構造的課題が見られます。
- 島ごとに人口規模や交通条件、医療・教育環境が大きく異なり、施策の一律的な展開が難しい中で、住民に「公平感」と「納得感」を持ってもらえる仕組みづくりが重要です。
- 子育て世代からは、保育・教育・医療・住宅などの生活基盤を整え、「帰りたい・住み続けたい島」にするための支援を求める声が上がりました。

(2) 生活基盤を支える医療・介護・福祉サービスの確保

- 医療や介護、保育などを支える人材不足が顕著であり、救急搬送や日常診療、介護、保育の継続的な提供に不安が生じています。
- 保育や障がい福祉、発達支援などの専門的サービスの不足により、子育て世帯や障がい児・者を抱える家族の孤立が深まっています。
- 在宅支援や地域密着型サービスのニーズが高まる一方で、サービスの地域間格差や利用に制限があることが課題となっています。
- 特に離島では、「すむづれの会」や「くまま」のような地域住民主体型の多機能型支援モデル（介護+配食+移送+交流）は重要であり、町としてこうした多機能モデルにさらに子育て機能も加えた地域福祉を支える体制整備が求められます。

(3) 安全で安心できる暮らしの保障

- 生活困窮や孤立、精神的な不安定さなどが、生活の不安定化につながっており、困難の早期発見と相談支援の強化、地域での見守り体制の構築が求められます。

- 台風や豪雨、地震など災害時の孤立リスクが高く、特に高齢世帯や独居世帯など要支援者の避難支援体制の整備が喫緊の課題です。
- 子育て世代からは、交通や通信インフラ、防災拠点整備など生活の安全基盤整備を求められています。
- 安心して暮らせる環境づくりには、「医療・教育・防災」を包括的に支える仕組み（情報提供体制や相談窓口の明確化など）が不可欠です。

このように竹富町の地域福祉は、

1. 地域のつながりの再生と地域特性にあった福祉の確保
2. 生活基盤を支える医療・介護・福祉サービスの整備
3. 安全・安心な暮らしの保障

この三本柱を基盤とし、世代・分野を超えて「地域で支え合う仕組み」をつくることが重要です。

第3章

基本理念・基本目標

第3章 基本理念・基本目標

1. 計画の基本理念

「ゆいまーるの心で、誰ひとり取り残さない福祉の島をつくる」

この理念は、竹富町の暮らしの中に脈々と受け継がれてきた「ゆいまーる（結いの心）＝助け合い・支え合い」の文化を基盤としています。

人口減少や高齢化、生活の多様化が進むなかで、互いに支え合う関係を再生し、すべての住民が安心して暮らし続けられる地域をめざします。

また、本計画のミッション（使命）を次のように定めます。

「つながる力を育み、支え合いのネットワークを広げる」

この理念とミッションのもと、竹富町の地域福祉は、「住民の支え合い」「地域の連携」「町としての支援」を重ね合わせながら、福祉の将来像である「共に生きる福祉の島」の実現をめざします。

2. 将来像（めざす姿）

「自然と文化に根ざし、誰もが心豊かに安心して暮らし続けられる ゆいまーるの島」

竹富町の地域福祉がめざす将来像は、住民一人ひとりが誇りを持ち、絆を大切に助け合いながら安心して生活できる地域共生社会の実現です。

この将来像のもと、住民、社会福祉協議会、行政、福祉・医療・教育・防災などの関係機関がそれぞれの役割を担いながら、島ごとの特色を活かした支援と協働を進めます。

3. 計画の基本目的と目標（3本柱）

竹富町の地域福祉を推進するため、次の三つの柱を基本目的と目標として設定します。

(1) 誰もが安心して暮らせる地域共生のしくみづくり

住民一人ひとりの生活の中にある小さな困りごとを地域全体で支え合い、必要の人に必要な支援が届くしくみをつくります。

医療・介護・福祉・教育など多くの分野の連携を強化し、日常の安心といのちのつながりを支えるしくみの基盤を整備します。

(2) 地域特性にあった持続可能な支援体制づくり

島ごとに異なる人口規模・生活環境・交通条件などを踏まえ、地域単位で助け合いの体制を整えます。

町内の福祉資源を「見える化」し、限られた人材や施設を有効に活かす「地域特性にあった福祉」づくりを進めます。

行政や関係機関が一方的にサービスを提供するのではなく、住民・地域組織・事業者が協働して地域の力で支えるしくみを構築します。

(3) 支え合いの担い手を広げるしくみづくり

ボランティア、公民館の役員や消防団、民生委員・児童委員など、地域で活動する人々を応援し、福祉を担う人材の育成・継承を進めます。

子ども・若者が地域の活動に参加し、地域の将来の支え手として育つしくみを整えます。

4. 重点的に取り組む課題

国の進める福祉の施策体系や竹富町の地域課題、住民アンケートの結果などを踏まえ、次の三つの重点的課題を横断的に取り組むテーマとして位置づけます。

(1) 地域のつながりと支え合いの再生

サロン、居場所、ゆんたくの場など多様な交流の機会を再構築し、世代や役割を超えた地域の支え合いネットワークを強化します。

(2) 医療・介護・福祉サービスの確保と連携

人材不足への対応、専門職と地域住民の協働を進め、ICTなどを活かした持続可能な支援体制を構築します。

(3) 安心・安全な暮らしの保障と防災の強化

孤立防止や自殺・再犯の予防、災害時の避難支援などを通じて、地域ぐるみで防災と見守りの体制を強化し、町民のいのちと暮らしを守り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

5. 施策の体系

理念と基本目標を具体化するため、竹富町の地域福祉は次の体系で推進します。

基本理念	将来像	基本目標	施策項目
「ゆいまーるの心で、 誰ひとり取り残さない福祉の島をつくる」	自然と文化に根ざし、誰もが心豊かに安心して暮らし続けられるゆいまーるの島	1. 誰もが安心して暮らせる地域共生のしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援と相談体制の充実 ② 医療・福祉・教育・防災の連携強化 ③ 安心・安全な暮らしを支える地域見守り体制の整備 ④ 自殺対策と心の健康づくりの推進 (竹富町自殺対策計画) ⑤ 再犯防止に向けた地域支援と社会復帰の促進 (竹富町再犯防止推進計画)
		2. 地域特性にあった持続可能な支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 島ごとの福祉資源の見える化と共有 ② 医療・介護・福祉・教育の多職種連携 ③ ICT や遠隔支援の活用による地域福祉基盤の整備
		3. 支え合いの担い手を広げるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア・地域活動の推進 ② 居場所・サロン・ゆんたく会の拡充 ③ 人材育成と世代継承のしくみづくり

この体系のもとで、行政計画（地域福祉計画）と実践（地域福祉活動計画）を一体的に推進します。

第4章

施策の展開方針

第4章 施策の展開方針

1. 施策展開の基本的考え方

竹富町の地域福祉は、「ゆいまーる（結い）」の心を原点とし、自然と文化に根ざした支え合いの暮らしを大切にしながら、誰もが心豊かに安心して暮らし続けられる地域をめざします。

第3章で示した基本理念・将来像・3つの基本目的と目標を具体化するため、行政・社会福祉協議会・関係団体・地域住民が協働して施策を展開します。

施策の展開にあたっては、次の4つの視点を重視します。

(1) 地域に根ざした共生の推進

島ごとの特性と文化を尊重しながら支援を展開する。

(2) 分野横断の連携強化

医療・介護・福祉・教育・防災など多分野の協働を進める。

(3) 住民主体の参画と協働

行政・社協・住民が役割を分担しながら、共に支える体制を構築する。

(4) 持続可能な運営態勢の確保

取組を定期的に点検・評価し、次期計画に活かす。

基本目標1 誰もが安心して暮らせる地域共生のしくみづくり

地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域づくりを進めます。相談・支援体制の充実、医療・福祉・教育・防災の連携、地域見守りネットワーク、自殺対策や再犯防止の取り組みを通じて、いのちと暮らしを守る体制を構築します。

(1) 施策の全体像

施策項目	地域福祉計画 (行政が取り組むこと)	関連団体等	地域福祉活動計画 (社協・地域・住民が取り組むこと)
① 地域包括支援と相談体制の充実	竹富町には福祉事務所がないため民生委員と連携してそれを補う相談支援等を進めます。各島・各地区で住民が相談につながる機能を確保するため、集落支援員等の配置・増員を検討します。巡回・出張相談・オンライン相談を組み合わせ、相談アクセスの格差縮小を図ります。	集落支援員、社協(CSW等)、地域包括支援センター、民生委員、公民館、関係機関	【社協】民生委員・児童委員を中心に、見守り・相談活動の仕組みを整備します。コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置などで生活困窮者等を対象にした住民活動支援等を充実します。竹富町には福祉事務所がないため民生委員と連携してそれを補う相談支援等を進めます。【地域・住民】困りごとの早期共有と相談先の周知に協力し、支援につなげます。
② 医療・福祉・教育・防災の連携強化	地域ケア会議や多職種連携の会議を継続・発展させます。防災・避難支援体制と福祉支援の連携を強化します。	医療機関、消防団、学校、福祉施設、防災組織、公民館	【社協】必要に応じて町内の多分野の連携会議に参画し、支援情報を共有します。【地域・住民】防災訓練や健康づくりの場などに参加し、地域の安全・安心を支えます。
③ 安心・安全な暮らしを支える地域見守り体制の整備	要支援者や孤立に悩む人の見守りの体制を整備し、孤立防止の体制をつくります。	民生委員、ボランティア団体、公民館	【社協】地域の見守りや訪問活動を行い、情報の共有をすすめます。【地域・住民】高齢者や子どもへの声かけ・異変に気付いた時の通報など、支え合いの輪を広げます。
④ 自殺対策と心の健康づくりの推進(竹富町自殺対策計画)	自殺対策計画に基づき、心の健康相談・啓発を行います。関係機関と連携し、早期支援体制を強化します。	子ども未来課(保健師)、医療機関、教育委員会、公民館、駐在所、保健所	【社協】行政の実施する学習や相談に協力して取り組みます。【地域・住民】身近な人の変化に気づき、相談につなげるよう努めます。
⑤ 再犯防止に向けた地域支援と社会復帰の促進(竹富町再犯防止推進計画)	就労支援・居住支援の推進、関係機関との協議会設置を推進。	保護司会、駐在所、法務省関係機関、公民館	【社協】行政が実施する社会復帰支援の理解促進などに協力して取り組みます。【地域・住民】地域の受け入れ体制づくりや理解促進活動に協力します。

(2) 現在実施している取り組み

施策項目	取り組み内容	関連計画・事業	担当課
① 地域包括支援と相談体制の充実	地域包括支援センター運営の充実	竹富町第10次高齢者保健福祉計画	福祉支援課
	専門家による総合的な相談支援体制の構築	第3期竹富町子ども・子育て支援事業計画	こども未来課 教育委員会
	子育て世代包括支援センターの運営	第3期竹富町子ども・子育て支援事業計画	こども未来課 教育委員会
	障がいに関する相談支援体制の充実・強化	障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	こども未来課
	食生活や飲酒・喫煙に関する相談事業	竹富町ばいぬ島健康プラン21	健康づくり課
② 医療・福祉・教育・防災の連携強化	避難行動要支援者名簿の作成	竹富町第10次高齢者保健福祉計画	福祉支援課
	防災教育の推進	竹富町地域防災計画	防災危機管理課
	防災食の勉強会	活動計画	社会福祉協議会
③ 安心・安全な暮らしを支える地域見守り体制の整備	地域ケア会議の実施	竹富町第10次高齢者保健福祉計画	福祉支援課
	防犯対策の充実	第3期竹富町子ども・子育て支援事業計画	こども未来課
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	第3期竹富町子ども・子育て支援事業計画	こども未来課 健康づくり課
	災害時要援護者の安全確保	竹富町地域防災計画	防災危機管理課
	歳末助け合い募金	活動計画	社会福祉協議会
	フードバンク	活動計画	社会福祉協議会

基本目標2 地域特性にあった持続可能な支援体制づくり

島ごとの文化や環境を生かし、持続可能な支援基盤を構築します。多職種連携やICTの活用を通じて、離島・過疎地域でも必要な支援が届く体制を整えます。

(1) 施策の全体像

施策項目	地域福祉計画 (行政が取り組むこと)	関連団体等	地域福祉活動計画 (社協・地域・住民が取り組むこと)
① 島ごとの福祉資源の見える化 「福祉資源マップ」の作成・充実・更新	新たに行政データと現場情報を統合し、各島の「福祉資源マップ」を作成します。 「福祉資源マップ」を住民に周知し、福祉へのアクセスに活かします。 年度ごとに「福祉資源マップ」を更新します。	社協、事業所、地域包括支援センター、公民館	【社協】各関係機関と連携し、地域情報の更新・共有を図ります。 【地域・住民】「福祉資源マップ」を活用するとともに、福祉充実のための支援や連携について提案を行います。
② 医療・介護・福祉・教育の多分野・多職種連携	各分野の取り組み情報を共有するよう努め、医療・介護・教育・防災など分野横断の課題解決と支援の調整を行います。 在宅生活を支えるサービス基盤整備について、需要・人材・運営体制を踏まえ検討します。 あわせて、住居課題や公共施設跡地等の活用については、所管部署と情報共有し、需要や制度の内容、国や他市町村の動向を調べて対応を協議します。	診療所、学校、介護事業者、駐在所、社協、消防団、公民館	【社協】各分野をつなぐコーディネーター役として、関係機関とのネットワークを強めます。 【地域・住民】地域課題や生活上の困りごとを会議に届け、支援ニーズを共有します。
③ ICTや遠隔支援の活用による地域福祉基盤の整備	オンラインによる相談・情報共有の仕組みを検討します。各分野の会議でズーム会議やリモート相談を通じて支援を継続します。	医療・福祉施設、通信事業者、公民館、社協	【社協】町の行うICT活用のサポートや住民研修の取り組みに協力します。 【地域・住民】町の実施する相談会などに参加し、スマートフォンを活用した相談ができるようにします。

(2) 現在実施している取り組み

施策項目	取り組み内容	関連計画・事業	担当課
① 島ごとの福祉資源の見える化	在宅医療と介護マップ	竹富町第10次高齢者保健福祉計画	福祉支援課
② 医療・介護・福祉・教育の多職種連携	地域ケア会議の実施	竹富町第10次高齢者保健福祉計画	福祉支援課
③ ICT や遠隔支援の活用による地域福祉基盤の整備	認知症 VR 体験会	竹富町第10次高齢者保健福祉計画	福祉支援課

基本目標3 支え合いの担い手を広げる仕組みづくり

ゆいまーる（結い）の精神を次代につなぐため、地域活動やボランティア、若い世代の参加を促進します。

住民が主体的に地域を支える担い手となり、世代を超えて学び合い、地域の力を継承する仕組みをつくりまします。

(1) 施策の全体像

施策項目	地域福祉計画 (行政が取り組むこと)	関連団体等	地域福祉活動計画 (社協・地域・住民が取り組むこと)
① ボランティア・地域活動の推進	ボランティア団体や地域活動団体への支援を継続し、活動の場や機会を広げまします。	社協、教育委員会、公民館	【社協】ボランティア活動の相談・紹介・調整を行います。 【地域・住民】地域行事、サロン、防災訓練などに積極的に参加し、「支え合いの輪」を広げまします。
② 居場所・サロン・ゆんたくの場の拡充	地域の集いの場を支援し、誰もが気軽に立ち寄れる居場所を整備まします。交流・相談・学びの機会を提供まします。	公民館、老人クラブ、福祉団体、サロン	【社協】各地域のサロン活動を支援し、立ち上げや運営のノウハウを共有まします。 【地域・住民】居場所づくりやサロン活動を企画・運営し、世代を超えた交流を育みまします。
③ 人材育成と世代継承の仕組みづくり	地域福祉リーダーの育成研修や、学校・地域連携による福祉教育を推進まします。子ども・若者向け福祉体験の企画運営を行います。	教育機関、医療福祉施設、社協、公民館	【社協】若者や次世代が学び、地域活動を継承できる環境づくりを支援まします。 【地域・住民】若い世代が地域行事や活動に参加し、地域の文化と支え合いの心を学び継ぎまします。

(2) 現在実施している取り組み

施策項目	取り組み内容	関連方針	担当課
① ボランティア・地域活動の推進	通いの場への支援	竹富町第10次高齢者保健福祉計画	福祉支援課
	ファミリー・サポート・センター事業の実施	第3期竹富町子ども・子育て支援事業計画	こども未来課 健康づくり課
	竹富町ぱいぬ島健康プラン21推進部会の開催	竹富町ぱいぬ島健康プラン21	健康づくり課
	防災訓練の実施	竹富町地域防災計画	防災危機管理課
	ふれあい交流会	活動計画	社会福祉協議会
② 居場所・サロン・ゆんたくの場の拡充	サロン活動	竹富町第10次高齢者保健福祉計画	社会福祉協議会 福祉支援課
	通いの場での健康教育・相談	竹富町ぱいぬ島健康プラン21	健康づくり課
③ 人材育成と世代継承の仕組みづくり	複合型福祉施設での多世代交流	竹富町第10次高齢者保健福祉計画	福祉支援課
	学校施設の利用等による世代間交流	第3期竹富町子ども・子育て支援事業計画	こども未来課 健康づくり課
	伝統・行事食の普及	竹富町ぱいぬ島健康プラン21	健康づくり課
	災害教訓の伝承	竹富町地域防災計画	防災危機管理課
	子どもの福祉体験	活動計画	社会福祉協議会

第5章

地域福祉推進の仕組みと連携体制

第5章 地域福祉推進の仕組みと連携体制

1. 地域福祉推進の基本的考え方

竹富町の地域福祉は、行政、社会福祉協議会、関係機関、地域団体、住民が協働して推進します。行政は制度や施策の整備を担い、社会福祉協議会は住民と行政をつなぐ中核的支援機関として実践を支えます。住民は、「ゆいまーる」の精神に基づいて地域の課題を共有し、互いに支え合う関係を育てます。

本章では、地域福祉推進の体制と役割、連携の仕組み、そしてPDCAサイクルによる運営の仕方を明らかにします。

また、本計画で把握された「在宅支援拠点」「住まいの選択肢」「専門職住居の確保」の課題は、関連計画・関係部署の検討と連動して具体化します。

2. ゆいまーる連携体制

本町では、これまで子ども・子育てを中心に多種多様な課題の協議体として機能してきた「こども未来応援会議」を、地域福祉全体の推進と評価を担う総合的な協議の場として「竹富町地域福祉計画推進会議」に位置付けます。

近年、本町では子育て、高齢者支援、福祉サービス、医療、障がい、生活困窮、自殺対策、再犯防止、防災など、住民が抱える課題が複合化し、個別分野だけでは解決が難しい状況が生じています。

本町では、それらの課題に取り組むとき、限られた体制で関係機関が連携しながら、子どもから高齢者まで一体的に支える地域福祉の仕組みが不可欠です。

このため本町では、「子どもの未来は地域の未来そのものであり、子ども・若者の課題は、医療、福祉、教育、家族、そして地域全体の課題と密接につながっている」という認識に基づき、既存の「こども未来応援会議」を分野横断の地域福祉推進会議へ拡張することとしました。

今後は、この推進会議が、

- (1) 地域福祉計画および地域福祉活動計画の推進状況の点検
- (2) 自殺対策、再犯防止、孤立防止などの関連施策との連携
- (3) 年1回の総合評価（PDCAサイクルの「Check」「Act」）

などを行い、町全体の地域福祉を俯瞰する「総合協議機関」として役割を果たします。

図表 5-1 ゆいまーる連携体制

主体	主な役割
行政（竹富町）	地域福祉計画・活動計画の推進、制度支援、庁内連携、自殺対策・再犯防止等の総合調整
社会福祉協議会	地域福祉活動の実践主体 サロン・見守り・ボランティア・生活支援体制整備の推進
医療・介護事業所	多職種連携、予防・ケア・地域支援（診療所・介護施設等）
教育機関（保育所・学校）	子育て支援、家庭への支援、防災教育、地域との橋渡し
地域団体・公民館・自治会	行事、防災、居場所づくり、世代間交流等、地域力の基盤形成
住民・ボランティア	見守り、支え合い活動、地域活動参加、情報提供、地域課題の共有
竹富町地域福祉計画推進会議	地域福祉に関する総合協議の場。 計画推進状況の点検、自殺対策・再犯防止の協議、PDCA サイクル評価、次年度方針の整理、年1回開催

図 5-2 竹富町子ども未来応援会議の仕組み

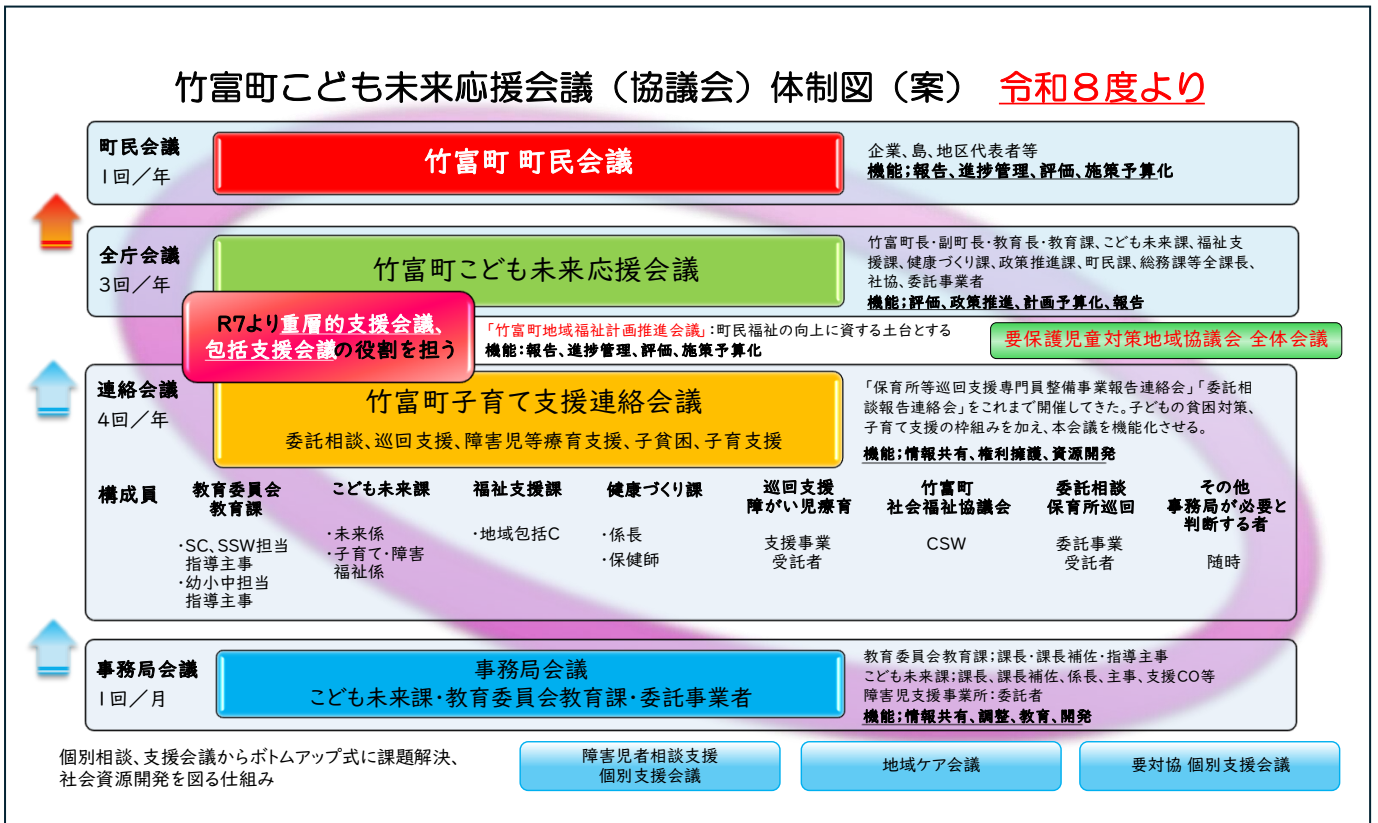
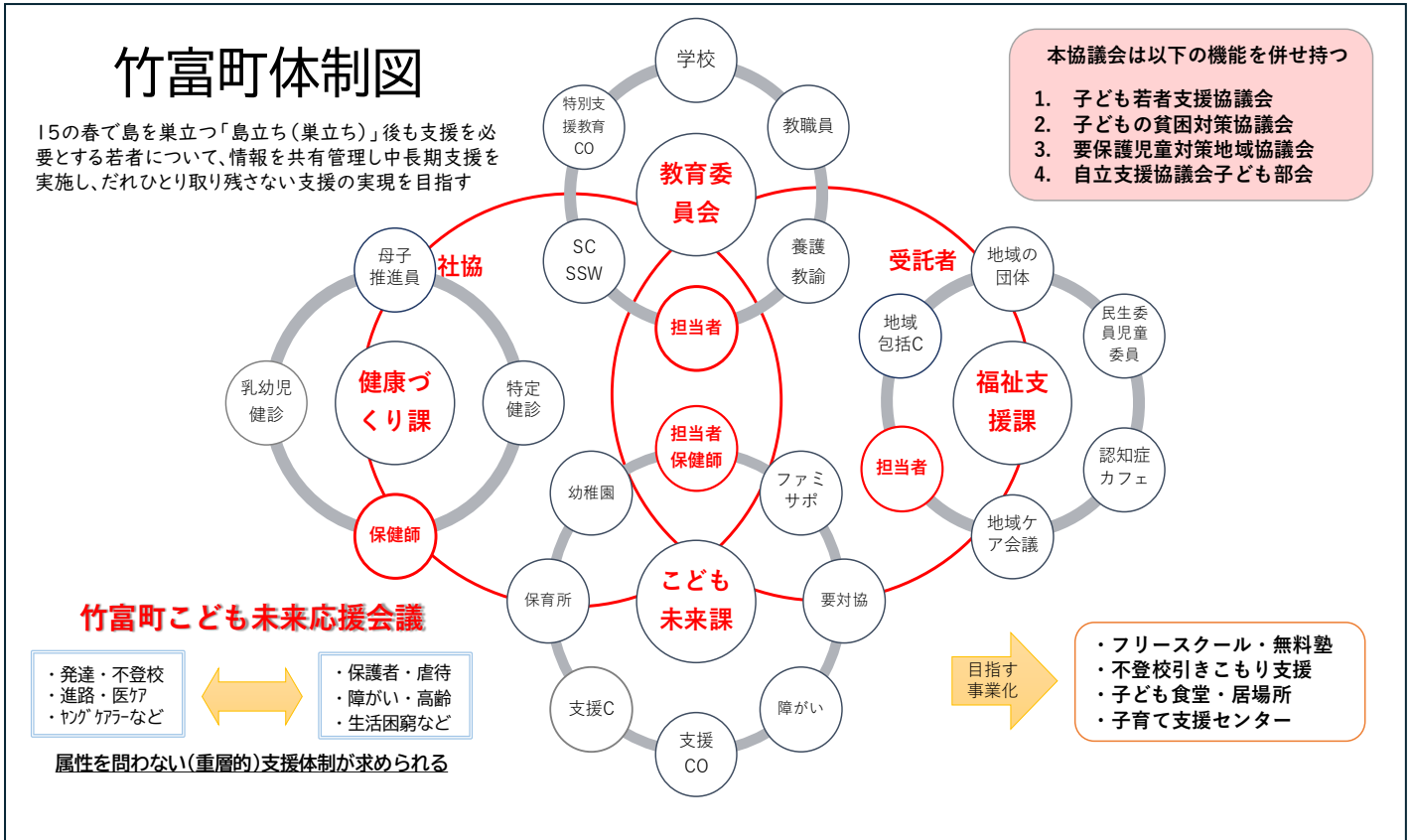


図 5-3 竹富町子ども未来応援会議の体制



3. 行政と社会福祉協議会の役割分担

竹富町の地域福祉を推進する上での竹富町と竹富町社会福祉協議会の連携と役割分担の明確化は不可欠です。

両者は、役割分担を明確にしながら共同して地域福祉を推進します。

図表 5-4 ゆいまーる連携体制

分野	行政 (竹富町)	竹富町社会福祉協議会
相談・支援	総合相談窓口の設置、包括支援センターの機能強化	支援が届きにくい人への積極的支援、相談支援活動、個別支援記録の共有
医療・介護・福祉連携	多職種連携会議の運営、防災・災害支援との連携	サロン・見守り・地域ケア活動の実践
地域づくり・担い手育成	拠点整備、人材育成研修、地域福祉教育の推進	ボランティア・地域活動支援、若年層の参画促進

4. 相談支援体制の整備

現状と課題

竹富町では、生活・健康・子育て等の相談窓口が各課や社協に設けられている一方、複合的な課題を抱える世帯ほど「どこに相談すればよいか分かりにくい」という課題があります。

結果として、相談が複数の窓口分散し、支援が途切れたり遅れたりするリスクが生じています。

図表 7-5 に示すとおり、竹富町には、子ども・子育て、健康・保健、高齢者（認知症・介護）、生活不安、権利擁護、防災等、それぞれの分野ごとに相談窓口が整備されています。さらにオンライン相談や出張相談会など利便性向上の工夫も進められています。

一方で、窓口が「分野別」に整備されているがゆえに、住民の困りごとが複合的である場合ほど、次のような課題が生じやすい状況にあります。

- 相談窓口が多様化しており、住民がどこに相談すれば良いのか見極めにくい
- 相談内容が複数の部署をまたぐと、紹介・引継ぎが困難になっている
- 相談後どこが責任を持つての支援するのか不明確で支援が途切れるリスクがある

このように、現場では各部署・各機関で相談機能を整備している一方で、「窓口を増やす」だけでは解決しにくい構造課題（入口の多様化、縦割りの弊害、引継ぎの曖昧さ、支援責任の不明確さ）が残っています。

今後は窓口そのものの追加ではなく、相談を受けてから支援が完了するまでを一続きで管理できる仕組みを整備することが重要となっています。

図表 5-5 現状の相談体制一覧表

担当部署	相談窓口名	対象	連絡先	主な内容	担当
こども未来課 教育委員会	子ども未来応援会議・子育て支援アドバイザー (QRコードより相談内容、連絡方法等を送信すると相談対応が開始) 障がい福祉相談	町民やその縁故者	QRコードよりアクセス 	学校生活や、友人、子育てに関する悩み。発達障害、依存症、DVなど	子育て支援アドバイザー
健康づくり課	健康相談	町民	各地区 保健指導所	予防接種・健診(検診)・健康管理・妊産婦など	保健師・管理栄養士
福祉支援課	地域包括支援センター認知症相談	町の高齢者や家族	電話番号 0980-83-7415	認知症に関する悩み、制度や介護保険サービスなど	保健師・ケアマネ・社会福祉士など
福祉支援課	地域包括支援センター福祉総合相談	町民	電話番号 0980-83-7415	介護に関わる悩み住まいや生活不安権利擁護など	保健師・ケアマネ・社会福祉士など
福祉支援課	出張シルバー相談会	町民	電話番号 0980-83-7415	高齢者に関連する悩みなど	保健師・ケアマネ・社会福祉士など
こども未来課 健康づくり課 福祉支援課など	オンライン相談窓口	町民	QRコードよりアクセス 	国民健康保険料の納付 介護保険料の納付 健康に関する相談 保育所の入所等	町の職員
防災危機管理課	防災に関する相談	町民	電話番号 0980-82-1109	防災に関するさまざまな相談	町の職員
社会福祉協議会	福祉の総合相談	町民	電話番号 0980-84-3302	生活困窮 福祉サービス利用 孤立防止 地域活動など	社会福祉士・社会福祉主事・生活支援相談員など

(1) 整備の基本方針(「相談の入口」を分かりやすくし、支援を途切らせない)

本計画では、町内の福祉の相談窓口を整理して「見える化」とするとともに、相談を受けた後に関係機関が連携して支援方針と担当を決め、必要な支援につなぐ体制を整備します。

特に入口の分かりにくさと庁内・関係機関の連携体制の課題を同時に解決することを重視します。

(2) 具体的な整備内容

具体的には以下のように整備します。

① 相談窓口の整理と一覧の更新(見える化)

住民が迷わず相談できるよう、役場の相談窓口を“入口の見える化”として再整理し、広報・HPに掲載する案内様式を整備します(図表 5-6)。

図表 5-6 整備後の竹富町役場相談窓口のご案内

竹富町役場相談窓口のご案内

困りごと

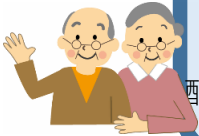
相談内容



学校生活や友人
子育てに関すること
発達障害、依存症、DVなど
保育所入所に関すること



予防接種
健康診断健診
健康管理
妊産婦相談
国民健康保険料



認知症に関すること
高齢者や介護に関する悩み
住まいや権利擁護、
配食やお出かけサポートなど



防災に関する相談



生活困窮
福祉サービス利用
孤立防止
地域活動など

心配ごと

相談窓口

こども未来課

☎0980-87-0089

子育て支援
アドバイザー



健康づくり課

☎0980-82-7519

福祉支援課
地域包括センター

☎0980-83-7415

防災危機管理課

☎0980-82-1109

社会福祉協議会

☎0980-84-3302

オンラインでのお問い合わせはこちら →
電話で予約の場合（総合案内）0980 - 82-6191



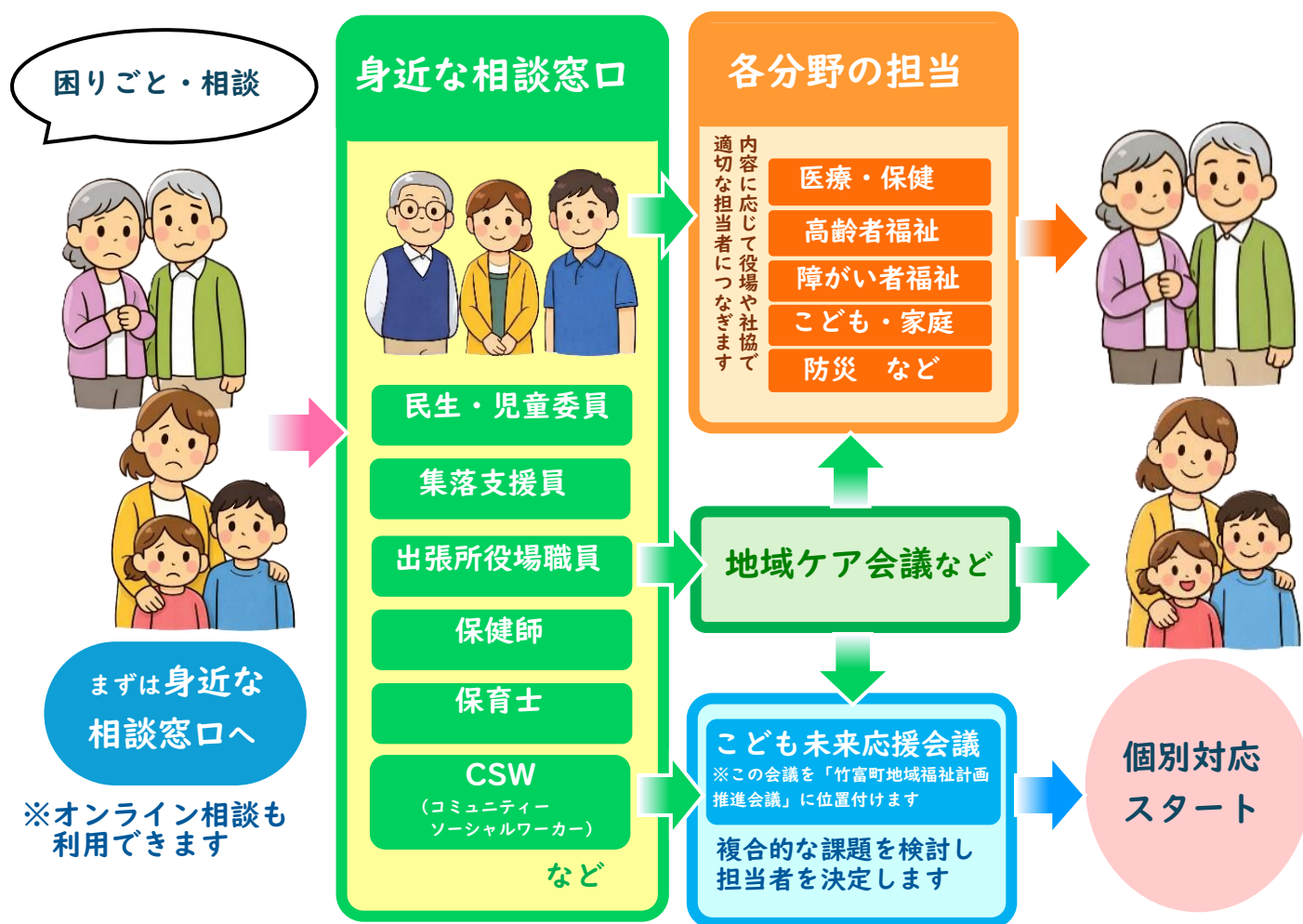
② 相談受付から支援決定までの流れを明確化します。（フロー整備）

相談の流れを「相談体制フロー図」（図表 5-7）のように整備し、身近な相談窓口から 役場・社協による担当の整理を行い、各分野・会議体につなぐまでの流れを可視化します。

③ 新しく複合課題への対応として「こども未来応援会議」の仕組みを活かした連携体制を整備します。

高齢、障がい、子ども・子育て、防災、医療・保健等の課題が重なるケースでは、既存の「地域ケア会議」や「こども未来応援会議」等の会議体を活用し、関係者間の情報共有や支援の担当や役割分担を定めます。

図表 5-7 相談体制フロー図



5. PDCA サイクルによる推進と情報公表

計画の実効性を高めるため、行政・社会福祉協議会・関係機関が協働して PDCA サイクルを運用します。成果は町広報誌などで公表し、住民への説明責任を果たします。

また、「竹富町地域福祉計画推進会議」において、年に1回を基本とし、計画の進捗管理と課題共有を行います。

推進会議では、各年度の取組状況や成果を確認し、課題や改善点を整理するとともに、翌年度の重点方向を協議・提言します。こうした継続的な点検と協議を通じて、竹富町の地域福祉をより実効性のあるものにしていきます。

図表 5-8 竹富町地域福祉の PDCA サイクル

段階	主な内容
Plan (計画)	年度ごとの重点施策と目標を設定し、連携体制を確認する。
Do (実施)	行政・社協・地域団体が連携し、地域活動・支援事業を展開する。
Check (評価)	「竹富町地域福祉計画推進会議」で年1回進捗を点検し、課題と方向性を整理する。
Act (改善)	推進会議の提言を踏まえ、評価結果を次年度計画や次期計画に反映する。

第6章

評価とアセスメント

第6章 評価とアセスメント

1. 評価とアセスメントの目的

本章では、竹富町地域福祉計画および地域福祉活動計画の進捗状況を把握し、次年度以降の改善へつなげるための評価・アセスメントの仕組みを示します。

本町では、人口規模が小さいことや島ごとの生活特性、複合的課題の増加などを踏まえ、「事業を実施したかどうか」だけではなく、「地域の課題がどれだけ改善したか」を重視した評価を行います。

評価は、PDCA サイクルの「Check」「Act」を担い、地域福祉の質を継続的に高める基盤とします。

その中心的な役割を担うのが、「こども未来応援会議」の中で開催する「竹富町地域福祉計画推進会議」です。

推進会議では毎年、計画進捗の点検、課題整理、改善提言、翌年度方針の協議を行います。

図表 6-1 「竹富町地域福祉計画推進会議」の概要

項目	内容
名称	竹富町地域福祉計画推進会議
目的	計画進捗の点検、アセスメント結果の共有、課題整理、翌年度方針の協議
開催頻度	年1回（こども未来応援会議の枠組みの中で開催）
構成	行政（福祉支援課、こども未来課、健康づくり課、防災危機管理課）、社会福祉協議会など
主な内容	① 計画進捗の確認 ② アセスメント結果の共有 ③ 改善提案・次年度方針の協議
報告・公表	協議内容は町ホームページ等で公表

2. 評価の枠組み

本計画の進捗評価は、町と社会福祉協議会が行う(1)「町全体の評価」と、地域・団体が行う(2)「地域活動アセスメント」の二つの方法を組み合わせて行います。

(1)「町全体の評価」(行政・社会福祉協議会が行う評価)

行政と社会福祉協議会が共同して、町全体の視点から以下を点検します。

- ① 計画に掲げた施策がどこまで実施されたか
- ② 医療・福祉・教育・防災などの多機関連携がどの程度進んだか
- ③ 相談支援・見守り・担い手育成などの取り組みが住民に届いたか

- ④ 孤立・困難事例への対応が改善したか
- ⑤ 島ごとに進捗や特徴ある動きが見られたか

これにより、町全体の課題と成果を整理し、計画運営の方向性を確認します。

(2)「地域活動アセスメント」(地域・団体が行う評価)

各地域・団体では、毎年度末に「地域福祉活動アセスメントシート」を用いて取り組み内容を自己評価し、その結果を町および社会福祉協議会へ提出します。

アセスメントシートには、

- ① 活動の内容
- ② 参加者数
- ③ 活動の成果
- ④ 気づいた課題
- ⑤ 次年度の改善方針

などを記載し、地域活動の状況を“見える化”します。

これにより、島ごとの特徴や地域に根ざした課題が共有され、町全体の評価に反映できる仕組みが確立されます。

提出されたアセスメント結果は、竹富町地域福祉計画推進会議で整理・検討され、その内容は翌年度の重点施策や活動計画の改善に活用されます。

図表 6-2 「竹富町地域福祉活動アセスメントシート(例)」

項 目	記入内容
地域・団体名	例：ゆいまーるの会
活動の内容	実施した事業・取り組みの概要（時期・場所・対象等）
参加者数	延べ人数（住民・ボランティア・関係者別）
成果	活動の成果・住民の反応・新たなつながり
気づいた課題	実施上の課題・改善点
次年度の展開	改善方針・新たな活動計画

3. 指標の設定と進捗管理(アウトカム・プロセス評価)

本計画の進捗をわかりやすく把握するため、成果（アウトカム）と実施状況（プロセス）の指標を設定し、毎年竹富町地域福祉計画推進会議で評価します。

(1) アウトカム指標(地域にどんな変化が起きたか: 成果を図る指標)

分野	指標	内容
① 生活課題の改善	支援件数の推移	生活困窮・高齢・障がい・子育てなど、支援につながった件数の年度ごとの変化
② 孤立防止・つながり	サロン・地域活動等の参加者の推移	居場所づくり（サロン・ゆんたく等）に参加した住民数の増減を把握
③ 自殺対策	自殺死亡者数（0人維持）	自殺死亡者の発生有無を確認し、0人を維持しているかを点検
④ 相談支援	相談件数の推移	福祉・医療・子育て・生活・防災など、相談件数全体の推移を把握
⑤ 担い手育成	ボランティア等の担い手の推移	地域で活動するボランティア・サポーターの人数の変化
⑥ 防災	要支援者の把握状況	災害時要支援者の登録状況、支援の必要な住民の把握状況

(2) プロセス指標(施策はどのくらい取り組まれたか: 実施状況を図る指標)

分野	指標	内容
① 相談支援体制	相談窓口の周知回数	広報誌などで相談先を知らせた回数
② 多機関連携	福祉資源マップの年度更新	多職種間で地域毎の状況を共有できているか
③ 担い手育成	ボランティア研修等の実施回数	担い手の育成に関する講習や学習会の回数
④ 自殺対策	ゲートキーパー研修の実施	自殺予防に関する研修を行なったかどうか
⑤ 防災	要支援者名簿の更新地区数	災害時要支援者名簿の更新・確認の実施地区数

4. 評価結果の公表と住民参加

評価で得られた成果や課題は、町民と共有し、広報誌などを通じて公表します。

また、アセスメント結果と竹富町地域福祉計画推進会議での提言を次期地域福祉計画・活動計画の基礎資料として活用します。

これにより、継続的な改善と住民参加による「進化し続ける地域福祉」を推進します。

竹富町自殺対策計画

竹富町自殺対策計画

1. 自殺対策計画策定の背景

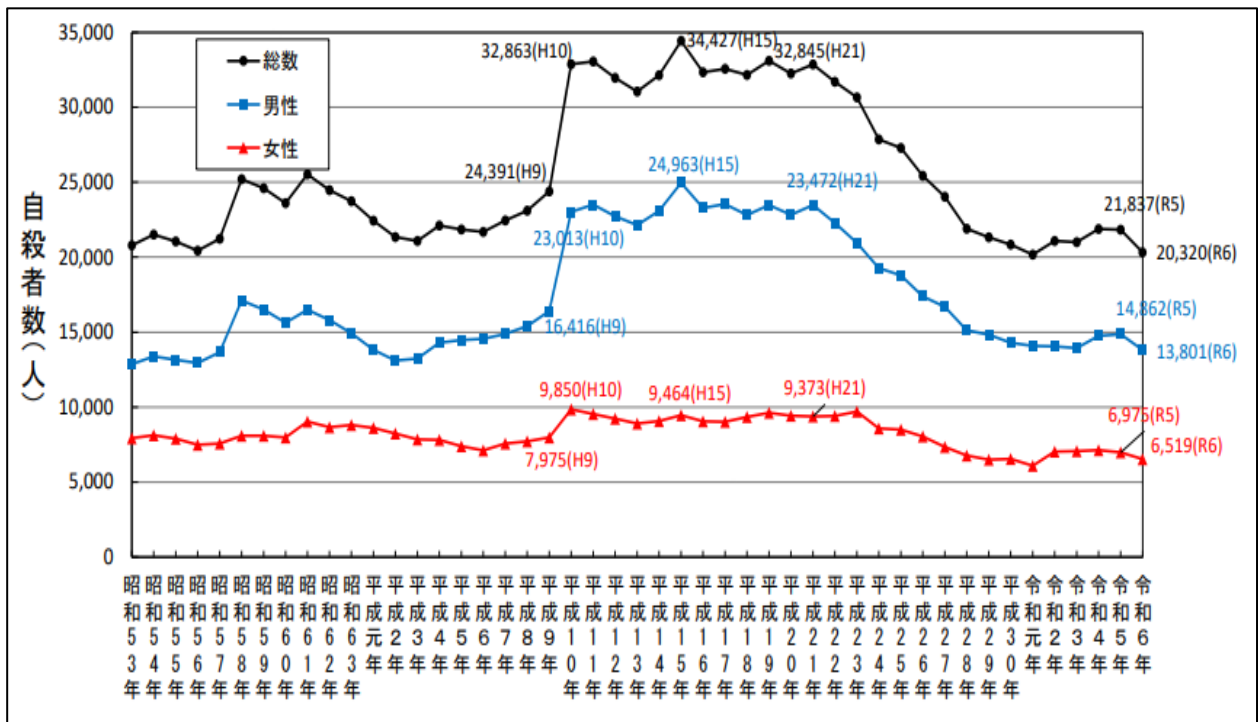
わが国の年間自殺者数は平成10年以降急増し、毎年3万人を超える高い水準で推移していました。そのような状況の中、これまで「個人の問題」とされがちであった自殺を「社会の問題」として広く周知し、国、地方公共団体、事業主、国民の責務として取り組むことを義務付けた「自殺対策基本法」が平成18年10月に施行されました。

また、翌年6月には自殺対策基本法に基づき「自殺総合対策大綱」が策定され、社会的な取り組みにより自殺は防ぐことができるということが明確に打ち出されています。そこには地方公共団体をはじめ、医療機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体等との密接な連携を図りつつ、自殺対策を強力に推進していくことも明記されています。

「自殺対策基本法」に基づく「自殺総合対策大綱」は、おおむね5年に1度の見直しを行うこととされており、平成19年6月以降、平成24年、平成29年、令和4年と、これまでに3回の見直しが行われています。また、平成28年4月には「自殺対策基本法」が改正され、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を行うという理念が新たに打ち出され、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとされています。

令和4年に閣議決定がなされた最新の「自殺総合対策大綱」では新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進が加えられ「命を支える自殺対策」という理念のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざしています。

図表1 全国版自殺者数の推移(自殺統計)



資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

2. 現状と課題

全国的に減少傾向であった自殺死亡率（人口動態統計）は、令和2年に増加に転じています。これは令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響と考えられており、その後も徐々に増加傾向にある状況でした。

本町においては、島しょの小規模町ということもあり、過去5年間の自殺者数は1ないし2で推移しています。しかしながら、令和5年の自殺死亡率が人口10万人対46.64となり、本町の人口規模を鑑みた場合には高い傾向にあるといえます。

沖縄県における傾向を分析すると、令和2年は全国と比して低い自殺死亡率でしたが、令和3年以降は増加に転じています。特に男性では全国より高い水準が続いています。年代別でみると、40代から60代で約6割を占めており、八重山圏域においては、県全体に比べ男性では30代から50代、80歳以上、女性では40代で高い傾向にあります。

また、沖縄県は不登校児童生徒や中途退学者の割合が全国に比べ高い傾向があり、将来、困窮状態に至るリスクを抱えている者が多いと考えられています。自殺者の原因・動機として健康問題や家庭問題のほかに、経済・生活問題も大きな要因として挙げられています。

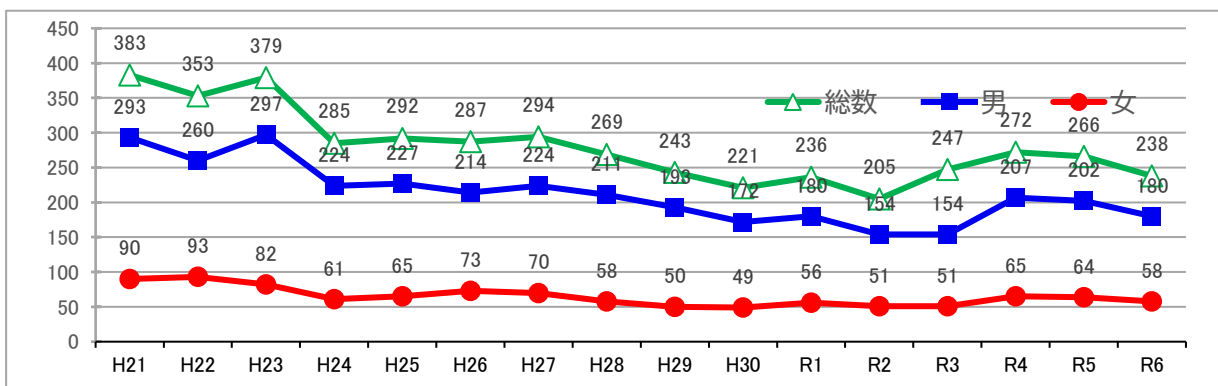
生活困窮者は悩みや不安を誰にも打ち明けられないまま孤立しやすい環境にあり、自殺のリスクが高いとされていることから、生活困窮の状態にある者、生活困窮に至る可能性のある者が、自殺に至らないよう、各種相談窓口の連携強化を推進する必要があります。また、そのように誰にも打ち明けられず悩んでいる人に「気づき」、「声をかけ」、「話を聴き」、「見守り」、「相談先へつなげる」役割を担う「ゲートキーパー」を増やすことや、情報を分かりやすく発信していくことが重要となります。

図表2【竹富町】過去5年間にみる自殺者数と自殺死亡率(人:%)

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
竹富町	自殺者数	0	0	1	2	0
	自殺死亡率※	0	0	23.28	46.64	0
沖縄県	自殺者数	238	247	269	265	238
	自殺死亡率	14.04	16.63	18.11	17.84	16.02
全国	自殺者数	21,081	21,007	21,881	21,837	20,320
	自殺死亡率	16.7	16.7	17.5	17.6	16.4

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数であり、自殺者数を人口で除して換算したものです。

図表3【沖縄県】男女別自殺死者数の推移(人)



資料:厚生労働省「人口動態統計」

3. 計画の基本方針

本町では、令和4年10月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」に基づき作成されている「第二次沖縄県自殺総合対策行動計画」において掲げられる5つの基本方針を踏まえた取り組みを推進します。

図表4 竹富町自殺対策計画の基本方針

基本方針1	生きることの包括的な支援としての推進
基本方針2	関連施策との有機的な連携の強化
基本方針3	対応の段階に応じた対策の推進
基本方針4	実践と啓発を両輪とする対策の推進
基本方針5	役割の明確化と連携・協働の推進

【基本方針1】生きることの包括的な支援としての推進

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であることから、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

(第二次沖縄県自殺総合対策行動計画より抜粋)

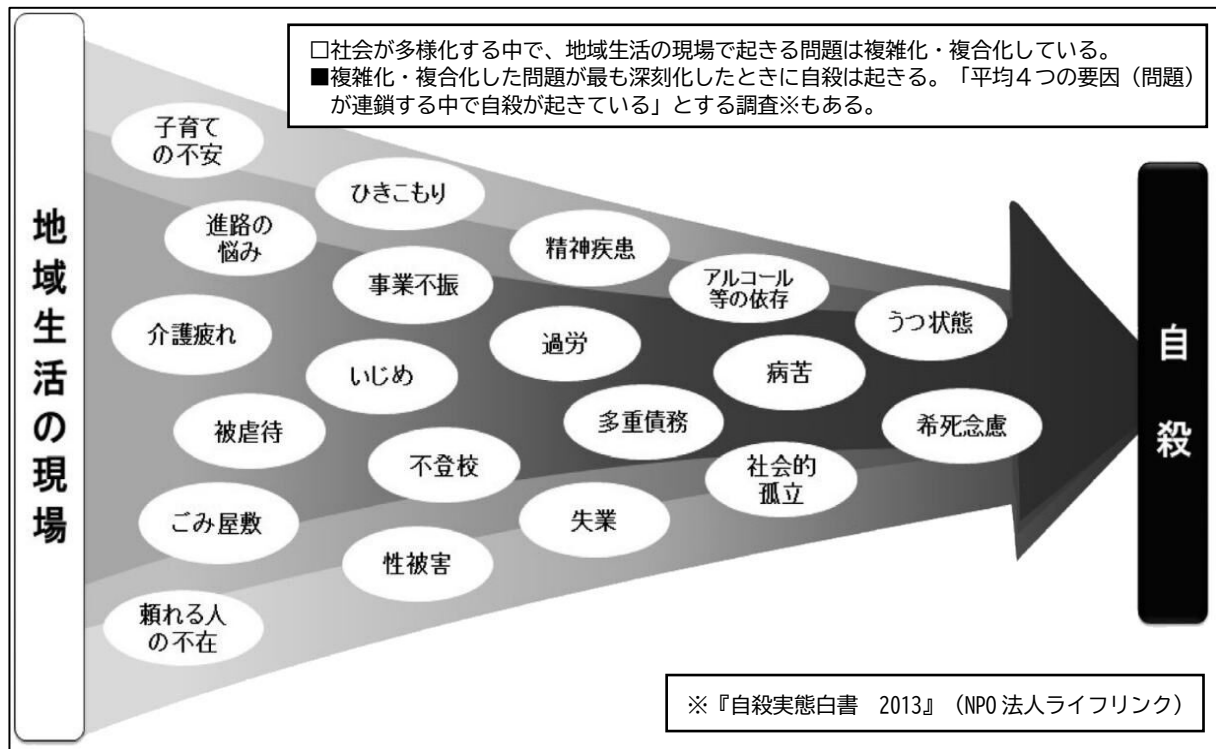
図表5 自殺対策の包括的な支援

「生きることの促進要因」	「生きることの阻害要因」
△家族や友人との信頼関係	▼将来への不安や絶望
△やりがいのある仕事や趣味	▼失業や不安定雇用
△経済的な安定	▼過重労働
△ライフスキル(問題対処能力)	▼借金や貧困
△信仰	▼虐待、いじめ
△地域とのつながり	▼病気、介護疲れ
△自己肯定感 など	▼孤独、役割喪失感 など

【基本方針 2】 関連施策との有機的な連携

自殺に追い込まれるおそれのある人が、安心して生活し続けられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。(第二次沖縄県自殺総合対策行動計画より抜粋)

図表 6 自殺の危機要因のイメージ図



【基本方針 3】 対応の段階に応じた対策

事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階に応じた施策を推進していきます。

<事前対応>

心身の健康の保持増進についての取り組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階での対応。

<自殺発生の危機対応>

現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない対応。

<事後対応>

自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に、家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させない対応。

また、事前対応の更に前段階での取り組みとして、地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいと

きには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。（第二次沖縄県自殺総合対策行動計画より抜粋）

【基本方針 4】実践と啓発を両輪とする対策

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。（第二次沖縄県自殺総合対策行動計画より抜粋）

【基本方針 5】役割の明確化と連携・協働

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のためには、国、県、市町村、関係団体、民間団体、企業、県民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。（第二次沖縄県自殺総合対策行動計画より抜粋）

<国の主な役割>

国は、自殺対策を総合的に社会的制度のレベルで推進し、県を通じて市町村の取り組みを支援し、全国的に実施する啓発活動等の対策や関係省庁との連携による総合的な対策を推進することとされています。

- ・地域自殺対策推進センターへの研修、データ提供
- ・自殺対策事業に対する厚生労働省の地域自殺対策強化交付金による補助

<県の主な役割>

県は、地域レベルの自殺対策が実施されるよう、各種統計資料や研修会などにより支援を行い、市町村と協力して地域の対策を推進します。また、自死遺族や自殺未遂者に対する支援など広域的・専門的な対応が必要な対策を推進します。

- ・データ提供と地域支援、技術的助言など
- ・自殺未遂者に対する心理的なケアなど広域的支援体制の構築

<市町村の主な役割>

市町村は、国や県から提供されるデータに基づき各自治体における自殺の状況を把握するとともに、人口規模や利用可能な社会資源の状況を勘案し、各種住民サービスと連動した効果的な対策に取り組むことが期待されます。

- ・対面相談、直接的な相談事業
- ・相談先の周知や心の健康づくりなどの啓発事業
- ・窓口や相談支援業務、関係機関との連携事業

4. 基本施策

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない5つの「基本施策」について、国が定めている「地域自殺対策パッケージ」に基づき5つの基本施策（基本パッケージ）について取り組みます。

図表7 竹富町自殺対策計画の基本施策

<基本施策>

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

5. 施策の体系

【基本理念】

島々の誇りと個性がきらめき、大自然と文化と暮らしが響きあう町
く海ぬ美しやとともに生きる安全・安心のぱいぬ島く

【基本方針】

1. 生きることの包括的な支援
2. 関連施策との有機的な連携
3. 対応の段階に応じた対策
4. 実践と啓発を両輪とする対策
5. 役割の明確化と連携・協働

【基本施策】

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

6. 目標値の設定

竹富町自殺対策計画における全体目標値として、自殺死亡者0人を目指します。

図表 8 竹富町自殺対策計画の目標値

■目標値	ベースライン（現状値）	目標値	出典
自殺死亡者数	3人	0人	厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

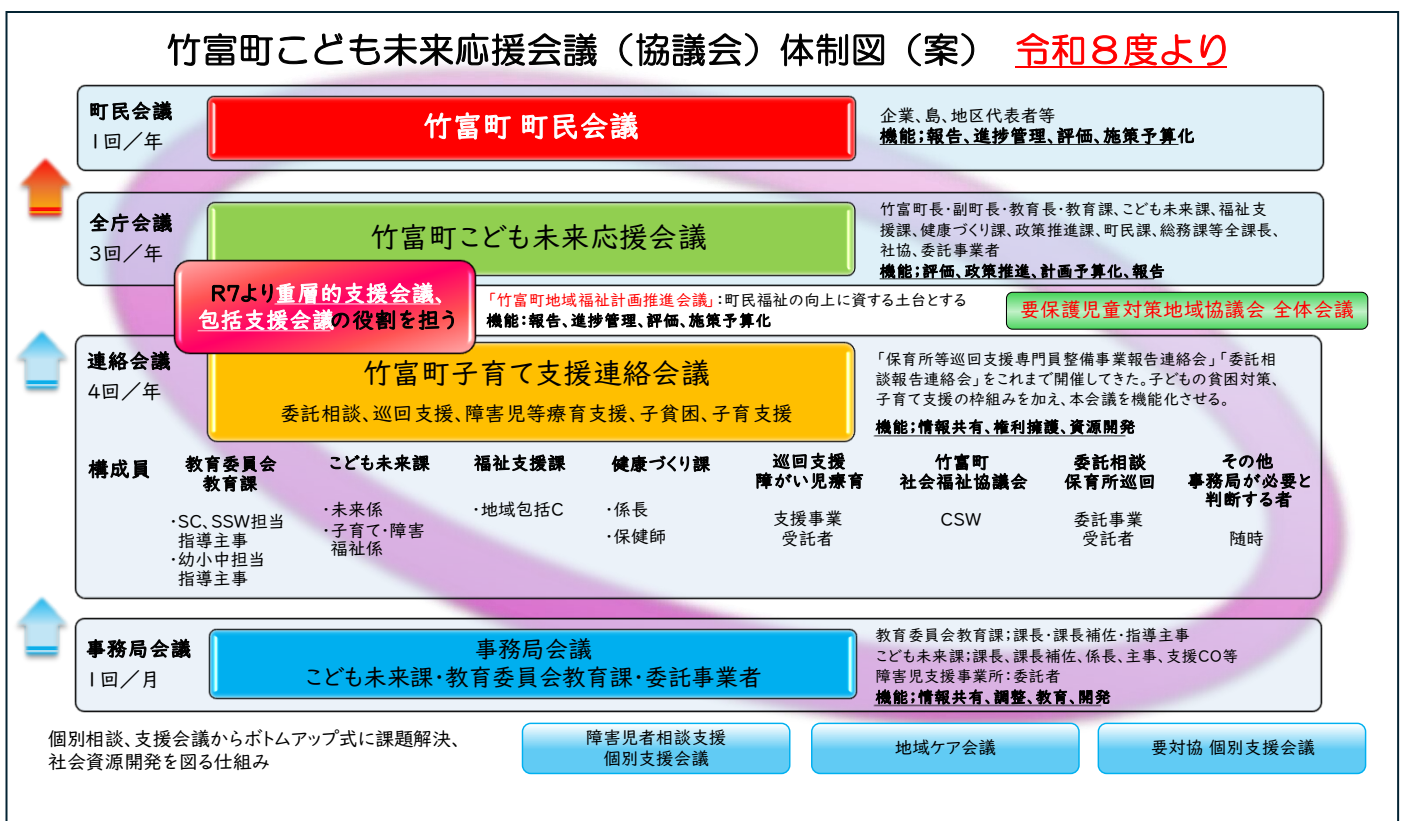
7. 基本施策の推進

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進には、保健・医療・福祉(高齢者、障がい者)・教育・労働・法律など多様な主体が連携して取り組む必要があります。

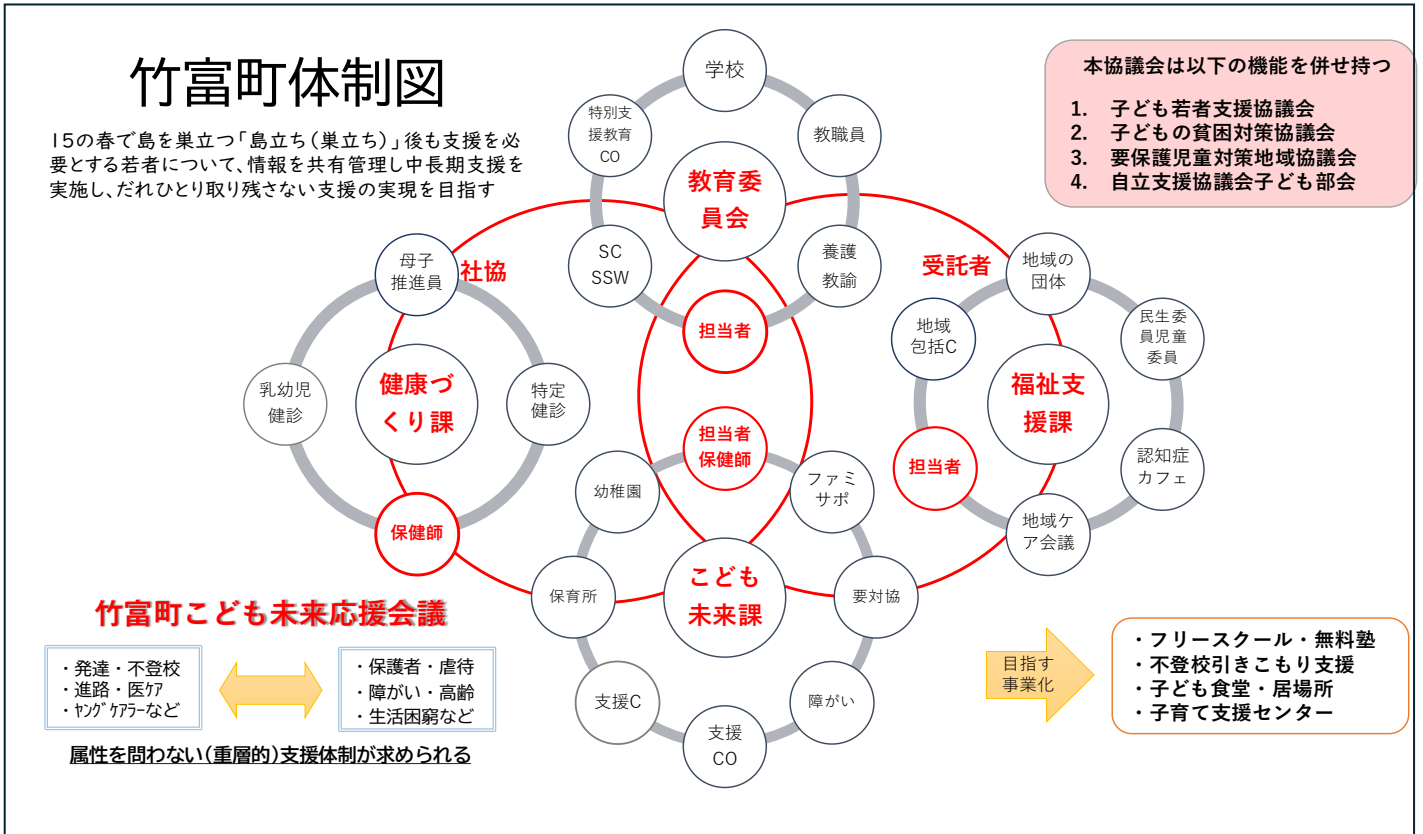
また、これらの多様な主体が連携・協働する、地域の実情に沿った切れ目のない「包括的な支援体制（重層的支援）」を構築するため、既存の「竹富町こども未来応援会議」の仕組みを自殺対策計画においても活用し、全庁的な取り組みに加えて外部機関も取り入れた体制の構築を推進します。

図表 9 竹富町こども未来応援会議の仕組み



※現在、こども未来応援会議は子育て支援に特化せず、重層的支援体制の構築を目指しています。

図表 10 竹富町子ども未来応援会議の体制



・町民税、国民健康保険料、水道料金、公営住宅賃料など自宅訪問のある業務及び各種申請等の他課分野の業務を通じて、自殺につながるリスクを発見し必要な支援につなげます。

- ・自殺リスク発見機能を擁することが考えられる窓口について
 - /竹富町社会福祉協議会 /地域包括支援センター /子ども・子育て支援センター
 - /保育所・幼稚園 /竹富町教育委員会 /地域保健指導所(保健師)
 - /民生委員・児童委員 /介護ケアマネージャー /生活保護ケースワーカー
 - /障がい者相談窓口 /人権相談窓口 /国民健康保険窓口
 - /町民税等窓口 /上下水道窓口 /公営住宅管理窓口 など

担当課：総務課 政策推進課 税務課 上下水道課 町づくり課 福祉支援課
健康づくり課 こども未来課 防災危機管理課 教育委員会 など

<行旅病人・行旅死亡人等について>

行旅病人とは、歩行することができない行旅中の病人で療養先が見つからず、救護者のない人をいい、行旅死亡人とは行旅中に死亡し引取者のいない人をいいます。

本町は日本最果てにある手つかずの美しい島々というイメージからか、これまでも県内外の行旅人による自死、及び自殺企図の事例がありました。

<竹富町消防団による救急活動>

本町は消防本部や消防署が無い、消防非常備自治体です。消防団員は本業を持ちながら消防業務に従事しています。救急発生時においては、自宅や職場から消防団が出動し、地域住民及び来訪者の生命、身体及び財産を守っています。

<八重山保健所及び竹富町消防団等の多様な団体との連携>

行旅病人・行旅死亡人についても地域性のあるリスク要因として捉え、島々で暮らす地域住民たちや地区消防団を含む多様な団体等とネットワークの強化を図り、自殺リスク発見機能の充実を図っていきます。

<八重山圏域自殺対策連絡会議への参加>

ネットワークの強化にあたり、八重山保健所が開催する「八重山圏域自殺対策連絡会議」に参加し、自殺を取り巻く課題の共有及び対策等についての検討と調整について協議します。

図表 11 地域におけるネットワーク強化の目標値

■目標値	ベースライン(現状値)	目標値	把握方法
「八重山圏域自殺対策連絡会議」への参加	年1回	継続実施	竹富町調査

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な分野において町民の支援に関わる方々を人材として確保、養成するためゲートキーパーの養成を行います。幅広い分野での自殺対策教育や研修等を実施することで、一人ひとりが支えあう地域づくりに取り組み、いのち支える自殺対策の実現を目指します。

<自殺対策に係る人材の養成>

自殺のハイリスク者の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材等（ゲートキーパー）を養成します。

<地域における自殺対策の中心人材の養成>

地域の自殺対策を推進するうえで、中心となる人材を養成することが特に重要と捉えます。自殺対策の企画や地域特性のアセスメント、ネットワークづくりができるよう人材養成を行います。

<保育・教育現場等への研修の充実>

保育・教育現場及び民生委員・児童委員については、児童生徒の健全育成のための研修等の充実を図り、関係機関と連携しながら適切に対応していける体制の整備に取り組みます。

<ゲートキーパーの養成>

ゲートキーパーには、自殺リスクの早期発見、問題整理、各種支援機関との協働、継続的な関わりなどの役割が期待されます。専門的な技術を要し、計画的なトレーニングが必要となるため、地域や自治体におけるゲートキーパーを養成することは重要な課題です。

※ゲートキーパーとは

自殺を防ぐ活動に関わる人は「ゲートキーパー（門番）」と呼ばれています。WHO（世界保健機構）でも使われていますが、日本においてもそのまま自殺対策の場面で使われています。

担当課：総務課 健康づくり課 こども未来課 福祉支援課 など

図表 12 自殺対策を支える人材育成の目標値

■目標値	ベースライン（現状値）	目標値	出典
ゲートキーパー養成講座の 開催数	未開催	年 1 回	こども未来課

(3) 住民への啓発と周知

自殺は本人だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得ることについて、理解の促進を図る必要があります。そのために、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を活用した啓発と周知を行います。一人ひとりの役割等について、町民の意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業に取り組みます。

<啓発と周知>

効果的な自殺対策を展開するためには、地域全体で自殺に対する理解を共有する必要があります。町民一人ひとりが自殺を考えている人のSOSサインに気づき、適切に対処できるよう、知識や情報の普及啓発活動をホームページやSNSを活用し行っていきます。

<自殺予防週間・自殺対策強化月間>

毎年9月10日は「世界自殺予防デー」と定められています。日本では毎年9月10日から始まる1週間を「自殺予防週間」と位置づけており、積極的に啓発活動を行います。

また、毎年3月は「自殺対策強化月間」とされています。特に長期休暇明けの自殺予防など、季節による自殺リスクに対応した集中的かつ効果的な対策を実施します。

<広報>

悩みを抱えたときの相談先を周知し、相談することの大切さを啓発するため、啓発冊子やパンフレットだけではなく、広報誌や公式ホームページなど様々な広報媒体を活用し、啓発と周知を行います。

<インターネット>

特に若年層についてはインターネット媒体に対する親和性が高いとされており、各種インターネット媒体を活用して若年層に対する支援情報の周知や自殺予防の啓発を行います。

担当課：総務課 健康づくり課 こども未来課 福祉支援課 教育委員会教育課
など

図表 13 自殺対策の住民への啓発と周知の目標値

■目標値	ベースライン（現状値）	目標値	出典
自殺予防の普及啓発活動	年 1 回	年 3 回	こども未来課

図表 14 竹富町子ども未来応援会議の周知



(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策では、個人と社会の両方において「生きることの阻害要因(リスク)」を減らし、「生きることの促進要因(保護)」を増やす取り組みが求められます。

自殺リスクにつながる様々な困難を抱える人について、その人の所属や年代、健康状態などの属性にとらわれることなく、誰もが自身のタイミングで通うことができる「居場所づくり」を目指し、生きがいや楽しさを感じられる機会を創出することで、生きることの促進要因への支援を行っていきます。

<心の健康づくり>

自殺には当人にとって解決しがたい複雑な問題が絡んでいることから、どこに相談したらよいのか社会資源へのアクセスを改善することが重要です。

<睡眠と休養>

厚生労働省「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」等の周知を図り啓発を進めます。

図表 15 睡眠の推奨事項一覧

全体の方向性	個人差を踏まえつつ、日常的に質・量ともに十分な睡眠を確保し、心身の健康を保持する
対象者*	推奨事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ● 長い床上時間が健康リスクとなるため、床上時間が8時間以上にならないことを目安に、必要な睡眠時間を確保する。 ● 食生活や運動等の生活習慣や寝室の睡眠環境等を見直して、睡眠休養感を高める。 ● 長い昼寝は夜間の良眠を妨げるため、日中は長時間の昼寝は避け、活動的に過ごす。
成人	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な睡眠時間には個人差があるが、6時間以上を目安として必要な睡眠時間を確保する。 ● 食生活や運動等の生活習慣、寝室の睡眠環境等を見直して、睡眠休養感を高める。 ● 睡眠の不調・睡眠休養感の低下がある場合は、生活習慣等の改善を図ることが重要であるが、病気が潜んでいる可能性にも留意する。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生は9～12時間、中学・高校生は8～10時間を参考に睡眠時間を確保する。 ● 朝は太陽の光を浴びて、朝食をしっかり摂り、日中は運動をして、夜ふかしの習慣化を避ける。

※ 生活習慣や環境要因等の影響により、身体の状態等の個人差が大きいことから、「高齢者」「成人」「子ども」について特定の年齢で区切ることは適当でなく、個人の状況に応じて取組を行うことが重要であると考えられる。

資料：厚生労働省 健康づくりのための睡眠ガイド 2023

<労働とメンタルヘルス>

労働者のストレス対策については、厚生労働省のポータルサイト「こころの耳」などの周知を図り啓発を進めます。

<飲酒とメンタルヘルス>

アルコールと自殺の関係性は非常に高く、依存症への対応だけではなく、お酒に関する知識の普及・啓発を進める必要があります。

<地域とのつながり>

地域の住民同士の穏やかなつきあいが自殺を防ぐと言われていています。「穏やかなつきあい」とは、気づかい合うが干渉しすぎない関係性のことを言い、深すぎる人づきあいは逆に自殺のリスクを高めることが知られています。

島しょの町である本町においては、島々で独自の地域性があることから、それら地域の実情を正しく把握して心の健康づくりを進める必要があります。

<ライフステージに応じた心の健康づくり>

年齢や社会における立場などライフステージに応じて、ストレスの高いイベントや心身の健康を保つ要素は変化していくため、一人ひとりのライフステージに応じた心の健康づくりを考える必要があります。

<居場所づくり等への支援>

乳幼児から高齢者まで、すべての町民を対象に余裕教室の活用も含めた安心・安全な活動拠点（居場所）づくりを推進します。地域の人々の参画を得て、学習

やスポーツ・文化活動、交流活動等を通して様々な世代が交流する地域の居場所づくりを推進します。

担当課：総務課 政策推進課 自然観光課 健康づくり課 こども未来課
福祉支援課 教育委員会教育課 など

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

自殺対策基本法第17条において、学校は児童生徒、保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生きていくことの意識、困難な事態、強い心理的負担への対処の仕方を身に付けるため、心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うことが努力義務として明記されています。

関係機関と連携し、児童生徒が直面する可能性のある様々な困難、ストレスへの対処方法を身につけるための教育の実現に向けた環境作りを進めます。

<学童期からの周知と啓発>

「困ったら相談する」とは変哲のない言葉ですが、どこに相談するか、誰に相談するかは、複雑な悩みを抱える児童生徒からすると、越えることができないハードルに感じられるものだと考えます。こころのSOSを発信すること、相談することは恥ずかしいことではないことを学童期から伝えていくことは、心の健康づくりの基本的かつ重要なスタートです。

また、人とのつながりを構築することや自己肯定感などは学童期までに身につくものであり、子どもに対する周囲の大人の関わり方が重要になります。

- ・児童生徒や保護者がSOSに気づき、希求行動ができるように文部科学省、県からのパンフレット等の配布を行います。(教育委員会教育課)
- ・教室に入れない児童生徒等の学習指導や教育相談を行います。また、生徒指導主任と連携し、問題行動や不登校等の実態把握、校外指導、統計資料の作成等、教育活動の支援を行います。(教育委員会教育課)
- ・問題行動や様々な悩みを持つ児童生徒の健全育成を支援するために必要な事項について相談を受け、児童生徒、教師、保護者の問題解決を支援します。(教育委員会教育課)
- ・定期的な問題行動等の実態把握、分析・考察を踏まえた未然防止及び再発防止に係る適切な指導を通して、生徒指導の充実に務めます。(教育委員会教育課)

担当課：健康づくり課 こども未来課 教育委員会教育課 など

竹富町再犯防止推進計画

竹富町再犯防止推進計画

1. 計画策定の背景

(1) 計画策定の経緯

平成28年12月に施行された「再犯防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すること、また再犯の防止等に関する計画を定めるよう努めることとされました。

沖縄県においても「沖縄県再犯防止推進計画」(計画期間：2020～2024年度)を策定し、国の計画をもとに6つの支援策を位置づけています。

国はこの間の成果と課題をとりまとめ、2023年3月に「第二次再犯防止推進計画」(計画期間：2023～27年度)を閣議決定し、以下の7つの重点課題を示しています。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

本町においても、過去に犯罪や非行をした人の立ち直りの支援と、地域社会の一員として生活できるよう住民の理解と促進を図るため、「竹富町再犯防止推進計画」を地域福祉計画と併せて策定することとしました。

(2) 再犯防止推進計画策定の法的根拠

竹富町再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、市町村における再犯の防止に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)と位置づけます。

図表1 再犯防止等の推進に関する法律(抜粋)

再犯の防止等の推進に関する法律 抜粋
(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

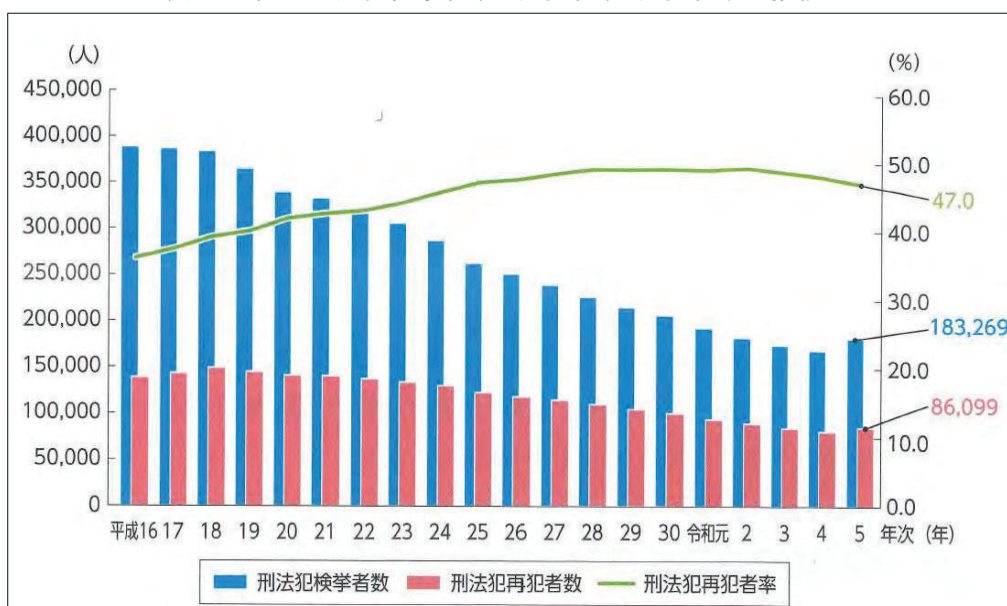
2. 現在の状況

(1) 全国の状況

全国の刑法犯検挙者数と再犯者数についてみると、刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は平成19年以降、毎年減少しており、令和4年は8万1,183人であったが、令和5年は17年ぶりに増加し、8万6,099人となっています。

また、刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成9年以降上昇傾向にあったが、令和3年からは減少に転じ、令和5年は47.0%と前年(47.9%)よりも減少しています。

図表2 全国の刑法犯検挙者数と再犯者数・再犯者率の推移

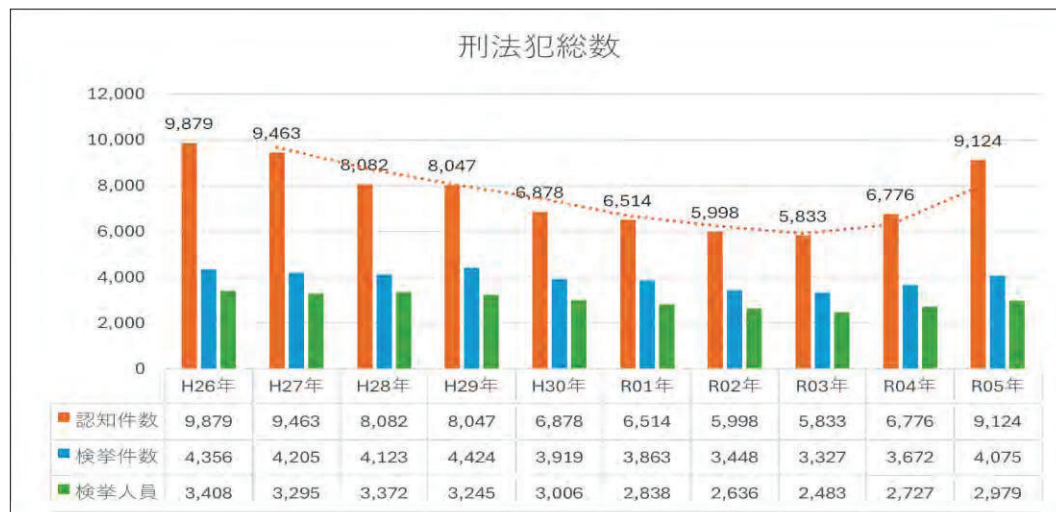


資料：令和6年版再犯防止推進白

(2) 沖縄県の状況

沖縄県における平成26年から令和5年までの10年間の刑法犯総数の推移をみると、認知件数が令和4年以降増加傾向にあります。検挙率（認知件数に占める検挙件数の割合）も令和4年以降増加傾向にあり、近年は50%台後半で推移しています。

図表3 沖縄県の刑法犯総数

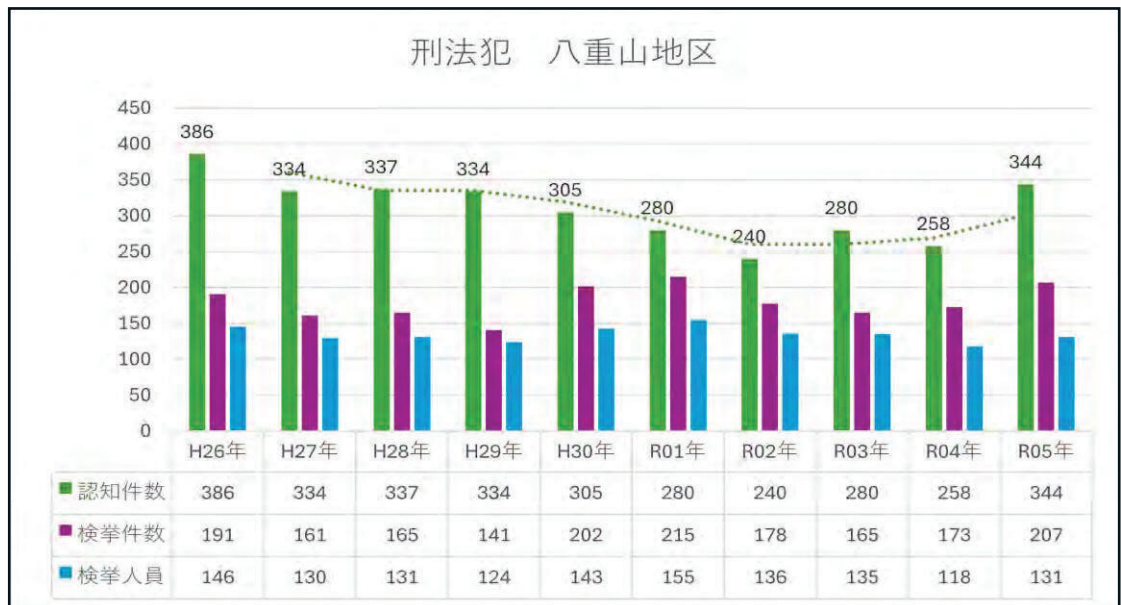


資料：沖縄県警察ウェブサイト 犯罪統計資料 令和6年

(3) 八重山地区での現状

八重山警察署管内(※1)において、令和2年まで認知件数は減少傾向でしたがその後増加傾向にあります。再犯率の推移傾向を把握することは困難ですが、令和2年以降に検挙件数も増加傾向となっています。

図表4 八重山地区の刑法犯総数



資料：沖縄県警察ウェブサイト 犯罪統計資料 令和6年

※1 八重山警察署の管轄区域は石垣市、竹富町、与那国町です。よって、八重山警察署のデータには石垣市と与那国町のデータも含まれます。そのため数値の取り扱いには注意が必要であり、単純に比較することはできません。あくまでも参考データとして参照してください。

3. 計画の基本方針

本計画は、犯罪や非行をした者が社会の一員として自立し、再び犯罪に及ばないよう支援することで、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とします。再犯の防止は、刑事司法関係機関のみならず、医療・福祉・雇用・地域など多様な分野が連携して取り組むべき社会的課題です。そのため、竹富町では沖縄県・関係機関・地域住民・民間団体が相互に連携し、包括的かつ継続的な支援体制を構築します。

具体的には、生活基盤の安定、医療・福祉・心理的支援の充実を図るとともに、地域社会における受け入れ体制を強化し、更生意欲の維持と社会参加を促進する。また、被害者等の心情に十分配慮し、再犯防止と被害者支援の両立を目指します。

4. 基本施策

本計画は、次の3つの施策に基づき、取組みを進めていきます。

- (1) 安定した生活の確保及び保健医療・福祉サービスの利用促進
- (2) 関係機関の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- (3) 非行の防止・学校等と連携した取組み

5. 施策の体系

図表 5 竹富町再犯防止推進計画の施策体系

基本施策 1	安定した生活の確保及び保健医療・福祉サービスの利用促進
主な取組み	生活困窮者自立支援事業の相談窓口
	生活保護事業の申請・相談窓口
	地域包括センター
	民生委員児童委員協議会
基本施策 2	関係機関の活動の促進、広報・啓発活動の推進
主な取組み	八重山保護区保護司会
	八重山更生保護女性会
基本施策 3	非行の防止・学校等と連携した取組み
主な取組み	“社会を明るくする運動”事業

6. 基本施策の推進

(1) 安定した生活の確保及び保健医療・福祉サービスの利用促進

刑務所を出所した人の中には、さまざまな福祉的な課題を抱えており、「もう犯罪はしない」という本人の意思だけでは社会復帰が容易ではない場合が少なくありません。こうした状況を踏まえ、福祉的支援を必要とする人の実態を的確に把握し、本人の置かれた環境や生活状況に応じて、適切な保健・医療・福祉等のサービスへつなげる必要があります。

犯罪を行った人の再出発を支えるとともに、再犯による新たな被害を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、当事者が地域の中で孤立することなく、安定した生活を営めるよう、関係機関が連携した包括的な支援体制の整備が必要です。

また、再犯防止の取組みにおいては、犯罪や非行からの立ち直りを目指す当事者だけでなく、犯罪被害者等への支援にも十分に配慮し、双方に寄り添った他面的な支援を行うことが重要です。

【主な取組】

●生活困窮者自立支援事業の相談窓口

生活保護を受けるまでには至らないものの、経済的に厳しい状況にあり、心身の不調や家庭内の問題、多重債務など複数の課題を抱える人を対象に、課題の内容に応じて、民間団体や福祉事務所などの適切な支援機関へつなぐ役割を担っています。

●生活保護事業

経済的な理由などにより、日常生活を維持することが困難な場合、憲法第 25 条の理念に基づく生活保護法により、生活の保障を受けることができます。福祉支援課にその申請や相談の窓口があり、必要な支援が受けられるよう対応しています。

●地域包括支援センター

成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業を通じて、身近に頼れる家族がいない人や、認知症などで判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用支援や権利擁護のための援助を行います。地域における高齢者の安心した生活を支える総合的な相談窓口です。

●民生委員・児童委員協議会

厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員が、地域住民に寄り添いながら生活上の相談に応じ、行政や専門機関との橋渡しを行います。地域福祉の向上を目的として、関係機関と連携・協力しながら活動しています。

(2) 関係機関の活動の促進、広報・啓発活動の推進

犯罪をした人などの社会復帰支援は、多くの民間協力者による活動に支えられています。これらの活動は、刑事司法手続きの中で、あらゆる段階を幅広くカバーしており、刑事司法関係機関や地方公共団体などの公的機関と連携しながら進められています。

民間協力者の中でも、保護司は犯罪や非行に関わった人が地域の中で孤立することなく、社会の一員として安定した生活を送ることができるよう、保護観察官と連携して保護観察を行うなど、重要な役割を担っています。保護司の活動は、地域の安全・安心の確保においても欠かすことのできない存在です。

また、八重山更生保護女性会などの更生保護ボランティアをはじめとする多くの民間協力者が、地域に根ざした多様な支援活動を展開しています。それぞれの立場や強みを生かしながら相互に連携し、罪を犯した人の社会復帰や再犯防止に貢献しています。

本町では、保護司が安心して更生保護活動に取り組めるよう、対象者のプライバシーが適切に守られる環境を確保するため、関係機関と連携して環境整備を進めます。具体的には面談・相談、指導等を行う場として、本庁の会議室や会議室を備えた公共施設等を利用できるよう必要な支援を行います。

これにより、更生保護活動が円滑に進むよう努めていきます。

また、町民への啓発や理解促進を目的として、広報誌等による情報発信を推進します。特に、本町の特色である高校がないことによる若年層の早期転出という課題を踏まえ、町外で生活する若者と保護者に向けて、犯罪被害・非行防止に関する情報提供や相談先の周知を図るため、広報誌の発行や出前講話などの啓発活動を実施します。

あわせて、保護司の活動内容や役割について広く周知し、地域の理解促進と担い手確保につなげるため、保護司会および保護観察所から提供される資料等を活用し、広報誌を通じた周知や保護司の担い手の募集広報を行います。

【主な取組】

- 広報誌などを活用した保護司活動の紹介および担い手募集の案内
- 非行防止・犯罪予防に関する広報誌発行と出前講話の実施
- 町が実施する「社会を明るくする運動」等への参加・協力

- 関係機関と連携した相談体制の周知・支援強化
- 更生保護女性会など民間協力者との連携による地域啓発活動
- 保護司等の円滑な更生保護活動の支援

●八重山保護区保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱を受けたボランティアで、犯罪や非行をした人が刑務所や少年院を出た後、社会の中で自立した生活を送れるように支援しています。保護観察官と連携し、面談や生活相談、再犯防止に向けた見守り活動などを行っています。

竹富町の保護司は石垣市・竹富町・与那国町の3市町で構成される八重山保護区保護司会に所属し、令和7年10月現在、40名（うち竹富町8名）が活動しています。

本町は保護司会と連携しながら、再犯防止啓発月間の啓発・町が実施する「社会を明るくする運動」などに参加、協力しています。

●八重山更生保護女性会

八重山地域を活動拠点として、地域社会における犯罪・非行の未然防止及び更生支援への理解を地域社会に広めるため、町が実施する「社会を明るくする運動」などに参加・協力しています。

(3) 非行の防止・学校等と連携した取組み

本町には高等学校がないため、子どもたちは中学校卒業後、15歳で親元を離れて進学せざるを得ない状況にあります。非行などを理由とした就学中断を防ぐためには、犯罪予防活動の推進や学習支援・進学支援など、子どもが継続して学び続けられる環境を整備する必要があります。そのため、学校をはじめ関係機関と連携を強化し、非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進しています。特に、町外に進学した生徒やその保護者に対しては、犯罪被害やトラブル防止に関する情報を発信するため、広報誌の配布や出前講話の実施など、継続的な支援と見守り体制の構築を図ります。

【主な取組】

●「社会を明るくする運動」事業

本町では、「社会を明るくする運動」と連携し、「青少年の非行・被害防止強化月間」の取組を各中学校持ち回りで実施しています。島を離れて進学するという地域特性を踏まえ、進学を控えた中学生に対して非行防止や被害防止への理解を深め、地域と学校が協力して健全な成長を支えることを目的としています。

資料

竹富町地域福祉計画・活動計画 自殺対策計画 再犯防止推進計画 用語解説

8050 問題

8050 問題は、80 代の親が 50 代の子どもを支える状況を指します。子どもが長期にわたり無職や引きこもり状態であるため、親の高齢化に伴い生活困窮や介護負担が深刻化します。この問題は孤立や貧困の連鎖を引き起こし、地域福祉や就労支援の強化が求められています。

DV

DV（ドメスティックバイオレンス）は、家庭内で行われる暴力や虐待の総称です。身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力も含まれます。被害者保護や加害者更生のため、相談窓口や法的支援の整備が重要です。

ICT

ICT は「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、福祉や介護分野での情報共有やサービス効率化に活用されます。見守りシステムやオンライン相談、介護記録の電子化などが代表例です。

PDCA サイクル

PDCA サイクルは、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）の 4 段階を繰り返す管理手法です。福祉や介護サービスの質向上に不可欠な考え方として導入されています。継続的な改善を通じて計画の質を高めることが目的です。

アセスメント

アセスメントは、利用者の生活状況や健康状態を総合的に評価するプロセスです。課題やニーズを明確化し、適切な支援計画を立てるために行われます。福祉の分野で面談や調査を通じて実施します。

生きることの阻害要因

生きることの阻害要因は、自殺リスクを高める要因を指します。孤立や経済困窮、精神疾患などが含まれます。早期発見と支援が重要です。

生きることの促進要因

生きることの促進要因は、自殺リスクを減らす要因を指します。社会的つながりや自己肯定感、希望を持てる環境が含まれます。地域での支援体制が鍵となります。

依存症

依存症は、アルコールや薬物、ギャンブルなどへの依存状態を指します。治療と支援が必要であり、社会復帰のための包括的な対策が求められます。

お出かけサポート

お出かけサポートは、高齢者や身体障がい者等の外出を支援するサービスです。通院や公共施設等へ利用などに使えますが、事前の予約が必要です。

介護ケアマネージャー

介護ケアマネージャーは、要介護者のケアプランを作成し、サービス調整を行う専門職です。利用者や家族の希望を踏まえ、医療・介護・福祉サービスを総合的に組み合わせます。

介護予防

介護予防は、要介護状態になることを防ぐための取り組みです。運動や栄養改善、社会参加などが含まれます。高齢者の自立支援と健康寿命の延伸を目的としています。

通いの場

通いの場は、高齢者等が集まり交流する場です。介護予防や孤立防止に役立ちます。地域包括ケアの一環として全国で推進されています。

管理栄養士

管理栄養士は、栄養管理や食事指導を専門とする国家資格を持つ職種です。病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方一人ひとりに合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や栄養管理を行います。

居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師や薬剤師、管理栄養士が在宅療養者に対して服薬や栄養管理の指導を行うサービスです。介護保険の対象であり、在宅医療の質を高める役割を担います。

刑余者

刑余者とは、刑務所を出所した人を指します。社会復帰が困難で再犯リスクが高いことが課題です。更生保護や就労支援、生活支援を通じて再犯防止を図る取り組みが必要です。

検挙率

検挙率は、認知された犯罪のうち検挙された割合を示します。治安維持の指標として重要であり、警察活動の評価にも用いられます。

健康寿命

健康寿命は、健康に生活できる期間を示す指標です。平均寿命との差を縮めることが政策課題となっています。介護予防や生活習慣改善が重要な要素です。

ゲートキーパー

ゲートキーパーは、自殺の危険を察知し、支援につなげる人を指します。地域や職場での役割が重要であり、研修や啓発活動が行われています。自殺予防のキーパーソンです。

広域避難訓練

広域避難訓練は、大規模災害時に広範囲にわたって住民が安全に避難するための訓練です。自治体や住民が協力して実施されます。

後期高齢者

後期高齢者は、75歳以上の高齢者を指します。医療や介護の必要性が高まる年代となります。

子育て支援アドバイザー

子育て支援アドバイザーは、子育て家庭に対して相談や情報提供を行う専門職です。

子育て支援事業

子育て支援事業は、子育て家庭を支援する施策やサービスです。保育所やファミリーサポート、子育て世代包括支援センターなどが含まれます。育児負担の軽減と少子化対策が目的です。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域で複雑な課題を抱える世帯に包括的な支援を行う専門職です。生活困窮、虐待、孤立など多様な問題に対応します。相談者と地域資源をつなぐ役割を果たします。

在宅支援

在宅支援は、利用者が自宅で生活を続けられるよう支援するサービスです。訪問介護や訪問看護、配食サービスなどが含まれます。高齢者や障がい者の自立支援に不可欠です。

再犯防止推進計画

再犯防止推進計画は、国が策定する再犯防止のための基本方針です。刑余者や非行経験者への就労支援、地域社会との連携強化などが盛り込まれます。安全な社会の実現を目指します。

歳末助け合い募金

歳末助け合い募金は、年末に行われる地域福祉募金活動です。集められた募金は生活困窮者や福祉事業に活用されます。

自殺死亡率

自殺死亡率は、人口10万人あたりの自殺者数を示す指標です。

自殺総合対策大綱

自殺総合対策大綱は、国の自殺防止に関する基本方針です。ゲートキーパー養成や相談体制の整備、地域連携の強化などが含まれます。

自殺対策強化月間

自殺対策強化月間は、自殺防止対策を強化するための啓発期間です。毎年3月に実施され、全国でキャンペーンや相談活動が行われます。

自殺予防週間

自殺予防週間は、自殺対策を推進するためには、自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発するための期間で、毎年9月に設定され、相談窓口の周知や啓発イベント等が実施されます。

児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭に支給される手当です。この手当は、ひとり親家庭の生活安定と自立促進、児童の福祉増進が目的です。所得制限や支給要件が定められています。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する民間団体です。ボランティア活動や生活困窮者支援、災害時の支援など幅広い活動を行います。地域福祉の中核的役割を担います。

社会福祉士

社会福祉士は、福祉分野の専門資格であり、相談援助を中心に生活困窮者や高齢者、障がい者などへの支援を行います。

社会福祉主事

社会福祉主事は、社会福祉事務所などで働く人に求められる任用資格です。社会福祉の知識をもって、支援を求める人たちのサポートを行い、円滑な福祉サービスの利用向上と社会福祉の増進を図る役割を担っています。

社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、そ犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。毎年7月が強化月間となり、広報やイベントを通じて理解促進を図ります。

出張シルバー相談会

出張シルバー相談会は、高齢者向けの相談会を地域で開催する取り組みです。介護や福祉サービスに関する情報提供を行います。高齢者の不安解消と生活支援に役立ちます。

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、訪問・通所・宿泊を組み合わせた介護サービスです。地域密着型で柔軟な対応が可能となります。

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障がいのある人に交付される手帳です。福祉サービスや各種支援を受けるために必要です。障がいの程度に応じて等級が設定されます。

生活困窮者

生活困窮者は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を指します。

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援事業は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度です。ひとりひとりの状況に合わせて、仕事の支援、住まいの支援、家計の立て直しの支援などさまざまな支援を提供します。

生活支援相談員

生活支援相談員は、高齢者や障がい者の生活支援に関する相談を受ける専門職です。地域包括ケアの一環として活動します。利用者の生活の質向上に貢献します。

生活保護ケースワーカー

生活保護ケースワーカーは、生活保護受給者の相談や支援を行う職員です。対象者が抱える問題の把握、支援策の検討、援助計画の立案などを行い通じて自立を促します。

生活保護受給率

生活保護受給率は、総人口または調査対象となる特定の集団に対する生活保護受給者の割合を示す指標です。地域の生活困窮状況を把握するために用いられます。

生産年齢人口

生産年齢人口は、15歳から64歳までの人口を指します。労働力の中心となる層であり、経済活動の基盤です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのある人に交付される手帳です。医療費助成や福祉サービス利用に必要です。障がいの程度に応じて等級が設定されます。

成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分な人を支援する制度です。財産管理や契約手続きなどを後見人が代行します。高齢者や障がい者の権利擁護に重要な役割を果たします。

世界自殺予防デー

世界自殺予防デーは、自殺防止を啓発する国際的な記念日です。毎年9月10日に実施され、自殺に対する注意・関心を喚起し、自殺予防のための行動を促進することを目的としています。

前期高齢者

前期高齢者は、65歳から74歳までの高齢者を指します。健康維持や介護予防が重要な課題です。

竹富町子ども未来応援会議

竹富町子ども未来応援会議は、子育てするうえでの困りごとの解決を目的に設置された協議会です。家庭や子育てに関する多種多様な問題を扱います。

多問題世帯

多問題世帯は、複数の課題を抱える世帯を指します。生活困窮や虐待、介護問題などが重なるケースが多いです。

地域ケア会議

地域ケア会議は、地域の支援体制を協議する場であり、専門職や行政、地域住民が参加します。個別ケースの検討や地域課題の共有を行い、包括的な支援を実現します。地域包括ケアシステムの重要な要素です。

地域包括ケア

地域包括ケアは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、生活支援等を一体的に提供する仕組みです。地域の多職種連携が不可欠であり、包括的な支援体制を構築することが目的です。高齢化社会に対応するための重要な政策です。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための総合相談窓口です。介護予防や権利擁護など包括的な支援につなげます。

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護保険制度に基づき、地域に根ざした小規模な事業所が提供するサービスです。小規模多機能型居宅介護などが含まれます。利用者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援します。

地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、地域に密着した小規模な通所介護サービスです。利用者が施設に通い、入浴や食事、機能訓練を受けることができます。

地域自殺対策推進センター

地域自殺対策推進センターは、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援（自殺対策）」を受けられるよう、地域で自殺防止対策を推進する拠点です。

認知件数

認知件数は、犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、警察等が発生を認知した事件の数です。治安状況を示す重要な指標となります。

認知症

認知症は、記憶や判断力が低下し、日常生活に支障をきたす状態です。高齢者に多く見られ、介護や医療の支援が必要です。早期発見と対応が重要です。

配食サービス

配食サービスは、主に独居の高齢者に食事を届けるサービスです。栄養管理や安否確認の役割も果たします。

発達障害

発達障害は、自閉症スペクトラムや ADHD など、発達に特性がある状態を指します。早期支援と教育的配慮が重要です。

非行経験者

非行経験者は、少年期に非行歴のある人を指します。再犯防止や社会復帰支援が課題です。

パブリックコメント

パブリックコメントは、政策案への住民の意見募集のための制度です。行政の透明性を高め、住民参加を促進します。

ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、子育て家庭の相互援助活動を支援する事業で、地域の子育て支援ネットワークを強化する仕組みです。

複合型福祉施設

複合型福祉施設は、複数の福祉サービスを提供する施設です。高齢者、障がい者、子育て世帯など多様なニーズに対応します。地域包括ケアの拠点として機能します。

フードバンク

フードバンクは、食品を集めて困窮者に提供する活動です。団体や個人からの寄付を受けて運営され、地域福祉の重要な資源となっています。

平均寿命

平均寿命は、出生時に予測される平均的な寿命を指します。健康寿命とのバランスが課題です。

包括的な支援体制（重層的支援）

包括的な支援体制は、複数の課題を抱える世帯に対し、分野横断的な支援を行う仕組みです。生活困窮、虐待、介護など複合的な問題に対応するため、行政や地域資源が連携します。地域福祉の強化に不可欠な取り組みです。

訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。高齢者や障がい者の在宅生活を支える重要な役割を果たします。介護保険制度に基づいて提供されます。

訪問看護

訪問看護は、看護師などの専門職が利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて必要な医療処置や療養上の世話、生活支援等を行うサービスです。

訪問リハビリ

訪問リハビリは、理学療法士などが利用者宅でリハビリを行うサービスです。心身機能の維持・改善や日常生活動作の向上等を目的とし、在宅生活の質を高めます。介護保険の対象サービスです。

保健師

保健師は、地域の健康づくりや保健指導を行う専門職です。母子保健や成人保健、感染症対策など幅広い分野で活動します。地域住民の健康維持と疾病予防に重要な役割を果たします。

保健所

保健所は、地域の公衆衛生を担う行政機関です。感染症対策、食品衛生、健康相談などを行います。地域の健康安全を守る中核的な施設です。

保護観察官

保護観察官は、保護観察対象者の指導や支援を行う国家公務員です。更生保護制度の運営に関わり、再犯防止を目指します。

保護司

保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣からの委嘱を受け、刑余者の生活指導や就職支援などを行います。

保護司会

保護司会は、保護司の組織です。犯罪や非行をした人の社会復帰を支援します。

民生委員・児童委員

民生委員は、地域で福祉活動を担うボランティアです。生活困窮者や高齢者の相談支援を行い、地域福祉の推進に貢献します。行政と住民をつなぐ役割を果たします。児童委員は、地域で子供の健全育成を支援するボランティアです。児童福祉に関する相談や情報提供を行います。地域の子育て支援ネットワークの一翼を担います。

メンタルヘルス

メンタルヘルスは、心の健康状態を指します。メンタルヘルスの維持のため職場や学校での対策も重要です。

ライフステージ

ライフステージは、人生の各段階を指します。乳幼児期、成人期、高齢期などが含まれます。各段階に応じた支援が必要であり、福祉政策に反映されています。

要介護認定者数

要介護認定者数は、介護保険制度で介護保険の第1号被保険者（主に65歳以上の高齢者）のうち要介護・要支援認定を受けている人の数です。地域の高齢化や健康状態を把握するための重要な指標です。

要介護認定率

要介護認定率は、介護保険の第1号被保険者（主に65歳以上の高齢者）の総数に対して、要介護・要支援認定を受けている人の割合を示す指標です。

老年人口

老年人口は、65歳以上の人口を指します。高齢化率の算出に用いられ、社会保障や介護政策の基礎データとなります。

老々介護

老々介護は、高齢者が高齢者を介護する状況を指します。高齢化社会で増加しており、介護負担や共倒れのリスクが課題です。

竹富町地域福祉計画・活動計画策定委員会設置要綱

竹富町地域福祉計画・活動計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年5月1日

竹富町長 前泊 正人

竹富町告示第 68 号

竹富町地域福祉計画・活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき竹富町地域福祉計画・活動計画の策定及び進行管理を行うため、竹富町地域福祉計画・活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画・活動計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画・活動計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他地域福祉計画・活動計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 各団体の代表者
- (4) 町の職員
- (5) その他、町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画策定完了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を求めることができる。

(連携)

第8条 町は、竹富町社会福祉協議会と連携し、地域福祉計画・活動計画の策定及び策定委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

(事務局)

第11条 委員会に事務局を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

- (1) 第2条の審議事項の調査に関すること。
- (2) 委員会に提出する原案作成に関すること。

(個人情報の保護)

第12条 委員会の関係者は、会議で知り得たプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく個人の秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

竹富町地域福祉計画・活動計画策定員名簿

	名 前	分 野	役 職 等
1	島村 聡	学識経験者	沖縄大学教授
2	與儀 隆一	保健・医療・福祉関係者	沖縄県社会福祉協議会
3	津嘉山 航	保健・医療・福祉関係者	一般社団法人 UNIVA
4	河合 正憲	保健・医療・福祉関係者	竹富町民生委員会 会長
5	花城 正美	各団体の代表者	竹富町社会福祉協議会 会長
6	保多盛 信旦	保健・医療・福祉関係者	すむづれの家 管理者
7	大嶺 誠	各団体の代表者	公民館連合会 会長
8	石原 和義	各団体の代表者	消防団 古見分団長
9	富松 礼奈	町の職員	子育て支援センター
10	久貝 由美子	保健・医療・福祉関係者	黒島笑いていーサロン
11	松原 史	町の職員	小浜集落支援員
12	内盛 良枝	保健・医療・福祉関係者	民生委員
13	嘉本 静愛	各団体の代表者	竹富町子供育成連合会事務局長
14	岸上 奈実子	町の職員	健康づくり課 課長
15	本村 しのぶ	保健・医療・福祉関係者	八重山保健所 地域保健班 班長

竹富町地域福祉計画・活動計画の

策定経過

本計画の策定にあたっては、町民の皆さんの声を反映することを重視しました。

令和7年度に竹富町福祉支援課を中心に関係課、竹富町社会福祉協議会等による「地域福祉計画・活動計画策定事務局会議」を立ち上げ、住民アンケート調査や関係者へのヒアリング調査を実施し、令和6年度に実施された地域別の町長ゆんたく会で出された声も含めて現場の意見や課題をもとに、行政・社協などが協働して検討を進めました。

事務局では、令和7年度当初から複数回にわたり会議を開催し、計画の基本的な考え方や構成、現状把握及び課題整理、施策の方向性等について協議を行いました。これらの会議を通じて、関係機関間での情報共有と意見交換を重ね、計画案の策定に必要な資料やデータを整理しました。

令和7年10月に、竹富町長及び竹富町社会福祉協議会長からの諮問を受け、学識経験者、福祉関係者、地域代表などで構成する「竹富町地域福祉計画・活動計画策定委員会」を設置しました。委員会では、地域福祉計画の基本理念や基本目標、施策体系、地域福祉活動計画の方向性などについて、段階的に審議を行いました。

策定委員会での検討結果をもとに計画案を取りまとめ、12月にパブリックコメントを実施し、町民の皆さんの意見を反映した上で、令和8（2026）年2月に竹富町長と竹富町社会福祉協議会長に答申を行いました。

策定に至る主な経緯とスケジュールは以下のとおりです。

図表 計画策定の主な経緯・スケジュール

年 月	主な取組内容	担当・関係機関
令和7年5月	策定方針の決定、事務局設置	福祉支援課・社協
令和7年6月13日	第1回竹富町地域福祉計画・活動計画策定事務局会議	事務局
令和7年7月9日	第2回竹富町地域福祉計画・活動計画策定事務局会議	事務局
令和7年8月27日	第3回竹富町地域福祉計画・活動計画策定事務局会議	事務局
令和7年6月～8月	住民アンケート調査の実施・集計	事務局
令和7年8月～9月	関係団体へのアリング調査	事務局
令和7年10月8日	第1回策定委員会 (計画構成・課題整理・理念・目標・施策方針案の検討)	策定委員会
令和7年10月22日	第4回竹富町地域福祉計画・活動計画策定事務局会議	事務局
令和7年12月5日	第2回策定委員会 (施策の体系・展開方針・地域福祉増進の仕組みと連携体制・評価とアセスメントの検討)	策定委員会
令和7年12月10日 ～19日	パブリックコメント実施	事務局
令和7年12月24日	第5回竹富町地域福祉計画・活動計画策定事務局会議	事務局
令和8年1月14日	第6回竹富町地域福祉計画・活動計画策定事務局会議	事務局
令和8年1月16日	第3回策定委員会計画 (計画のとりまとめ、関係課協議)	策定委員会
令和8年2月24日	竹富町地域福祉計画・活動計画答申	竹富町・社協
令和8年3月	計画策定・公表	竹富町・社協

竹 富 町
地域福祉計画
地域福祉活動計画
自殺対策計画
再犯防止推進計画

発 行 日 令和8（2026）年3月

発 行 竹 富 町

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

TEL (0980)82-6191(代)

調査・策定支援 一般社団法人 地域医療・福祉研究所

(本部) 〒164-0013 東京都中野区弥生町 1-54-17-101

TEL (03)4283-4360 arsvita164@gmail.com

(八重山事務所) 〒907-0024 石垣市新川87-2-403

